

表紙

第一次（現行）計画

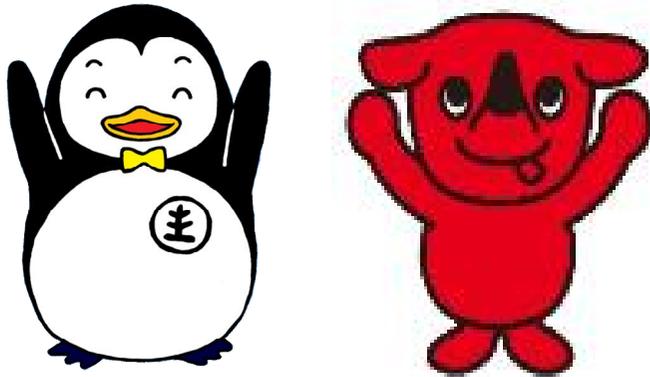
第二次計画（案）

千葉県 再犯防止推進計画

第二次千葉県 再犯防止推進計画

～誰もが暮らしやすい千葉県づくり～

～誰もが暮らしやすい千葉県づくり～



令和4年1月
千葉県

令和8年 月
千葉県

第一次（現行）計画	第二次計画（案）
<p style="text-align: center;">はじめに</p> <p>全国の刑法犯認知件数は、2002年（平成14年）をピークに年々減少し、2019年には約75万件と、ピーク時の3分の1を下回っています。また、本県の刑法犯認知件数についても、2002年をピークに年々減少傾向にあります。</p> <p>その一方で、再犯者の刑法犯検挙者に占める割合は、千葉県内では約5割で推移し、全国的にも上昇傾向にあることから、「再犯の防止」は、安全で安心して暮らせる社会を実現する上で重要な課題となっています。</p> <p>このような状況の中、2016年（平成28年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体の責務が明示されるとともに、2017年12月には国の「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。</p> <p>このため、本県では2018年（平成30年）11月に「千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会」を設置するとともに、地域再犯防止推進モデル事業により、刑務所出所者等の社会復帰に向けた包括的支援の取組を進めてまいりました。その成果や課題を踏まえ、このたび、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を支援し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、「千葉県再犯防止推進計画」を策定いたしました。</p> <p>犯罪や非行をした人たちの中には、仕事や住居がない、薬物依存がある、適切な福祉サービスを受けられない等の理由により、地域社会で生活する上で困難を抱えている場合が多くあります。そのような人たちが社会で孤立したり、十分な支援を得られないことにより、再び罪を犯してしまうことのないよう、国、県、市町村、関係機関及び民間団体等が連携し、社会復帰に向けた“息の長い”支援を行っていくことが必要です。</p> <p>本県では、今後、この計画に基づき、「誰もが暮らしやすい千葉県」の実現を目指して犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する取組を進めてまいります。県民の皆様には、立ち直りに向けた“息の長い”支援に御理解、御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>結びに、本計画の策定に当たり御尽力をいただきました千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会の委員の皆様を始め、関係者の方々に対しまして、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>令和4年1月</p> <p style="text-align: center;">千葉県知事 熊谷 俊人</p> 	<h1>作成中</h1>

目 次

第一次（現行）計画	第二次計画（案）
<p>計画の概要</p> <p>1 計画の策定趣旨・目的</p> <p>2 計画の基本理念</p> <p>3 計画の位置づけ及び対象者</p> <p>4 計画の期間</p> <p>本県における再犯防止を取り巻く状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 刑法犯の認知件数、検挙件数及・人員【千葉県】 ○ 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率 ○ 新受刑者中の再入者数・再入者率 ○ 出所受刑者の2年以内再入者数 <p>重点課題</p> <p>計画の目標等</p> <p>具体的な取組</p> <p>1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題） 「犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進」</p> <p>2 個別課題の解決に向けた重点課題</p> <p>（1）県・市町村、国、民間団体の連携強化</p> <p>（2）社会における居場所の確保 就労等の確保に向けた相談・支援の充実 住居の確保等</p> <p>（3）保健医療・福祉サービスの利用の促進 高齢者又は障害者等への支援等 薬物依存を有する人への支援等 適切な医療を必要とする人への支援等</p> <p>（4）非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施 児童生徒の非行の未然防止等 学校等と連携した立ち直り支援 学校や地域社会において再び学ぶための支援</p> <p>（5）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施 少年・若年者に対する支援等（児童福祉との連携強化）</p>	<p>計画の概要</p> <p>1 計画の策定趣旨・目的</p> <p>2 計画の基本理念</p> <p>3 計画の位置づけ及び対象者</p> <p>4 第二次計画策定に向けた基本的な方向性</p> <p>5 計画の期間</p> <p>本県における再犯防止を取り巻く状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 刑法犯の認知件数、検挙件数及・人員【千葉県】 ○ 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率 ○ 新受刑者中の再入者数・再入者率 ○ 出所受刑者の2年以内再入者数 <p>重点課題（施策）</p> <p>計画の目標等</p> <p>具体的な取組</p> <p>1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題（施策）） 「犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進」</p> <p>2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）</p> <p>（1）地域による包摂の推進</p> <p>（2）社会における居場所の確保 就労等の確保に向けた相談・支援の充実 住居の確保等</p> <p>（3）保健医療・福祉サービスの利用の促進 高齢者又は障害者等への支援等 薬物依存を有する人への支援等 適切な医療を必要とする人への支援等</p> <p>（4）非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施 児童生徒の非行の未然防止等 学校等と連携した立ち直り支援 学校や地域社会において再び学ぶための支援</p> <p>（5）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施 少年・若年者に対する支援等（児童福祉との連携強化）</p>

女性の抱える問題に応じた支援等
発達上の問題を有する犯罪をした人等に対する支援等
その他犯罪をした人等の特性に応じた支援等
(6) 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進
民間協力者の活動の促進等
広報・啓発活動の推進等

計画の推進体制と進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 今後の展開

女性の抱える問題に応じた支援等
発達上の問題を有する犯罪をした人等に対する支援等
その他犯罪をした人等の特性に応じた支援等
(6) 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進
民間協力者の活動の促進等
広報・啓発活動の推進等

計画の推進体制と進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理及び今後の展開

その他 コラム、資料編

コラム

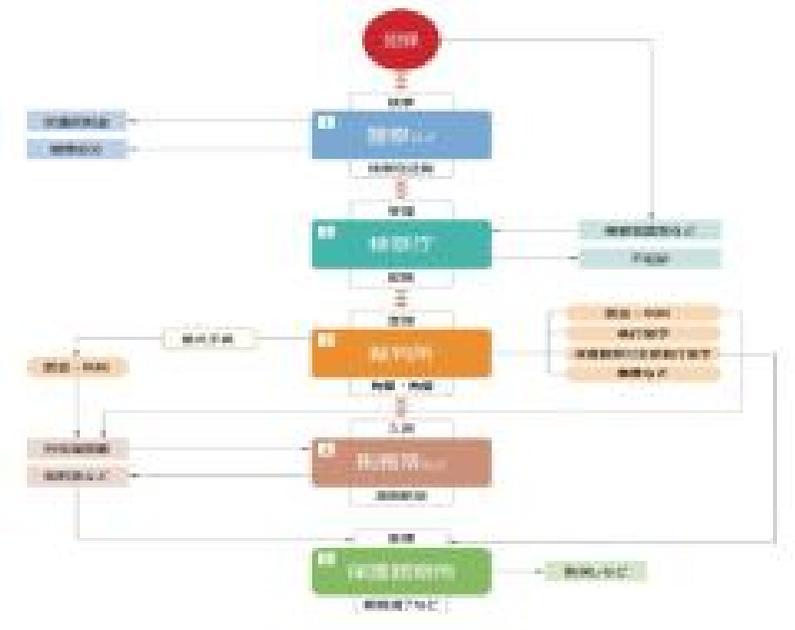
第一次（現行）計画	第二次計画（案）
<コラム>	
千葉県における地域再犯防止推進モデル事業・・・・・・・・・・ 9 千葉県独自の取組【中核地域生活支援センター】・・・・・・・・ 12 東京矯正管区のご紹介【東京矯正管区】・・・・・・・・・・ 15 更生保護の実施機関【千葉保護観察所】・・・・・・・・・・ 16 支援の輪【千葉刑務所】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 関東更生支援ネットワークのご紹介【東京矯正管区】・・・・ 32 刑事政策総合支援室における再犯防止の取組【千葉地方検察庁】・・・ 36 【更生保護法人 千葉県更生保護助成協会】・・・・・・・・ 42 【認定特定非営利活動法人 千葉県就労支援事業者機構】・・・・ 43 ガンバの会の取組【自立準備ホーム】・・・・・・・・・・ 46 千葉県婦性会【更生保護施設】・・・・・・・・・・・・ 48 再犯防止推進における居住支援法人の役割・・・・・・・・・・ 50 千葉県宅建協会について【（一社）千葉県宅地建物取引業協会】・・・ 51 【千葉県地域生活定着支援センター】・・・・・・・・・・ 57 千葉県における取組【児童相談所】・・・・・・・・・・・・ 68 【千葉県BBS連盟】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71 非行少年を生まない社会づくりの推進について【千葉県警察】・・・・ 74 【八街少年院】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77 地域とつながり 地域につなげる【千葉少年鑑別所】・・・・ 78 『ほっとけない』の精神で【千葉県更生保護女性連盟】・・・・ 80 私たちは困っている人の味方です【千葉県弁護士会】・・・・ 85 保護観察所と二人三脚【千葉県保護司会連合会】・・・・ 88 市町村の取組について【千葉市】・・・・・・・・・・・・ 93	執筆依頼中（11月末期限）

計画の概要

掲載ページ	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
1	<p>1 計画の策定趣旨・目的</p> <p>誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が再び犯罪をすることがないように、社会全体で再犯防止に向けた取組を行う必要があります。</p> <p>これまで、再犯防止の取組は主に刑事司法機関が施策として行ってきましたが、犯罪をした人等の課題は、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたっており、再犯防止を推進するためには、刑事司法機関や警察のみならず、県、市町村、民間団体等、そして県民の皆様の御理解・御協力を得ながら地域社会が一丸となって取り組む必要があることから、その取組指針として「千葉県再犯防止推進計画」を策定します。</p>	<p>1 計画の策定趣旨・目的</p> <p>誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が再び犯罪をすることがないように、社会全体で再犯防止に向けた取組を行う必要があります。</p> <p>これまで、再犯防止の取組は主に刑事司法機関が施策として行ってきましたが、犯罪をした人等の課題は、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたっており、再犯防止を推進するためには、刑事司法機関や警察のみならず、県、市町村、民間団体等、そして県民の皆様の御理解・御協力を得ながら地域社会が一丸となって取り組む必要があることから、その取組指針として令和4年1月に「千葉県再犯防止推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定しました。</p> <p>県ではこれまで、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）の趣旨を踏まえ、第一次計画に基づき関係機関と連携し再犯防止に向けた取組を推進してきました。</p> <p>第一次計画が令和8年3月末で期間満了となることから、第一次計画に基づく取組検証の結果や国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月）を勘案したうえで、再犯防止に向けた取組を更に強化・充実し、誰もが暮らしやすい千葉県づくりを推進するため、「第二次千葉県再犯防止推進計画」（以下「第二次計画」という。）を策定します。</p>	<p>修正あり</p> <p>追加</p>
1	<p>2 計画の基本理念</p> <p>2016年（平成28年）12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）の基本理念のもと、犯罪や非行をした人たちが様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」であると理解し、その人が社会で孤立することなく県民の協力を得て地域で支えられながら円滑に社会復帰することを通じて、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を図ります。</p> <p>また、再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした人等がその責任を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること、並びに自ら社会復帰のための努力をしていくことが重要であるとの認識の下に、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うものとし、その上で犯罪をした人等を地域社会の一員として迎え、支え合うことにより、「誰もが暮らしやすい千葉県づくり」を推進します。</p>	<p>2 計画の基本理念</p> <p>2016年（平成28年）12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）の基本理念のもと、犯罪や非行をした人たちが様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」であると理解し、その人が社会で孤立することなく県民の協力を得て地域で支えられながら円滑に社会復帰することを通じて、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を図ります。</p> <p>また、再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした人等がその責任を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること、並びに自ら社会復帰のための努力をしていくことが重要であるとの認識の下に、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うものとし、その上で犯罪をした人等を地域社会の一員として迎え、支え合うことにより、「誰もが暮らしやすい千葉県づくり」を推進します。</p>	<p>修正あり</p>
1	<p>3 計画の位置づけ及び対象者</p> <p>「千葉県再犯防止推進計画」は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画と位置づけます。</p> <p>また、本計画の対象者は、同法第2条第1項の規定に基づき「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むものとします。</p>	<p>3 計画の位置づけ及び対象者</p> <p>第二次計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画と位置づけます。</p> <p>また、本計画の対象者は、同法第2条第1項の規定に基づき「犯罪をした人等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むものとします。</p>	<p>修正あり</p> <p>修正あり</p>

	追加		<p>4 第二次計画策定に向けた基本的な方向性</p> <p>第一次計画では、本県独自の取組である「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」を計画の柱として位置づけ、矯正施設から出所・出院後に福祉的な支援等を要する人に対し、釈放前に中核地域生活支援センター等の福祉の相談支援機関が矯正施設内で面談を行い、本人の状態やニーズを把握し、釈放後ただちに生活支援につなげていくことができる相談支援（出口支援）を実施してきました。</p> <p>これに加え、個別課題の解決に向けた重点課題として、県・市町村、国、民間団体の連携強化、社会における居場所の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進、非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施、犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施、民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進の6項目を掲げ、刑事司法関係機関のみならず、県、市町村、民間団体等が連携し、就労・住居の確保をはじめ様々な支援に取り組んできました。</p> <p>第一次計画の推進にあたっては、学識経験者や刑事司法関係機関、民間団体、行政機関等を構成団体とする「千葉県再犯防止推進連絡協議会」を設置し、取組状況の把握を行うとともに、再犯防止の推進に係る情報交換や再犯防止施策に係る協議等を通じて、関係者間の連携体制を構築してきました。</p> <p>同協議会において第一次計画における取組の状況を振り返る中で、今後力を入れて取組む必要がある施策として、「住居の確保」、「性犯罪や窃盗の再犯防止に向けた対応」、「矯正施設入所前、あるいは入所に至らない人に対する支援（入口支援）」、「再犯防止にあたって効果的な連携協議が図られる仕組みづくり」、「市町村による再犯防止の取組の推進」などがあげられました。</p> <p>そこで、第二次計画では、第一次計画で掲げた重点課題（施策）に引き続き取り組むとともに、第一次計画を振り返る中で明らかとなった、今後力を入れて取り組むべき施策を踏まえ、関係機関や関係団体の連携を一層強化し、犯罪をした人個々の特性に応じた適切かつ効果的な支援を提供するとともに、再犯防止推進について県民の皆様により一層の御理解が得られるよう取り組んでいきます。</p>	修正あり
1		<p>4 計画の期間</p> <p>2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）の5年間とします。</p>	<p>2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）の5年間とします。</p>	修正あり

《参考》

掲載ページ	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
2～3	<p>参考（出典：令和2年版再犯防止推進白書）</p> <p>1 成人による刑事事件の流れ</p> 	<p>参考</p> <p>1 成人による刑事事件の流れ</p> 	
	<p>警察など</p> <p>警察等が犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則として全て検察官に送致されます。</p> <p>検察庁</p> <p>検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。</p> <p>裁判所</p> <p>裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金等の刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮等の場合は、情状によりその執行を全部又は一部猶予したり、更にはその猶予の期間中、保護観察に付することもあります。</p>	<p>警察など</p> <p>警察等が犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則として全て検察官に送致されます。</p> <p>検察庁</p> <p>検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。</p> <p>裁判所</p> <p>裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、拘禁刑、罰金等の刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の拘禁刑等の場合は、情状によりその執行を全部又は一部猶予したり、更にはその猶予の期間中、保護観察に付することもあります。</p>	修正あり
			修正あり

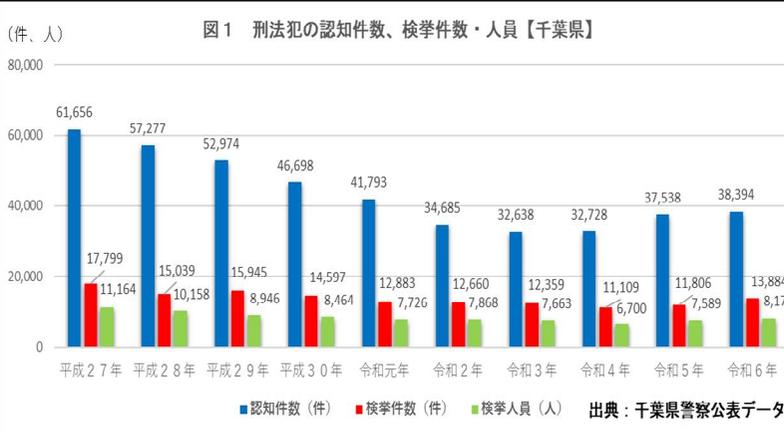
	<p>なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。</p> <p>刑務所など</p> <p>有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所等の刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。</p> <p>なお、罰金や料金を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。</p> <p>保護観察所</p> <p>受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け判決が確定した人も、猶予の期間中は保護観察に付されます。</p> <p>保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。</p> <p>婦人補導院</p> <p>売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。</p> <p>弁護士</p> <p>弁護士は、弁護人として、犯罪の疑いをかけられた被疑者（捜査の対象となった起訴される前の人）や被告人（起訴され刑事裁判の対象となった人）の弁護を行います。弁護人は、被疑者や被告人が更生するための環境調整を行うことがあります。</p>	<p>なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。</p> <p>刑務所など</p> <p>有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。拘禁刑、拘留は、原則として刑務所等の刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。</p> <p>なお、罰金や料金を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。</p> <p>保護観察所</p> <p>受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け判決が確定した人も、猶予の期間中は保護観察に付されます。</p> <p>保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。</p>	<p>修正あり</p> <p>削除</p>
	<p style="text-align: center;">「起訴猶予（不起訴）、全部（一部）執行猶予」とは</p> <p>「不起訴処分」とは、検察官が、犯人を裁判にかけないと判断した場合の処分です。</p> <p>「不起訴処分」には、犯罪を立証する証拠が不十分な場合の「嫌疑不十分」、証拠が十分でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重、情状（犯行の動機、犯人の反省等、処分を決める上で参考となる事実）等を考慮して起訴を必要としないと判断した場合の「起訴猶予」、犯人が精神上的障害により是非善悪を判断できない等のため、責任能力が認められない場合の「心神喪失」等があります。</p> <p>「刑の全部執行猶予」とは、有罪判決に基づく刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に再度罪を犯さないで、無事経過したときは、刑罰権を消滅させる制度です。刑法第25条に定められています。</p> <p>「刑の一部執行猶予」とは、前に禁錮以上の刑に処されたことがない等の一定の要件を満たしている人が、3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、刑期の一部を実刑とするとともに、1年以上5年以下の期間、その残りの刑期を猶予することにより、社会内において更生を図り、再犯防止・社会復帰を促すことを目的とした制度です。刑法第27条の2に定められています。</p>	<p style="text-align: center;">「起訴猶予（不起訴）、全部（一部）執行猶予」とは</p> <p>「不起訴処分」とは、検察官が、犯人を裁判にかけないと判断した場合の処分です。</p> <p>「不起訴処分」には、犯罪を立証する証拠が不十分な場合の「嫌疑不十分」、証拠が十分でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重、情状（犯行の動機、犯人の反省等、処分を決める上で参考となる事実）等を考慮して起訴を必要としないと判断した場合の「起訴猶予」、犯人が精神上的障害により是非善悪を判断できない等のため、責任能力が認められない場合の「心神喪失」等があります。</p> <p>「刑の全部執行猶予」とは、有罪判決に基づく刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に再度罪を犯さないで、無事経過したときは、刑罰権を消滅させる制度です。刑法第25条に定められています。</p> <p>「刑の一部執行猶予」とは、前に拘禁刑以上の刑に処されたことがない等の一定の要件を満たしている人が、3年以下の拘禁刑の言渡しを受けた場合において、刑期の一部を実刑とするとともに、1年以上5年以下の期間、その残りの刑期を猶予することにより、社会内において更生を図り、再犯防止・社会復帰を促すことを目的とした制度です。刑法第27条の2に定められています。</p>	<p style="text-align: right;">出典：令和6年版再犯防止推進白書 なお、県で一部修正</p>

《参考》

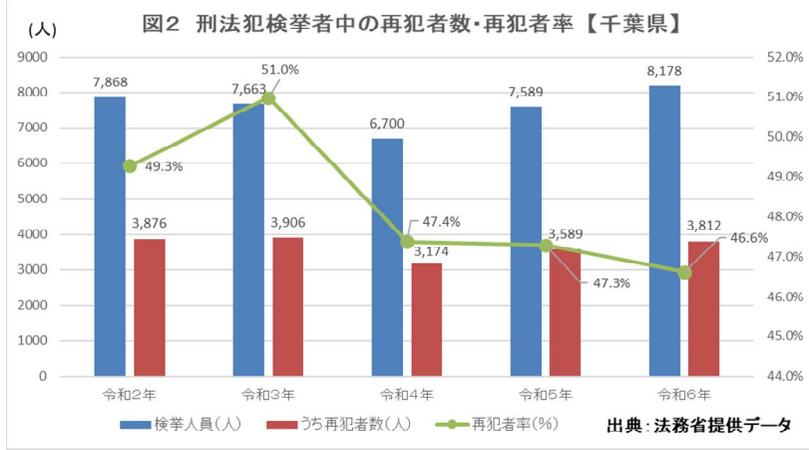
掲載ページ	第一次（現行）計画 拘禁・拘留	第二次計画（案）	修正の有無
4～5	<p>2 非行少年に関する手続の流れ</p> 	<p>2 非行少年に関する手続の流れ</p> 	修正あり
	<p>警察など 警察等が罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として事件を検察官に送致します。</p> <p>検察庁 検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、 ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）等で家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。</p> <p>家庭裁判所 家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質や環境等について調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。</p> <p>少年鑑別所</p>	<p>警察など 警察等が罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として事件を検察官に送致します。</p> <p>検察庁 検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、 ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）等で家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。</p> <p>家庭裁判所 家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質や環境等について調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。</p> <p>少年鑑別所</p>	

<p>少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。</p> <p>また、少年鑑別所は「法務少年支援センター」という名称で地域社会における非行及び犯罪に関する各種の相談・助言、情報提供等も行っていきます。（こうした取組を「地域援助」と言います。）</p> <p>家庭裁判所</p> <p>家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。</p> <p>なお、少年審判において、一定の重大事件で非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。</p> <p>上記の調査や鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分に対する必要がないと認める等の場合は、不処分の決定を行い、保護処分に対することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致等の決定を行います。</p>	<p>少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。</p> <p>また、少年鑑別所は「法務少年支援センター」という名称で地域社会における非行及び犯罪に関する各種の相談・助言、情報提供等も行っていきます。（こうした取組を「地域援助」と言います。）</p> <p>家庭裁判所</p> <p>家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。</p> <p>なお、少年審判において、一定の重大事件で非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。</p> <p>上記の調査や鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分に対する必要がないと認める等の場合は、不処分の決定を行い、保護処分に対することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致等の決定を行います。</p>	
<p>検察官送致、起訴</p> <p>家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。</p> <p>なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。</p> <p>少年院</p> <p>少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。</p> <p>保護観察所</p> <p>家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合等においては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。</p> <p>弁護士</p> <p>弁護士は、弁護士として、犯罪の疑いをかけられた少年の被疑者や被告人の弁護を行うほか、家庭裁判所の調査や審判の対象となった少年の付添人として援助を行います。付添人は、少年が更生するための環境調整を行うことがあります。</p>	<p>検察官送致、起訴</p> <p>家庭裁判所は、審判の結果、死刑又は拘禁刑に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。</p> <p>なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。</p> <p>少年院</p> <p>少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。</p> <p>保護観察所</p> <p>家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合等においては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。</p> <p>弁護士</p> <p>弁護士は、弁護士として、犯罪の疑いをかけられた少年の被疑者や被告人の弁護を行うほか、家庭裁判所の調査や審判の対象となった少年の付添人として援助を行います。付添人は、少年が更生するための環境調整を行うことがあります。</p>	修正あり

本県における再犯防止を取り巻く状況

掲載ページ	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無																																																																																								
6	<p>刑法犯の認知件数、検挙件数・人員</p> <p>本県の刑法犯認知件数は年々減少し、2020年（令和2年）には34,685件と、直近10年で最も多かった2011年（平成23年）の83,010件と比較すると、約60%減少しています。また、そのうち千葉県警察における検挙件数は12,660件で、検挙人員は7,868人となっています。</p>  <p>図1 刑法犯の認知件数、検挙件数・人員【千葉県】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>認知件数 (件)</th> <th>検挙件数 (件)</th> <th>検挙人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成23年</td><td>83,010</td><td>21,957</td><td>14,028</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>80,802</td><td>21,515</td><td>15,446</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>77,904</td><td>18,351</td><td>11,375</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>68,026</td><td>20,591</td><td>14,448</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>61,666</td><td>17,799</td><td>11,164</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>57,277</td><td>15,039</td><td>10,158</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>52,974</td><td>15,945</td><td>9,946</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>46,698</td><td>14,597</td><td>8,464</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>41,793</td><td>12,883</td><td>7,726</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>34,685</td><td>12,660</td><td>7,868</td></tr> </tbody> </table>	年	認知件数 (件)	検挙件数 (件)	検挙人員 (人)	平成23年	83,010	21,957	14,028	平成24年	80,802	21,515	15,446	平成25年	77,904	18,351	11,375	平成26年	68,026	20,591	14,448	平成27年	61,666	17,799	11,164	平成28年	57,277	15,039	10,158	平成29年	52,974	15,945	9,946	平成30年	46,698	14,597	8,464	令和元年	41,793	12,883	7,726	令和2年	34,685	12,660	7,868	<p>刑法犯の認知件数、検挙件数・人員</p> <p>本県の刑法犯認知件数は2021年（令和3年）までは年々減少していましたが、2022年（令和4年）に増加に転じ、2024年（令和6年）は38,394件となっています。そのうち千葉県警察における検挙件数は13,884件で、検挙人員は8,178人となっています。</p>  <p>図1 刑法犯の認知件数、検挙件数・人員【千葉県】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>認知件数 (件)</th> <th>検挙件数 (件)</th> <th>検挙人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成27年</td><td>61,656</td><td>17,799</td><td>11,164</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>57,277</td><td>15,039</td><td>10,158</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>52,974</td><td>15,945</td><td>9,946</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>46,698</td><td>14,597</td><td>8,464</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>41,793</td><td>12,883</td><td>7,726</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>34,685</td><td>12,660</td><td>7,868</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>32,638</td><td>12,359</td><td>7,663</td></tr> <tr><td>令和4年</td><td>32,728</td><td>11,109</td><td>6,700</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td>37,538</td><td>11,806</td><td>7,589</td></tr> <tr><td>令和6年</td><td>38,394</td><td>13,884</td><td>8,178</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：千葉県警察公表データ</p>	年	認知件数 (件)	検挙件数 (件)	検挙人員 (人)	平成27年	61,656	17,799	11,164	平成28年	57,277	15,039	10,158	平成29年	52,974	15,945	9,946	平成30年	46,698	14,597	8,464	令和元年	41,793	12,883	7,726	令和2年	34,685	12,660	7,868	令和3年	32,638	12,359	7,663	令和4年	32,728	11,109	6,700	令和5年	37,538	11,806	7,589	令和6年	38,394	13,884	8,178	修正あり
年	認知件数 (件)	検挙件数 (件)	検挙人員 (人)																																																																																								
平成23年	83,010	21,957	14,028																																																																																								
平成24年	80,802	21,515	15,446																																																																																								
平成25年	77,904	18,351	11,375																																																																																								
平成26年	68,026	20,591	14,448																																																																																								
平成27年	61,666	17,799	11,164																																																																																								
平成28年	57,277	15,039	10,158																																																																																								
平成29年	52,974	15,945	9,946																																																																																								
平成30年	46,698	14,597	8,464																																																																																								
令和元年	41,793	12,883	7,726																																																																																								
令和2年	34,685	12,660	7,868																																																																																								
年	認知件数 (件)	検挙件数 (件)	検挙人員 (人)																																																																																								
平成27年	61,656	17,799	11,164																																																																																								
平成28年	57,277	15,039	10,158																																																																																								
平成29年	52,974	15,945	9,946																																																																																								
平成30年	46,698	14,597	8,464																																																																																								
令和元年	41,793	12,883	7,726																																																																																								
令和2年	34,685	12,660	7,868																																																																																								
令和3年	32,638	12,359	7,663																																																																																								
令和4年	32,728	11,109	6,700																																																																																								
令和5年	37,538	11,806	7,589																																																																																								
令和6年	38,394	13,884	8,178																																																																																								
	<p>○ 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率</p> <p>県内の検挙人員は減少傾向にあるものの、再犯者数は検挙人員ほど減少しておらず、再犯者の割合（再犯者率）は5割弱を推移しています。</p>	<p>○ 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率</p> <p>県内の検挙人数のうち再犯者の割合（再犯者率）は5割弱でやや減少傾向にあるものの、分母となる検挙人員が増加しているため、再犯者数は2023年（令和5年）及び2024年（令和6年）と2年連続して増加となっています。</p>	修正あり																																																																																								

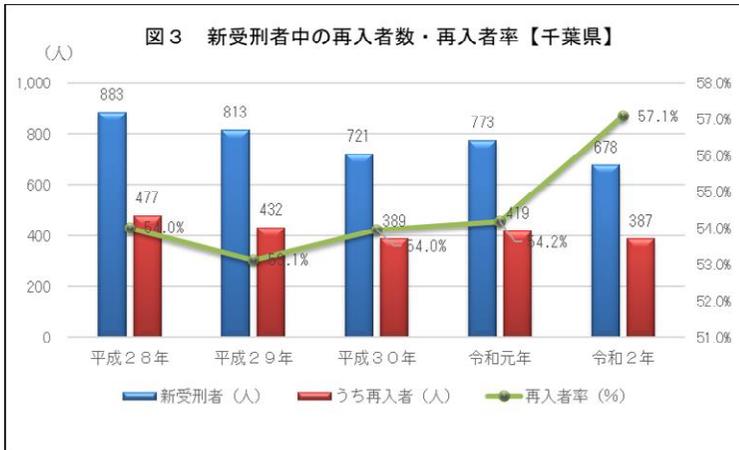
6



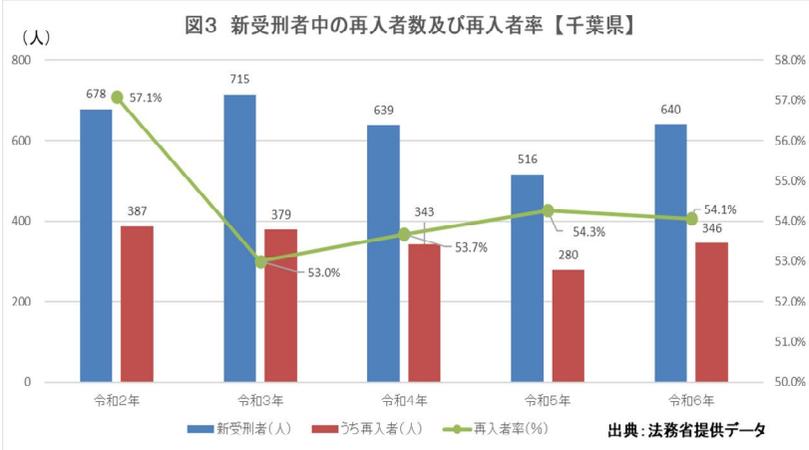
修正あり（図の差替）

7

新受刑者中の再入者数・再入者率
 刑務所入所者は減少傾向にあるものの、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人の割合は50%以上を推移しており、初めて刑務所に入所した人よりも再入者の方が多い状況が続いています。



新受刑者中の再入者数・再入者率
 刑務所入所者のうち再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人の割合は50%以上を推移しており、初めて刑務所に入所した人よりも再入者の方が多く続いています。



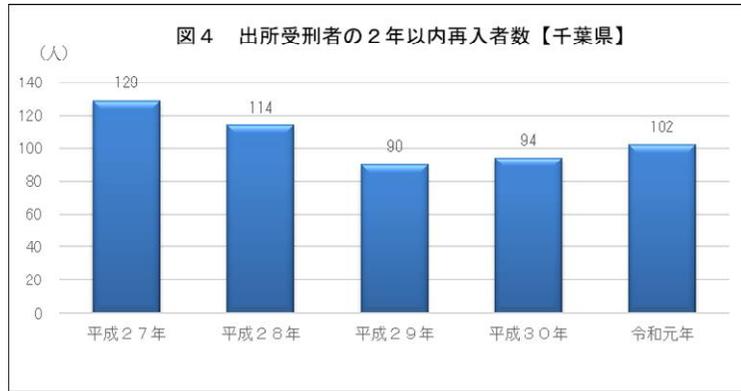
修正あり（図の差替）

出所受刑者の2年以内再入者数
 出所受刑者の2年以内の再入者であって、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人の人数は、出所年ごとにばらつきはありますが、直近5年間の平均は約106人となります。

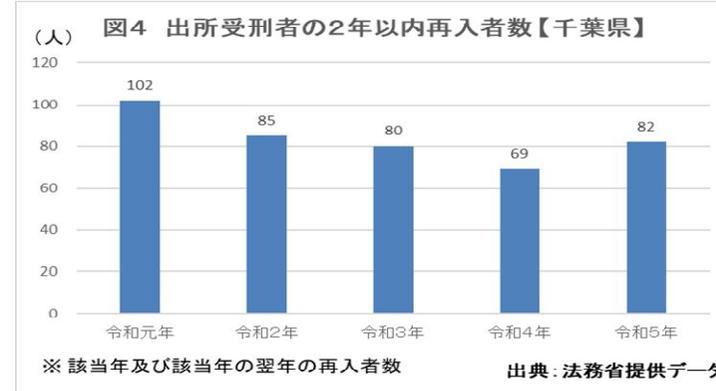
出所受刑者の2年以内再入者数
 出所受刑者の2年以内の再入者であって、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人の人数は、出所年ごとにばらつきはありますが、直近5年間の平均は約84人となります。

修正あり

7



該当年及び該当年の翌年の再入者数



該当年及び該当年の翌年の再入者数

修正あり(図の差替)

重点課題

掲載ページ	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
－ 追加		令和5年3月に国が策定した「第二次再犯防止推進計画」において示された5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、第一次計画での取組を更に強化すべく、以下に掲げる7項目を本県の重点課題（施策）として設定します。	修正あり（追加）
8	1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題） 犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進	1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題（施策）） 犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進	修正あり
8	2 個別課題の解決に向けた重点課題 （1）県・市町村、国、民間団体の連携強化 （2）社会における居場所の確保 （3）保健医療・福祉サービスの利用の促進 （4）非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施 （5）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施 （6）民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進	2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策） （1）地域による包摂の推進 （2）社会における居場所の確保 （3）保健医療・福祉サービスの利用の促進 （4）非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施 （5）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施 （6）民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進	修正あり
追加		<p>1は、本県独自の重点課題であり、矯正施設入所中から相談支援機関が施設内で面談を行い、本人の状況や希望を踏まえ、出所後の支援にスムーズにつなげるというもの（「出口支援」）です。この出口支援では、第一次計画を策定した令和4年1月から令和7年9月までの間に、矯正施設入所中の82名に対して延べ112回の面談を行い、出所後の帰住先や就労等の確保、福祉サービスや医療等へのつなぎなどに一定の効果을あげてきました。</p> <p>その一方、起訴猶予や執行猶予などにより矯正施設に収容されることなく釈放されるケースも多数に登っており、この中には、住居や職がなかったり、福祉や医療等の支援を必要としている人たちもいます。</p> <p>再犯防止の観点からは、これらの人たちに対する支援（出口支援に対して「入口支援」と呼びます。）も重要であることから、第二次計画では、いわゆる入口支援についても出日支援のノウハウを活用し、入日支援を円滑に実施できるよう、県や関係機関・団体として寄与できる方策等を千葉地方検察庁や千葉県弁護士会等と連携して検討していきます。</p>	追加

追加		<p>2の「個別課題の解決に向けた重点課題（施策）」については、第一次計画から引き続き（1）から（6）を重点課題（施策）としています。</p> <p>犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が地域社会の一員として地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要になります。</p> <p>そこで（1）については、これまでの「県・市町村、国、民間団体の連携強化」の取組をさらに進め、犯罪をした者等を自立した一人の人間として受け入れる地域社会を実現することを目的に、「地域による包摂の推進」としています。</p> <p>また、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われるため、第一次計画から引き続き（2）～（6）につき、国や市町村、関係団体と連携して取組んでいきます。</p>	追加
		<p>再犯防止を推進するうえでの県の役割は、関係機関や団体が取り組んでいる様々な施策を適切に活用し、支援を必要とする人たちの状況やニーズにあわせてきめの細かい支援を切れ目なく実施できる体制づくりであると考えています。</p> <p>上記の重点課題1で培われた支援のノウハウを、2の（1）により関係機関・団体と共有し、2の（2）から（6）に掲げた様々な施策をケースごとに適切に選択・活用することにより、個々の犯罪をした人等に寄り添った支援を行います。</p>	追加

計画の目標

掲載ページ	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
8	<p>犯罪をした人等が抱える様々な生きづらさを解消することが、再び罪を犯すことを防ぐ有効な方策であるとの考えに立ち、県・市町村、国、民間団体が連携し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建できるような施策を実施していきます。</p> <p>また、犯罪をした人等だけでなく、犯罪被害者等を含めた県民生活の平穏を害することのないよう十分に配慮することにより、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を果たし、もって「誰もが暮らしやすい千葉県」が実現することを目標とします。</p> <p>具体的には、6～7ページに記載した「刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率」や「新受刑者中の再入者数・再入者率」「出所受刑者の2年以内再入者数」のデータに加え、個別課題の解決に向けた重点課題の章に記載した、本県（（3）は全国の数値）における以下の数値を改善することにより、目標の達成を図ります。</p> <p>（1）保護観察終了時に無職である人の数・その割合（38ページ記載）</p> <p>（2）協力雇用主数等（39ページ記載）</p> <p>（3）刑務所を満期等出所時に帰住先がない人の数・その割合（45ページ記載）</p> <p>（4）刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合（53ページ記載）</p> <p>（5）刑法犯少年の検挙者数、再犯者数・再犯者率（65ページ記載）</p> <p>（6）保護司数・保護司充足率（86ページ記載）</p> <p>（7）“社会を明るくする運動”行事参加人数（90ページ記載）</p>	<p>犯罪をした人等が抱える様々な生きづらさを解消することが、再び罪を犯すことを防ぐ有効な方策であるとの考えに立ち、<u>第一次計画から引き続き</u>、県・市町村、国、民間団体が連携し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建できるような施策を実施していきます。</p> <p>また、犯罪をした人等だけでなく、犯罪被害者等を含めた県民生活の平穏を害することのないよう十分に配慮することにより、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を果たし、もって「誰もが暮らしやすい千葉県」が実現することを目標とします。</p> <p>具体的には、～ページに記載した「刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率」や「新受刑者中の再入者数・再入者率」「出所受刑者の2年以内再入者数」のデータに加え、個別課題の解決に向けた重点課題（<u>施策</u>）の章に記載した、本県（（3）は全国の数値）における以下の数値を改善することにより、目標の達成を図ります。</p> <p>（1）保護観察終了時に無職である人の数・その割合（ページ記載）</p> <p>（2）協力雇用主数等（ページ記載）</p> <p>（3）刑務所を満期等出所時に帰住先がない人の数・その割合（ページ記載）</p> <p>（4）刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合（ページ記載）</p> <p>（5）刑法犯少年の検挙者数、再犯者数・再犯者率（ページ記載）</p> <p>（6）保護司数・保護司充足率（ページ記載）</p> <p>（7）“社会を明るくする運動”行事参加人数（ページ記載）</p>	<p>修正あり</p> <p>修正あり</p>

具体的な取組

1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題（施策））

『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』

掲載ページ	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
【現状認識と課題】			
11～12	<p>千葉県では、2010年（平成22年）10月から、厚生労働省所管の地域生活定着促進事業による地域生活定着支援センター事業に取り組み、保護観察所からの依頼により、犯罪をした人等であって、矯正施設を出所・出院後、地域において、直ちに介護保険制度による給付や障害福祉サービスの提供等を受ける必要があると認められる人に対して、これらの福祉サービスを受けるための支援に取り組み、大きな成果をあげています。</p> <p>一方、2004年（平成16年）から千葉県独自の取組として実施している「対象者を限定しない分野横断的な総合相談支援機関」である中核地域生活支援センター事業の実績報告によれば、犯罪をした人等を対象とした支援事例が年間数10件に及んでおり、例えば、高齢であっても要介護度の低い人や、障害が疑われるが障害に対する自認や受容が十分でない人等、社会復帰に当たり、直ちに介護保険制度による給付や障害福祉サービスの提供等を受けることにはなじまないものの、日常生活を営む上で何らかの支障があり、福祉的な支援を必要とする人が少なからず存在していることが判明していました。</p> <p>中核地域生活支援センター（以下、「中核センター」という。）は、福祉的支援が必要な人に対して、対象者・課題の種別を限定しないアウトリーチ型の支援を行うことを目的として県が設置する相談支援機関であり、犯罪や非行をした人も支援の対象としています。</p> <p>また、中核センターは、課題解決のための受け皿機関ではなく、本人の困りごとと社会資源をつなぐ寄り添い型のコーディネート機関です。</p> <p>このため、中核センターが感じる支援を必要とする対象者像の中には、そもそも自分の課題を認識していなかったり、認識はしているものの、自分の力だけでは支援機関につながることでできない人や、その課題が明確でないために、課題の解決に資する社会資源にたどり着くことが、支援機関の側の事情も含め相当に困難であり、結果として孤立してしまう人も含まれます。</p> <p>一般に、地域生活を営んでいる要支援者は、親戚・知人、地域の福祉関係者、行政機関等、様々なチャンネルを通じて必要な支援につながることができそうですが、矯正施設出所・出院者は、地域とのつながりが途切れた状態で社会に復帰することから、生活支援が必要であっても本人と生活支援をつなぐチャンネルが存在しないため、本人に一定程度の相談能力がない限り、捕捉が困難であることが想定されます。</p> <p>このため、これらの人の支援ニーズを把握し、安定した地域生活を送ることができるよう支援するためには、これらの人が地域に出る前、矯正施設に在所・在院している間に支援ニーズの有無を把握し、何らかの支援が必要と認められる人がいた場合には、在所・在院中に、中核センターのような機関（本人の支援ニーズを代弁し、地域の支援機関との間でコーディネートを行う）が介入し、出所・出院後、直ちに生活支援に移行できる体制を構築することが必要であると結論に至りました。</p>	<p>千葉県では、2010年（平成22年）10月から、厚生労働省所管の地域生活定着促進事業による地域生活定着支援センター事業に取り組み、保護観察所からの依頼により、犯罪をした人等であって、矯正施設を出所・出院後、地域において、直ちに介護保険制度による給付や障害福祉サービスの提供等を受ける必要があると認められる人に対して、これらの福祉サービスを受けるための支援に取り組み、大きな成果をあげています。</p> <p>一方、2004年（平成16年）から千葉県独自の取組として実施している「対象者を限定しない分野横断的な総合相談支援機関」である中核地域生活支援センター事業の実績報告によれば、犯罪をした人等を対象とした支援事例が年間数10件に及んでおり、例えば、高齢であっても要介護度の低い人や、障害が疑われるが障害に対する自認や受容が十分でない人等、社会復帰に当たり、直ちに介護保険制度による給付や障害福祉サービスの提供等を受けることにはなじまないものの、日常生活を営む上で何らかの支障があり、福祉的な支援を必要とする人が少なからず存在していることが判明していました。</p> <p>中核地域生活支援センター（以下、「中核センター」という。）は、福祉的支援が必要な人に対して、対象者・課題の種別を限定しないアウトリーチ型の支援を行うことを目的として県が設置する相談支援機関であり、犯罪や非行をした人も支援の対象としています。</p> <p>また、中核センターは、課題解決のための受け皿機関ではなく、本人の困りごとと社会資源をつなぐ寄り添い型のコーディネート機関です。</p> <p>このため、中核センターが感じる支援を必要とする対象者像の中には、そもそも自分の課題を認識していなかったり、認識はしているものの、自分の力だけでは支援機関につながることでできない人や、その課題が明確でないために、課題の解決に資する社会資源にたどり着くことが、支援機関の側の事情も含め相当に困難であり、結果として孤立してしまう人も含まれます。</p> <p>一般に、地域で生活を営んでいる要支援者は、親戚・知人、地域の福祉関係者、行政機関等、様々なチャンネルを通じて必要な支援につながることができそうですが、矯正施設出所・出院者は、地域とのつながりが途切れた状態で社会に復帰することから、生活支援が必要であっても本人と生活支援をつなぐチャンネルが存在せず、本人に一定程度の相談能力がない限り、捕捉が困難であることが想定されます。</p> <p>このため、これらの人の支援ニーズを把握し、安定した地域生活を送ることができるよう支援するためには、これらの人が地域に出る前、矯正施設に在所・在院している間に支援ニーズの有無を把握し、何らかの支援が必要と認められる人がいた場合には、在所・在院中に、中核センターのような機関（本人の支援ニーズを代弁し、地域の支援機関との間でコーディネートを行う）が介入し、出所・出院後、直ちに生活支援に移行できる体制を構築することが必要であると結論に至りました。</p>	修正あり

	<p>そのため、2018年度（平成30年度）から実施した地域再犯防止推進モデル事業における取組をもとに、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制」の整備を本計画の柱として位置づけることとしました。</p>	<p>—そのため、2018年度（平成30年度）から実施した地域再犯防止推進モデル事業における取組をもとに、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制」の整備を本計画の柱として位置づけることとしました。</p>																																				
		<p>このため県では、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制」の整備を第一次計画の柱として位置づけ、地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人に対して、矯正施設に入所中から支援ニーズを把握し、出所前面談や関係機関で構成するケース会議を通じて、出所後の社会復帰や生活再建に向けた相談支援を行ってきました。</p> <p>第1次計画を策定した令和4年1月から、令和7年9月までの実績は下表のとおりです。第一次計画策定から令和7年9月末までの間に、本取組の支援対象として受理した82人に対し、延べ112回の面談を実施し、うち78人が出所・出院しました。</p> <p>本取組において支援を実施した人については、矯正施設から退所・退院した時点において、本人が辞退した場合を除き、多くのケースで帰住先や就労、生活保護などの確保ができています。また、退所・退院した時点で帰住先等の確保ができていないケースにおいても、引き続き支援を継続し、帰住先等の確保につなげており、地域での生活基盤の確立という点においては、着実に成果をあげてきているといえます。</p>	<p>追加</p>																																			
		<p>【令和4年1月から令和7年9月までの取組状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受理数</th> <th>主な罪状（1名で重複あり）</th> <th>延べ面談回数</th> <th>うち終子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>5人</td> <td>傷害2 他</td> <td>6回</td> <td>5大</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>30人</td> <td>窃盗12 薬物7 道交法6 傷害3 詐欺3</td> <td>41回</td> <td>30大</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>24人</td> <td>窃盗14 薬物4 傷害4 暴行3 他</td> <td>36回</td> <td>24大</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>12人</td> <td>窃盗5 住居侵入等4 他</td> <td>16回</td> <td>12大</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>11人</td> <td>窃盗6 薬物2 傷害2 詐欺2</td> <td>13回</td> <td>7大</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>82人</td> <td></td> <td>112回</td> <td>78大</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度は令和4年1月～3月までの3か月 令和7年度は令和7年4月～9月までの6か月</p>	年度	受理数	主な罪状（1名で重複あり）	延べ面談回数	うち終子	令和3年度	5人	傷害2 他	6回	5大	令和4年度	30人	窃盗12 薬物7 道交法6 傷害3 詐欺3	41回	30大	令和5年度	24人	窃盗14 薬物4 傷害4 暴行3 他	36回	24大	令和6年度	12人	窃盗5 住居侵入等4 他	16回	12大	令和7年度	11人	窃盗6 薬物2 傷害2 詐欺2	13回	7大	計	82人		112回	78大	<p>追加</p>
年度	受理数	主な罪状（1名で重複あり）	延べ面談回数	うち終子																																		
令和3年度	5人	傷害2 他	6回	5大																																		
令和4年度	30人	窃盗12 薬物7 道交法6 傷害3 詐欺3	41回	30大																																		
令和5年度	24人	窃盗14 薬物4 傷害4 暴行3 他	36回	24大																																		
令和6年度	12人	窃盗5 住居侵入等4 他	16回	12大																																		
令和7年度	11人	窃盗6 薬物2 傷害2 詐欺2	13回	7大																																		
計	82人		112回	78大																																		
		<p>これらの支援の対象となった人たちが置かれていた状況や抱えていた問題は様々ですが、いずれも本取組がなければ、帰住先等の確保は難しかったものと考えられ、支援対象者一人ひとりに丁寧寄り添う本取組を今後も継続していく意義は大きいといえます。</p>	<p>追加</p>																																			
		<p>また、この取組を通じて関係機関どうしの新たな連携が生まれ、協力体制がより強化され、より適切かつ円滑な支援が行えるようになってきました。たことも成果の一つといえます。</p>	<p>追加</p>																																			
		<p>これらを総合的に勘案し、本取組については第二次計画においても継続することとし、矯正施設に在所・在院している者が、出所・出院後ただちに必要とする支援を受けられ、安定した地域生活を送ることができるよう、矯正施設と連携し、切れ目のない生活支援の推進に引き続き取り組んでいきます。</p>	<p>追加</p>																																			

			<p>また、矯正施設入所前の被疑者被告人の段階から、福祉的支援を必要とすることが認められかつ千葉県に帰住を希望する者に、必要な情報提供等が始められれば、その後矯正施設から退所・退院する際の出口支援においてより適切な支援に繋がっていくことができますが、実施にあたっては、現状や課題等を踏まえ、どのような手法が可能なのかについて整理する必要があることから、千葉地方検察庁や千葉県弁護士会関係機関等と連携して研究・検討していきます。</p>	追加
			<p>なお、____ページでも述べたとおり、矯正施設への入所に至らない者の中にも、個別の支援を要する人がいることから、いわゆる入口支援についても、<u>出日支援のノウハウを活用し、入日支援を円滑に実施できるよう、県や関係機関・団体として寄与できる方策等を千葉地方検察庁や千葉県弁護士会等と連携して検討していきます。</u></p>	追加
【具体的な取組】				
14		<p>1 支援体制の概要 (1) 実施主体 支援体制の実施主体（支援の実施者）は、国及び県とします。</p> <p style="text-align: center;">解説</p> <p>矯正施設を出所・出院する人は、矯正施設に在所・在院中に住民票が職権削除されている可能性が高く、実際に、モデル事業において千葉県が支援した人（成人）については、ほとんどの人が住民票を職権削除されていました。</p> <p>一般に基礎自治体（市町村）がその行政サービスの対象とする人は、当該市町村に居住している人（住民登録の存する人）であると解されるところ、居住地がない又は明らかでない犯罪をした人等への支援を、直ちに基礎自治体に委ねることは困難であるため、帰住先の選定を含めた支援を行う地域生活定着促進事業と同様、支援の実施主体としては、国及び県が担うことが妥当だと考えます。</p>	<p>1 支援体制の概要 (1) 実施主体 支援体制の実施主体（支援の実施者）は、国及び県とします。</p> <p style="text-align: center;">解説</p> <p>矯正施設を出所・出院する人は、矯正施設に在所・在院中に住民票が職権削除されている可能性が高く、実際に、<u>モデル事業において千葉県が支援した人（成人）については、ほとんどの人が住民票を職権削除されています。</u></p> <p>一般に基礎自治体（市町村）がその行政サービスの対象とする人は、当該市町村に居住している人（住民登録の存する人）であると解されるところ、居住地がない又は明らかでない犯罪をした人等への支援を、直ちに基礎自治体に委ねることは困難であるため、帰住先の選定を含めた支援を行う地域生活定着促進事業と同様、支援の実施主体としては、国及び県が担うことが妥当だと考えます。</p>	修正あり

<p>14</p>	<p>(2) 支援対象者 東京矯正管区内の矯正施設を出所・出院し、千葉県に帰住を希望する人とします。</p> <p>解説</p> <p>本計画における支援対象者には、矯正施設出所・出院者のほか、保護観察対象者、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含みますが、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援」では、モデル事業を踏襲し、支援対象者を「矯正施設出所・出院者」に限定することとしました。</p> <p>なお、今後、本計画に基づく支援を行っていく中で、矯正施設出所・出院者以外の人等への支援のあり方についても検討をしていきます。</p>	<p>(2) 支援対象者 関東矯正管区内の矯正施設を出所・出院し、千葉県に帰住を希望する人とします。</p> <p>解説</p> <p>本計画における支援対象者には、矯正施設出所・出院者のほか、保護観察対象者、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含みますが、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援」では、<u>モデル事業を踏襲し、支援対象者を「矯正施設出所・出院者」に限定することとしています。</u></p> <p><u>なお、矯正施設への入所に至らない者に対する支援（人口支援）についても、出日支援で得た知見等を活用し充実した支援ができるよう、県や関係機関・団体として寄与できる方策等を千葉地方検察庁や千葉県弁護士会等と連携して検討していきます。</u></p>	<p>修正あり</p>
<p>17</p>	<p>(3) 支援体制の流れ</p> <p>スクリーニング 矯正施設に在所・在院中で、出所・出院後に地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人のうち、特別調整及び特別調整に準じた一般調整の対象とならなかった人を矯正施設が選定。</p> <p>本人同意 県や支援関係機関による支援を受けること、矯正施設から県や支援関係機関へ個人情報が提供されることについて、要支援対象者から同意を取得。</p> <p>支援依頼・情報提供 本人からの支援要請を基に、矯正施設から県へ支援依頼及び個人情報の提供。</p> <p>アセスメント 矯正施設職員（福祉専門官等）同席のもと、県職員や中核センター等の相談支援機関職員が、矯正施設内で支援対象者と面談し、本人意向の把握と支援方針の決定を本人とともに実施。</p> <p>コーディネート 支援方針に基づき、中核センター等が本人の支援ニーズに応じて同行支援を行う等、地域の支援関係機関や制度につなげるためのコーディネートや、地域の支援関係機関等による本人支援のためのネットワークの構築を行い、地域支援に移行。</p>	<p>(3) 支援体制の流れ</p> <p>スクリーニング 矯正施設に在所・在院中で、出所・出院後に地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人のうち、特別調整及び特別調整に準じた一般調整の対象とならなかった人を矯正施設が選定。</p> <p>本人同意 県や支援関係機関による支援を受けること、矯正施設から県や支援関係機関へ個人情報が提供されることについて、要支援対象者から同意を取得。</p> <p>支援依頼・情報提供 本人からの支援要請を基に、矯正施設から県へ支援依頼及び個人情報の提供。</p> <p>アセスメント 矯正施設職員（福祉専門官等）同席のもと、県職員や中核センター等の相談支援機関職員<u>及び千葉保護観察所の保護観察官が、矯正施設内で支援対象者と面談し、本人意向を把握し、支援方針を決定。</u></p> <p>コーディネート 支援方針に基づき、中核センター等が本人の支援ニーズに応じて同行支援を行う等、地域の支援関係機関や制度につなげるためのコーディネートや、地域の支援関係機関等による本人支援のためのネットワークの構築を行い、地域支援に移行。</p>	<p>修正あり</p>

17	<p style="text-align: center;">「特別調整・特別調整に準じた調整（一般調整）」とは</p> <p>「特別調整」も「一般調整」も、福祉の網から漏れることで犯罪を繰り返してしまうという悪循環をなくすため、矯正施設を釈放になった後、速やかに福祉サービスを受けられるようにするための取組です。</p> <p>具体的には、「特別調整」では、高齢又は障害があるものの、帰る先がない受刑者に対して、法務省の機関である矯正施設と保護観察所が、厚生労働省の事業として各都道府県に設置した地域生活定着支援センターと連携して、出所後、速やかに必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるように調整を行います。</p> <p>「一般調整」では、保護観察所が行っている生活環境の調整において、帰る先が確保されているものの、高齢又は障害により、出所後、福祉サービスを受ける必要がある場合に、保護観察所が地域生活定着支援センターに依頼して、その調整を行います。</p>	<p style="text-align: center;">「特別調整・特別調整に準じた調整（一般調整）」とは</p> <p>「特別調整」も「一般調整」も、福祉の網から漏れることで犯罪を繰り返してしまうという悪循環をなくすため、矯正施設を釈放になった後、速やかに福祉サービスを受けられるようにするための取組です。</p> <p>具体的には、「特別調整」では、高齢又は障害があるものの、帰る先がない受刑者に対して、法務省の機関である矯正施設と保護観察所が、厚生労働省の事業として各都道府県に設置した地域生活定着支援センターと連携して、出所後、速やかに必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるように調整を行います。</p> <p>「一般調整」では、保護観察所が行っている生活環境の調整において、帰る先が確保されているものの、高齢又は障害により、出所後、福祉サービスを受ける必要がある場合に、保護観察所が地域生活定着支援センターに依頼して、その調整を行います。</p>	
18	<p>2 支援体制の詳細 (1)【スクリーニング】（矯正施設における支援対象者の選定） スクリーニングの対象者</p> <p>地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人であって、特別調整及び一般調整の対象とならなかった人（地域生活定着支援センターの支援対象とならなかった人）とします。</p> <p style="text-align: center;">解説</p> <p>支援対象者の選定に当たっては、矯正施設等に入所する全ての人をスクリーニングの対象としますが、既存制度との重複を避けるため、特別調整及び一般調整の対象者については、スクリーニングの対象から除きます。</p> <p>（想定する具体的な対象者）刑務所受刑者、労役場留置者、少年院在院者</p>	<p>2 支援体制の詳細 (1)【スクリーニング】（矯正施設における支援対象者の選定） スクリーニングの対象者</p> <p>地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人であって、特別調整及び一般調整の対象とならなかった人（地域生活定着支援センターの支援対象とならなかった人）とします。</p> <p style="text-align: center;">解説</p> <p>支援対象者の選定に当たっては、矯正施設等に入所する全ての人をスクリーニングの対象としますが、既存制度との重複を避けるため、特別調整及び一般調整の対象者については、スクリーニングの対象から除きます。</p> <p>（想定する具体的な対象者）刑務所受刑者、労役場留置者、少年院在院者</p>	
18	<p>スクリーニングの実施者 矯正施設職員（福祉専門官等）とします。</p> <p style="text-align: center;">解説</p> <p>スクリーニングを実施する人としては、矯正施設の福祉・心理等の専門職が担当します。ただし、これら専門職が対象者と接する機会は短時間に限られることが想定されるため、実施に当たっては、対象者の処遇に当たる他の矯正施設職員の協力も得ながら実施します。</p>	<p>スクリーニングの実施者 矯正施設職員（福祉専門官等）とします。</p> <p style="text-align: center;">解説</p> <p>スクリーニングを実施する人としては、矯正施設の福祉・心理等の専門職が担当します。ただし、これら専門職が対象者と接する機会は短時間に限られることが想定されるため、実施に当たっては、対象者の処遇に当たる他の矯正施設職員の協力も得ながら実施します。</p>	

18	<p>スクリーニングの時期 成人は入所時から出所日の6月前まで、少年は入院時から随時とします。</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人のスクリーニングの時期は、対象者の刑期によりそれぞれ異なることが想定されますが、福祉機関側による支援構築のための日数を確保するため、原則として出所日の6月前までに実施します。 ・少年については、入院期間の定めがないため、入院後適切な時期に実施します。 ・事後に状況変化があった場合は、あらためてスクリーニングを実施します。（予定していた帰住先を喪失した場合等） 	<p>スクリーニングの時期 成人は入所時から出所日の6月前までを目途、少年は入院時から随時とします。</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人のスクリーニングの時期は、対象者の刑期によりそれぞれ異なることが想定されますが、福祉機関側による支援構築のための日数を確保するため、原則として出所日の6月前までに実施します。 ・少年については、入院期間の定めがないため、入院後適切な時期に実施します。 ・事後に状況変化があった場合は、あらためてスクリーニングを実施します。（予定していた帰住先を喪失した場合等） 	修正あり
18-19	<p>スクリーニングの実施方法 出所・出院後の社会復帰に向けた何らかの生活支援を必要とする人を、次の機会を捉えて選定します。 ア 刑執行開始時調査時 イ 生活環境調整時 ウ 福祉専門官等による個別面談時</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定に当たっては、上記の面談等、特別な状況の下での対象者の主訴や状況だけでなく、作業や余暇時等、日常生活上でのつまずきも考慮に入れることが重要です。（対象者の処遇に当たる他の矯正施設職員からの情報を加味） ・対象者に対する面談は、上記の機会等を捉えて複数回行われることが望ましいです。 ・裁判や審判で弁護士から提出された「更生支援計画書」等の情状に関する証拠や報告書（環境調整の成果）等には、刑（保護処分）執行開始時の調査のみでは必ずしも把握できない成育歴や事件背景、本人の持つ課題、裁判・審判段階の更生支援の成果等が記載されている場合があることから、裁判・審判後の処遇に活かせるよう矯正施設に引き継ぎ、選定の際の参考とします。 ・刑事施設の福祉専門官等が、同計画を作成した司法ソーシャルワーカーと情報を共有することにより、入所段階における本人の状況をより正確に把握できる場合もあることにも留意します。 	<p>スクリーニングの実施方法 出所・出院後の社会復帰に向けた何らかの生活支援を必要とする人を、次の機会を捉えて選定します。 ア 刑執行開始時調査時 イ 生活環境調整時 ウ 福祉専門官等による個別面談時</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定に当たっては、上記の面談等、特別な状況の下での対象者の主訴や状況だけでなく、作業や余暇時等、日常生活上でのつまずきも考慮に入れることが重要です。（対象者の処遇に当たる他の矯正施設職員からの情報を加味） ・対象者に対する面談は、上記の機会等を捉えて複数回行われることが望ましいです。 ・裁判や審判で弁護士から提出された「更生支援計画書」等の情状に関する証拠や報告書（環境調整の成果）等には、刑（保護処分）執行開始時の調査のみでは必ずしも把握できない成育歴や事件背景、本人の持つ課題、裁判・審判段階の更生支援の成果等が記載されている場合があることから、裁判・審判後の処遇に活かせるよう矯正施設に引き継ぎ、選定の際の参考とします。 ・刑事施設の福祉専門官等が、同計画を作成した司法ソーシャルワーカーと情報を共有することにより、入所段階における本人の状況をより正確に把握できる場合もあることにも留意します。 	

<p>19</p>	<p style="text-align: center;">「生活環境の調整」とは</p> <p>「生活環境の調整」とは、犯罪や非行をして矯正施設に収容されている段階から、保護観察官や保護司が、本人が希望する住居地、引受人、就業先等の帰住環境を調査し、社会復帰の妨げとなっている問題点を整理・解消し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることです。この調査・調整の結果に基づき、保護観察所長は、調査・調整した住居に帰ることの可否についての意見を付して、地方更生保護委員会と矯正施設に通知します。そしてその結果は、仮釈放等の審理、矯正処遇、釈放後の保護観察に活用されません。</p> <p>矯正施設に収容されている人が千葉県に帰ることを希望し、県内の住居を帰住地として調整している生活環境調整事件は、2020年（令和2年）の実績として年間約3,200件でした。</p>	<p style="text-align: center;">「生活環境の調整」とは</p> <p>「生活環境の調整」とは、犯罪や非行をして矯正施設に収容されている段階から、保護観察官や保護司が、本人が希望する住居地、引受人、就業先等の帰住環境を調査し、社会復帰の妨げとなっている問題点を整理・解消し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることです。この調査・調整の結果に基づき、保護観察所長は、調査・調整した住居に帰ることの可否についての意見を付して、地方更生保護委員会と矯正施設に通知します。そしてその結果は、仮釈放等の審理、矯正処遇、釈放後の保護観察に活用されません。</p> <p>矯正施設に収容されている人が千葉県に帰ることを希望し、県内の住居を帰住地として調整している生活環境調整事件は、令和6年における前年からの繰り越し件数と新規受理件数の合計が年間約2,800件でした。</p>	<p style="text-align: center; color: red;">修正あり</p>
<p>19-20</p>	<p>判断基準 高齢や障害に限らず、地域社会の福祉関係機関等により、何らかの支援を受けることが望ましいと思われることを基準とします。</p> <p>【判断基準の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰住先の状況（受入先なし、家族等の受入れが難しい 等） ・ 各種障害の有無（手帳の有無ではなく、生活能力上や社会との関係性構築上の障壁） ・ 経済的困窮状況（無職、無収入、有債務） ・ 医療受診の必要性（未受診、受診継続の必要性） <p style="text-align: center;">解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の「判断基準の例示」は選定の際の着眼点であり、選定の対象要件ではありません。これらの項目等に着眼し、総合的に勘案した結果、出所・出院後の日常生活を営む上で「何らかの支援を受けることが望ましい」と矯正施設の職員が判断した人を対象とします。 ・ 各種障害の有無については、障害が境界域又は有無が明確ではないものの、何らかの生きづらさや対人関係の不安等を抱える人や、本人の性格傾向、資質等により、社会適応に困難を有する人等を含みます。 ・ 帰住先が明確であっても、家族内の関係性に課題を有していたり、家族自身が何らかの支援を必要とする場合もあることから、そうした観点にも留意します。 	<p>判断基準 高齢や障害に限らず、地域社会の福祉関係機関等により、何らかの支援を受けることが望ましいと思われることを基準とします。</p> <p>【判断基準の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰住先の状況（受入先なし、家族等の受入れが難しい 等） ・ 各種障害の有無（手帳の有無ではなく、生活能力上や社会との関係性構築上の障壁） ・ 経済的困窮状況（無職、無収入、有債務） ・ 医療受診の必要性（未受診、受診継続の必要性） <p style="text-align: center;">解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の「判断基準の例示」は選定の際の着眼点であり、選定の対象要件ではありません。これらの項目等に着眼し、総合的に勘案した結果、出所・出院後の日常生活を営む上で「何らかの支援を受けることが望ましい」と矯正施設の職員が判断した人を対象とします。 ・ 各種障害の有無については、障害が境界域又は有無が明確ではないものの、何らかの生きづらさや対人関係の不安等を抱える人や、本人の性格傾向、資質等により、社会適応に困難を有する人等を含みます。 ・ 帰住先が明確であっても、家族内の関係性に課題を有していたり、家族自身が何らかの支援を必要とする場合もあることから、そうした観点にも留意します。 	

20	<p>(2)【本人同意】(司法機関による個人情報の提供及び福祉機関による支援の受け入れに関する同意の取得)</p> <p>同意を働きかける人 矯正施設職員(福祉専門官等)</p> <p>解説</p> <p>同意を働きかける人としては、福祉的視点を持った矯正施設の福祉・心理等の専門職が担当します。</p> <p>また、関係性に配慮し、スクリーニングを実施した者が行うことが望ましいです。</p>	<p>(2)【本人同意】(司法機関による個人情報の提供及び福祉機関による支援の受け入れに関する同意の取得)</p> <p>同意を働きかける人 矯正施設職員(福祉専門官等)</p> <p>解説</p> <p>同意を働きかける人としては、福祉的視点を持った矯正施設の福祉・心理等の専門職が担当します。</p> <p>また、関係性に配慮し、スクリーニングを実施した者が行うことが望ましいです。</p>	
20	<p>同意取得の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 成人はスクリーニング終了後、出所日の6月前まで 少年はスクリーニング終了後、随時 <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 成人のスクリーニングの時期は、対象者の刑期によりそれぞれ異なることが想定されますが、福祉機関側による支援構築のための日数を確保するため、原則として出所日の6月前までに実施します。 少年については、入院期間の定めがないため、入院後適切な時期に実施します。 	<p>同意取得の時期</p> <p>成人はスクリーニング終了後、出所日の6月前まで</p> <p>少年はスクリーニング終了後、随時</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 成人のスクリーニングの時期は、対象者の刑期によりそれぞれ異なることが想定されますが、福祉機関側による支援構築のための日数を確保するため、原則として出所日の6月前までに実施します。 少年については、入院期間の定めがないため、入院後適切な時期に実施します。 	修正あり
20-21	<p>支援内容の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援リーフレット(後掲)を使用 円滑な社会復帰のための支援である旨を説明 心配事の相談に応じる旨を説明 <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者は、スクリーニングの結果、高齢や障害に限らず、何らかの支援を受けることが望ましいと思われる人であることから、一般的な説明では十分な判断や理解に困難を伴うことを考慮し、対象者の特性や障害の程度に応じた適切な説明を行うとともに、繰り返しの説明を行います。(後掲の支援リーフレットを活用) 本取組の支援内容は、本人意向の実現に向けた直接的なサービスの提供ではなく、適切な福祉的サービスを受けるためのコーディネートであり、「本人と一緒に考えていくもの」「本人意思の代弁者となるもの」であることを適切に説明します。 	<p>支援内容の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援リーフレット(後掲)を使用 円滑な社会復帰のための支援である旨を説明 心配事の相談に応じる旨を説明 <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者は、スクリーニングの結果、高齢や障害に限らず、何らかの支援を受けることが望ましいと思われる人であることから、一般的な説明では十分な判断や理解に困難を伴うことを考慮し、対象者の特性や障害の程度に応じた適切な説明を行うとともに、繰り返しの説明を行います。(後掲の支援リーフレットを活用) 本取組の支援内容は、本人意向の実現に向けた直接的なサービスの提供ではなく、適切な福祉的サービスを受けるためのコーディネートであり、「本人と一緒に考えていくもの」「本人意思の代弁者となるもの」であることを適切に説明します。 	

21	<p style="text-align: center;">≪支援リーフレット≫ 左：表 右：裏</p> 	<p style="text-align: center;">≪支援リーフレット≫ 左：表 右：裏</p> 	
21	<p>個人情報の取扱の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 同意書に沿って説明 円滑な社会復帰に向けた福祉サービスや社会生活における支援を受けるため、自身の人定事項や生育歴、刑事処分歴等や心身の状況、釈放日等の個人情報が、地方公共団体、福祉関係機関、福祉施設等に提供されることを説明 <p style="text-align: center;">解説</p> <p>個人情報は、対象者本人の支援に必要な範囲内で提供され、その他の目的に使用されることはありません。</p>	<p>個人情報の取扱の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 同意書に沿って説明 円滑な社会復帰に向けた福祉サービスや社会生活における支援を受けるため、自身の人定事項や生育歴、刑事処分歴等や心身の状況、釈放日等の個人情報が、地方公共団体、福祉関係機関、福祉施設等に提供されることを説明 <p style="text-align: center;">解説</p> <p>個人情報は、対象者本人の支援に必要な範囲内で提供され、その他の目的に使用されることはありません。</p>	
21	<p>同意の取得（本人意思の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援リーフレットの徴取 同意書の徴収 <p style="text-align: center;">解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 同意は、本人の意思を十分尊重した上で、適切な働きかけの下に行います。 未成年の場合は、保護者の意向を考慮するとともに、本人の権利擁護にも配慮します。 	<p>同意の取得（本人意思の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援リーフレットの徴取 同意書の徴収 <p style="text-align: center;">解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 同意は、本人の意思を十分尊重した上で、適切な働きかけの下に行います。 未成年の場合は、保護者の意向を考慮するとともに、本人の権利擁護にも配慮します。 	修正あり

22	<p>(3)【支援依頼・情報提供】(矯正施設から千葉県への支援依頼・情報提供)</p> <p>矯正施設から千葉県への支援依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2) で徴収した支援リーフレットによる本人からの支援依頼に基づき、矯正施設から千葉県健康福祉部健康福祉指導課あてに、支援を依頼 ・支援依頼に当たっては、徴収した支援リーフレットの原本を依頼文書に添付 <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、支援依頼書の内容を確認し、支援が適当と判断した場合は、別に定める「矯正施設入所者等に対する相談支援オブザーバー委嘱要領」(令和3年4月30日時点)に基づいて知事が委嘱した相談支援オブザーバーに対し、矯正施設における面談等への派遣を要請します。 ・なお、派遣要請に当たっては、適宜、中核地域生活支援センター連絡協議会等と協議し、支援対象者の帰住希望地等を考慮した上で、適切な選任に努めるものとします。 	<p>(3)【支援依頼・情報提供】(矯正施設から千葉県への支援依頼・情報提供)</p> <p>矯正施設から千葉県への支援依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2) で徴収した支援リーフレットによる本人からの支援依頼に基づき、矯正施設から千葉県健康福祉部健康福祉指導課あてに、支援を依頼 ・支援依頼に当たっては、徴収した支援リーフレットの原本を依頼文書に添付 <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、支援依頼書の内容を確認し、支援が適当と判断した場合は、別に定める「矯正施設入所者等に対する相談支援アドバイザー委嘱要領」(令和3年4月30日時点)に基づいて知事が委嘱した相談支援アドバイザーに対し、矯正施設における面談等への出席を要請します。 ・なお、出席要請に当たっては、適宜、中核地域生活支援センター連絡協議会等と協議し、支援対象者の帰住希望地等を考慮した上で、適切な選任に努めるものとします。 	修正あり
22	<p>矯正施設から千葉県への個人情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設の福祉専門官等は、(2) で徴収した同意書に基づき、支援対象者に係るフェイスシート及びライフヒストリー(後掲)(令和3年4月30日時点)を作成 ・(3) の支援依頼に当たっては、作成したフェイスシート及びライフヒストリーを依頼文書に添付 <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後のアセスメントで本人意向を的確かつ効率的に把握するためには、アセスメントを行う専門職が本人について詳細な情報を認識していること、また、本人と被害者の意向・利益の適切な利害調整を福祉機関側が行うためには、(被害者との関係性等を含む)詳細な情報が必要であることから、東京矯正管区と協議の上、事前に司法機関側から福祉機関側に提供される情報を記載する書式を、特別調整の書式を参考にして決めました。 ・フェイスシートには、現在の本人の状況を記入します。本人に必要な支援、使える制度や資源を検討する資料になります。 ・ライフヒストリーでは、これまでの生活歴を振り返って記入します。本人のこれまでの生活を振り返りながら、これからの生活構築を本人と支援者でイメージします。 	<p>矯正施設から千葉県への個人情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設の福祉専門官等は、(2) で徴収した同意書に基づき、支援対象者に係るフェイスシート及びライフヒストリー(後掲)(令和3年4月30日時点)を作成 ・(3) の支援依頼に当たっては、作成したフェイスシート及びライフヒストリーを依頼文書に添付 <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後のアセスメントで本人意向を的確かつ効率的に把握するためには、アセスメントを行う専門職が本人について詳細な情報を認識していること、また、本人と被害者の意向・利益の適切な利害調整を福祉機関側が行うためには、(被害者との関係性等を含む)詳細な情報が必要であることから、関東矯正管区と協議の上、事前に司法機関側から福祉機関側に提供される情報を記載する書式を、特別調整の書式を参考にして決めました。 ・フェイスシートには、現在の本人の状況を記入します。本人に必要な支援、使える制度や資源を検討する資料になります。 ・ライフヒストリーでは、これまでの生活歴を振り返って記入します。本人のこれまでの生活を振り返りながら、これからの生活構築を本人と支援者でイメージします。 	修正あり

23~25	<p>フェイスシート様式 ライフヒストリー様式</p>		
26	<p>(4)【アセスメント】(本人意向の把握と適切な支援方針の検討のため、矯正施設内で行う面接)</p> <p>アセスメントの実施者 矯正施設職員(福祉専門官等)同席のもと、県が実施</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの「実施者」とは、矯正施設内で行う本人面接に出席する人です。出席者の選定、アセスメントの日程調整等は、矯正施設と県が協議の上決定します。 ・アセスメントでは、福祉的な立場からの専門的な判断が必要となるため、本人からの聴取は福祉的視点を有する専門職(県の福祉専門職又は県から委嘱等を受けた相談支援機関等の職員)が行います。 <p>県から委嘱等を受ける相談支援機関の例：中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、障害者基幹相談支援センター 等</p>	<p>(4)【アセスメント】(本人意向の把握と適切な支援方針の検討のため、<u>矯正施設内</u>で行う面接)</p> <p>アセスメントの実施者 矯正施設職員(福祉専門官等)同席のもと、県が実施</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの「実施者」とは、<u>矯正施設内で行う</u>本人面接に出席する人です。出席者の選定、アセスメントの日程調整等は、矯正施設と県が協議の上決定します。 ・アセスメントでは、福祉的な立場からの専門的な判断が必要となるため、本人からの聴取は福祉的視点を有する専門職(<u>県の福祉専門職又は県から委嘱等を受けた相談支援機関等の職員及び千葉保護観察所の保護観察官</u>)が行います。 <p>県から委嘱等を受ける相談支援機関の例：中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、障害者基幹相談支援センター 等</p>	修正あり
26	<p>アセスメントの時期 本人同意後</p> <p>解説</p> <p>初回アセスメントの時期は、その後の支援の構築に必要な期間を考慮し、本人同意後、速やかに行います。</p>	<p>アセスメントの時期 本人同意後</p> <p>解説</p> <p>初回アセスメントの時期は、その後の支援の構築に必要な期間を考慮し、本人同意後、速やかに行います。</p>	

26	<p>アセスメントの方法</p> <p>ア 矯正施設内での本人面接 イ 本人の居所・出院後の意向を確認 ウ 関係機関による本人情報の共有 エ 犯罪被害者の権利利益保護の視点からの検討</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの際に聴取内容の漏れがないようにするため、また効率性の観点から、面接シート（福祉機関側からの質問票）の様式をあらかじめ規定します。 ・本人の居所・出院後の意向として、帰住希望地や居住形態、就労意欲、医療受診の必要性等を聴取します。 ・犯罪被害者の権利利益保護の視点から、本人の帰住希望地に本人の犯罪による被害者が居住している場合には、他の帰住先を提案する等、代替案の提示も検討します。 	<p>アセスメントの方法</p> <p>ア 矯正施設内での本人面談 イ 本人の居所・出院後の意向を確認 ウ 関係機関による本人情報の共有 エ 犯罪被害者の権利利益保護の視点からの検討</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの際に聴取内容の漏れがないようにするため、また効率性の観点から、面接シート（福祉機関側からの質問票）の様式をあらかじめ規定します。面談の前に関係者間で個別のケースについての検討を行います。 ・本人の居所・出院後の意向として、帰住希望地や居住形態、就労意欲、医療受診の必要性等を聴取します。 ・犯罪被害者の権利利益保護の視点から、本人の帰住希望地に本人の犯罪による被害者が居住している場合には、他の帰住先を提案する等、代替案の提示も検討します。 	修正あり
27	<p>(5)【コーディネート】（解決策の構築と居所・出院後の環境づくり）</p> <p>コーディネートの実施者</p> <p>< 刑事司法機関側 > ア 福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士、刑務官、法務教官 イ 保護観察官</p> <p>< 福祉機関側 > ア 県（コーディネート機関） イ 各種福祉サービスの提供機関等</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居所・出院後に、自力で市町村の福祉部門や各種福祉サービスの提供機関、就労支援団体、居住支援法人等にアプローチすることが難しい対象者が多いことから、中核地域生活支援センター等による同行支援等により、本人と地域の支援機関や制度をつなげるコーディネートをを行います。 ・釈放後に保護観察に付された人の支援については、保護観察所や保護司等が行う支援と、福祉機関側が行う支援が連動して効果的に提供できるよう、本人情報の共有により解決策を共同で構築します。 	<p>(5)【コーディネート】（解決策の構築と居所・出院後の環境づくり）</p> <p>コーディネートの実施者</p> <p>< 刑事司法機関側 > ア 福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士、刑務官、法務教官 イ 保護観察官</p> <p>< 福祉機関側 > ア 県（コーディネート機関） イ 各種福祉サービスの提供機関等</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居所・出院後に、自力で市町村の福祉部門や各種福祉サービスの提供機関、就労支援団体、居住支援法人等にアプローチすることが難しい対象者が多いことから、中核地域生活支援センター等による同行支援等により、本人と地域の支援機関や制度をつなげるコーディネートをを行います。 ・釈放後に保護観察に付された人の支援については、保護観察所や保護司等が行う支援と、福祉機関側が行う支援が連動して効果的に提供できるよう、本人情報の共有により解決策を共同で構築します。 	

27	<p style="text-align: center;">「保護司」とは</p> <p>犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。</p> <p>保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて活動しており、法務省の機関である保護観察所の職員である保護観察官と協働して、保護観察を受けている人に対する指導・助言、刑務所や少年院に在所・在院している人の帰住先の生活環境の調整等を行っており、また、地域社会において犯罪予防活動を行っています。全国で約47,000人、千葉県では1,272人（2021年8月現在）が活動しています。</p>	<p style="text-align: center;">「保護司」とは</p> <p>犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。</p> <p>保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて活動しており、法務省の機関である保護観察所の職員である保護観察官と協働して、保護観察を受けている人に対する指導・助言、刑務所や少年院に在所・在院している人の帰住先の生活環境の調整等を行っており、また、地域社会において犯罪予防活動を行っています。<u>令和7年は、全国で約46,000人、千葉県では1,235人（令和7年11月現在）</u>が活動しています。</p>	修正あり
27	<p>コーディネート時期</p> <p>ア アセスメント終了後から、出所・出院日まで</p> <p>イ 出所・出院日から、本人が安定した地域生活を送ることができるまで</p> <p style="text-align: center;">解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アは、本人が矯正施設に在所・在院中に、出所・出院直後から迅速かつ効率的に社会復帰や生活再建のサービスにつなげるための環境づくりを行う期間とします。 ・イは、出所・出院日から、地域の支援機関等による本人支援のネットワークが構築されるまでの期間とします。 	<p>コーディネート時期</p> <p>ア アセスメント終了後から、出所・出院日まで</p> <p>イ 出所・出院日から、本人が安定した地域生活を送ることができるまで</p> <p style="text-align: center;">解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アは、本人が矯正施設に在所・在院中に、出所・出院直後から迅速かつ効率的に社会復帰や生活再建のサービスにつなげるための環境づくりを行う期間とします。 ・イは、出所・出院日から、地域の支援機関等による本人支援のネットワークが構築されるまでの期間とします。 	
28	<p>コーディネートの方法</p> <p>ア 県（コーディネート機関）による調整</p> <p>イ 更生緊急保護制度の活用</p> <p>ウ 各種福祉サービスの実施者（市町村）・提供者等によるチーム支援</p> <p style="text-align: center;">解説</p> <p>アセスメントで聴取した本人意向に基づき、課題解決に向けた支援策の構築及び出所・出院後の環境づくりを行います。</p>	<p>コーディネートの方法</p> <p>ア 県（コーディネート機関）による調整</p> <p>イ 更生緊急保護制度の活用</p> <p>ウ 各種福祉サービスの実施者（市町村）・提供者等によるチーム支援</p> <p style="text-align: center;">解説</p> <p>アセスメントで聴取した本人意向に基づき、課題解決に向けた支援策の構築及び出所・出院後の環境づくりを行います。</p>	

	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>【在所・在院中】 出所・出院後に、迅速かつ効率的に社会復帰や生活再建のサービスにつなげるため、本人が矯正施設在所・在院中に以下の支援を行います。 < 刑事司法機関側 > 本人支援の必要性に応じて、職権消除された住民登録の代行、障害者手帳及び年金等の申請・取得、通院や服薬の状況・履歴の確認、等 < 福祉機関側 > 帰住先の確保、帰住先自治体との情報共有、通院・入院先の確保、福祉サービスの提供機関の確保 等 【出所・出院後】 < 刑事司法機関側 > 釈放時に保護カード、在所証明書を発行します。 本人支援の必要性に応じて、更生緊急保護の利用を積極的に働きかけます。 < 福祉機関側 > 本人の様々な意向の実現に資する支援を行う福祉サービス提供者や制度等と本人をつなげていきます。本人の社会生活を継続して支えるために、地域におけるネットワークを構築します。</p>	<p style="text-align: center;">解説</p> <p>【在所・在院中】 出所・出院後に、迅速かつ効率的に社会復帰や生活再建のサービスにつなげるため、本人が矯正施設在所・在院中に以下の支援を行います。 < 刑事司法機関側 > 本人支援の必要性に応じて、職権消除された住民登録の代行、障害者手帳及び年金等の申請・取得、通院や服薬の状況・履歴の確認、<u>保護移送等</u> < 福祉機関側 > 帰住先の確保、帰住先自治体との情報共有、通院・入院先の確保、福祉サービスの提供機関の確保 等 【出所・出院後】 < 刑事司法機関側 > 釈放時に保護カード、在所証明書及び必要に応じて医療情報提供書、本人が使用している医薬品等を交付します。 本人支援の必要性に応じて、更生緊急保護の利用を積極的に働きかけます。 < 福祉機関側 > 本人の様々な意向の実現に資する支援を行う福祉サービス提供者や制度等と本人をつなげていきます。本人の社会生活を継続して支えるために、地域におけるネットワークを構築します。</p>	<p style="text-align: center;">修正あり</p>
<p>29</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">「更生緊急保護制度」とは</p> <p>刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人が、親族からの援助や公共の福祉に関する機関等の保護を十分に受けられないときに、保護観察所長への申出により支援を受けられる制度です。身柄拘束の影響によって、社会生活の基盤が不安定になることから、その社会復帰の道筋が整うまでの間、国が社会復帰を支援する制度です。</p> <p>支援を受けることができる期間は、身柄の拘束を解かれてから原則6か月以内ですが、例外として更に6か月を超えない範囲で延長が可能です。</p> <p>支援の内容は、必要に応じて、交通費、医療費、生活に必要な金品等を援助したり、就労支援や健全な社会生活をするために必要な指導助言を行ったりします。更生保護施設や自立準備ホームに委託して、宿泊場所や食事の提供も行っています。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">「更生緊急保護制度」とは</p> <p>刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人が、親族からの援助や公共の福祉に関する機関等の保護を十分に受けられないときに、保護観察所長への申出により支援を受けられる制度です。身柄拘束の影響によって、社会生活の基盤が不安定になることから、その社会復帰の道筋が整うまでの間、国が社会復帰を支援する制度です。</p> <p>支援を受けることができる期間は、身柄の拘束を解かれてから原則6か月以内ですが、例外として更に6か月 又は1年6か月を超えない範囲で延長が可能です。</p> <p>支援の内容は、必要に応じて、交通費、医療費、生活に必要な金品等を援助したり、就労支援や健全な社会生活をするために必要な指導助言を行ったりします。更生保護施設や自立準備ホームに委託して、宿泊場所や食事の提供も行っています。</p> </div>	<p style="text-align: center;">修正あり</p>

29	<p style="text-align: center;">「更生保護施設」とは</p> <p>犯罪をした人及び非行のある少年の中には、頼ることのできる親族等がいなかったり、居住環境が改善更生の場として適当でなかったり、本人が社会生活上相当の問題を抱えている等の理由から、直ちに立ち直ることが困難な人が多数います。更生保護施設は、このような人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。</p> <p>また、宿泊や食事の提供だけでなく、生活指導、職業補導等を行い、自立を援助することで、再犯・再非行の防止に貢献しています。刑務所を出所した人の5分の1、仮釈放に限れば約3分の1が更生保護施設に帰住しています。更生保護施設は、刑務所や少年院等の矯正施設と一般社会との橋渡しの役割を担う存在として、刑事政策上 欠かすことのできない施設となっています。</p> <p>更生保護施設は、法務大臣の認可を受けて設置され、全国に103か所あります。</p>	<p style="text-align: center;">「更生保護施設」とは</p> <p>犯罪をした人及び非行のある少年の中には、頼ることのできる親族等がいなかったり、居住環境が改善更生の場として適当でなかったり、本人が社会生活上相当の問題を抱えている等の理由から、直ちに立ち直ることが困難な人が多数います。更生保護施設は、このような人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。</p> <p>また、宿泊や食事の提供だけでなく、生活指導、職業補導等を行い、自立を援助することで、再犯・再非行の防止に貢献しています。刑務所を出所した人の5分の1、仮釈放に限れば約3分の1が更生保護施設に帰住しています。更生保護施設は、刑務所や少年院等の矯正施設と一般社会との橋渡しの役割を担う存在として、刑事政策上 欠かすことのできない施設となっています。</p> <p>更生保護施設は、法務大臣の認可を受けて設置され、<u>令和7年1月1日現在</u>で全国に<u>102</u>か所あります。</p>	修正あり
----	--	---	------

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

（1）地域による包摂の推進

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
【現状認識と課題等】					
31			<p>犯罪をした人等の中には、釈放後に社会的な支援が必要であったにもかかわらず、適切に支援につながらなかったため、生きづらさを解消できないまま再び犯罪に至り、社会と矯正施設等を行き来する負の連鎖から抜け出せないという状況の人もいます。このような負の連鎖を断ち切るため、犯罪をした人等の社会復帰のための支援は、国、県、市町村、学校教育機関、民間団体等において様々な形で実施されています。</p>	<p>犯罪をした人等の中には、釈放後に社会的な支援が必要であったにもかかわらず、適切に支援につながらなかったため、生きづらさを解消できないまま再び犯罪に至り、社会と矯正施設等を行き来する負の連鎖から抜け出せないという状況の人もいます。このような負の連鎖を断ち切るため、犯罪をした人等の社会復帰のための支援は、国、県、市町村、学校教育機関、民間団体等において様々な形で実施されています。</p>	
31			<p>しかし、現状では、こうした支援の実施主体である関係機関の組織的なネットワークが十分に構築されていないことから、情報共有や指導・支援を実施する上での連携は必ずしも十分ではありません。そのため、支援の大部分が各機関・団体による個々の取組に委ねられている状況であり、刑事司法手続を終了した後も見据えた、息の長い、つながり続ける支援が求められています。</p>	<p>本県では、こうした支援の実施主体である関係機関や関係団体の組織的なネットワーク構築のため、令和5年9月に、千葉県再犯防止推進連絡協議会を設置し、関係機関や関係団体の連携構築と再犯防止の取組を推進してきました。また、前章で記載した「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制」（出口支援）において、福祉的支援を受けることが望ましい人に対して、矯正施設入所中から関係機関・団体が連携し、出所後の社会復帰や生活再建に繋がってきたほか、各関係機関・関係団体においても会議や研修、個々のケース対応等を通じて連携を深めてきました。しかし、ケースによっては対応に苦慮する（必要な支援が行き届かない）場面も見られることから、今後、こうした支援の実施主体である関係機関・関係団体の組織的なネットワークを更に強化していく必要があります。</p>	修正あり

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
31				<p>再犯防止推進法第4条第2項において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されており、同法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。</p> <p>県内でも再犯防止推進計画を策定している市町村は増えてきていますが、その数は令和7年4月現在で、54市町村中17市にとどまっています。また、市町村によって再犯防止の取組に差があることも事実です。本計画が目指す「誰もが暮らしやすい千葉県」の実現のためには、市町村によって支援にばらつきがあるのは望ましいことではありません。そこで、県内の全市町村が再犯防止推進計画を策定できるよう支援していく必要があります。</p>	追加
			<p>これまで更生保護や再犯防止施策は主に国が中心になって行ってきたことから、地方公共団体が犯罪をした人等の社会復帰のための支援に取り組むためには、現状では、犯罪をした人等に対する処遇や社会復帰を促進するに当たっての知見や情報、支援のノウハウが不足しています。様々な支援の実施主体においては、自身が担当している事業が犯罪をした人等の更生に資する取組であるとの意識が薄かったり、所管している様々な支援計画等に更生支援に資する取組が記載されていない、といった状況があります。</p>	<p>また、これまで更生保護や再犯防止施策は主に国が中心になって行ってきたことから、地方公共団体が犯罪をした人等の社会復帰のための支援に取り組むためには、現状では、犯罪をした人等に対する処遇や社会復帰を促進するに当たっての知見や情報、支援のノウハウが不足しています。様々な支援の実施主体においては、自身が担当している事業が犯罪をした人等の更生に資する取組であるとの意識が薄かったり、所管している様々な支援計画等に更生支援に資する取組が記載されていない、といった状況があります。</p>	修正あり
31			<p>さらに、犯罪をした人等の中には、貧困や障害、依存症や十分な教育を受けていない等複数の要因を抱えており、従来の国が中心の更生保護施策だけではそのニーズを把握し十分に対応することが難しく、結果として「地域にこぼれ落ちる」人もいる等、それぞれの機関で個別に対応するような既存の支援方法では不十分で限界があると言えます。</p>	<p>さらに、犯罪をした人等の中には、貧困や障害、依存症や十分な教育を受けていない等複数の要因を抱えており、従来の国が中心の更生保護施策だけではそのニーズを把握し十分に対応することが難しく、結果として「地域にこぼれ落ちる」人もいることから、その人にあった適切な支援が受けられるよう、地域の様々な機関や団体が連携を強化し、情報を共有したうえで、それぞれの専門性を生かした支援を行っていくことがますます重要であると言えます。</p>	修正あり

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
	31			こうした状況を踏まえると、県・市町村、国、民間団体の間で、専門知識や経験を有する機関や団体との垣根を越えた連携が必要不可欠です。具体的には、国との適切な役割分担のもと、個々の必要性に応じ、地方公共団体が提供する住居や就労、保健福祉、教育等の各種行政サービスや民間団体による支援への円滑なつながり、フォローアップを可能とする連携、協力の仕組みの構築等が必要と考えます。	こうした状況を踏まえると、県・市町村、国、民間団体の間で、専門知識や経験を有する機関や団体との垣根を越えた連携をこれまで以上に強化しすることが必要不可欠です。具体的には、 一 国との適切な役割分担のもと、個々の必要性に応じ、地方公共団体が提供する住居や就労、保健福祉、教育等の各種行政サービスや民間団体による支援への円滑なつながり、フォローアップを可能とする連携、協力の仕組みの構築等に引き続き取り組んでいくことが必要と考えます。	修正あり
					そこで、第一次計画の「県・市町村、国、民間団体の連携強化」からさらに進めて、犯罪をした者等がを、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂されし、地域社会に受け入れられていく、すなわち地域による包摂を推進していくことが求められていきます。	追加
【本県における取組の方向性と概要】						
1	33	県	健康福祉指導課	学識経験者や刑事司法関係機関、支援を行う民間団体、行政機関等で構成する「（仮）千葉県再犯防止推進連絡協議会」を開催し、本計画の進行管理や課題等の情報共有等に連携して取り組みます。	学識経験者や刑事司法関係機関、支援を行う民間団体、行政機関等で構成する「（仮）千葉県再犯防止推進連絡協議会」を開催し、本計画の進行管理や課題等の情報共有等に連携して取り組みます。	修正あり
2	33	県	健康福祉指導課	再犯防止推進法第9条に規定された政府による財政上の措置について、再犯防止に向けた取組に係る国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体への適切な財政上の措置がなされるよう、国に対して積極的な働きかけを行います。	再犯防止推進法第9条に規定された政府による財政上の措置について、再犯防止に向けた取組に係る国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体への適切な財政上の措置がなされるよう、国に対して積極的な働きかけを行います。	
3	33	県	健康福祉指導課	県内市町村に対し、県再犯防止推進計画の周知や取組についての協力依頼等を行うとともに、全ての市町村が早期に計画を策定できるよう、必要な情報提供等の支援を実施します。	県内市町村に対し、県再犯防止推進計画の周知や取組についての協力依頼等を行うとともに、全ての市町村が早期に計画を策定できるよう、研修会の開催等を通じて必要な情報提供等の支援を実施します。	修正あり
4	33	県	健康福祉指導課	犯罪をした人等が、市町村が行う行政サービスに円滑に結びつくよう、市町村の再犯防止担当部局が参加する連絡会議を開催する等、市町村と連携して施策の推進に取り組みます。	犯罪をした人等が、市町村が行う行政サービスに円滑に結びつくよう、市町村の再犯防止担当部局が参加する連絡会議を開催する等、市町村と連携して施策の推進に取り組みます。	
【国における取組の方向性と概要】						
5	33	国	千葉地方検察庁	千葉県や千葉市を始めとする地方自治体、千葉保護観察所、千葉県弁護士会、中核地域生活支援センターを始めとする福祉関係機関等と連携を図りながら、更なる入口支援の充実を図ります。	千葉県や千葉市を始めとする地方自治体、千葉保護観察所、千葉県弁護士会、中核地域生活支援センターを始めとする福祉関係機関等と連携を図りながら、更なる入口支援の充実を図ります。	

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
6	33	国	東京関東矯正管区	犯罪をした人等の再犯防止に係る施策を円滑に実施するため、各関係機関等と矯正施設の連携強化の充実を図り、切れ目のない支援の充実を図るとともに、市町村における地方再犯防止推進計画策定に向けた協力をを行います。	犯罪をした人等の再犯防止に係る施策を円滑に実施するため、各関係機関等と矯正施設の連携強化の充実を図り、切れ目のない支援の充実を図るとともに、市町村における地方再犯防止推進計画策定に向けた協力をを行います。	修正あり（対応機関・名称変更）
7	33	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	矯正施設所在自治体に対して、犯罪をした人等の再犯防止についての理解促進のための情報提供等を行うことで連携を深めます。	矯正施設所在自治体に対して、犯罪をした人等の再犯防止についての理解促進のための情報提供等を行うことで連携を深めます。	修正あり（対応機関追加）
8	33	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	連絡協議会等の開催を通じて、医療関係機関及び民間団体等との更なる連携強化を図り、社会復帰に向けた支援を推進します。	連絡協議会等の開催を通じて、医療関係機関及び民間団体等との更なる連携強化を図り、社会復帰に向けた支援を推進します。	修正あり（対応機関追加）
9	33	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	就労先や帰住先の確保に向けて、協力雇用主を始めとする関係団体との連携強化を図り、切れ目のない支援を推進します。	就労先や帰住先の確保に向けて、協力雇用主を始めとする関係団体との連携強化を図り、切れ目のない支援を推進します。	修正あり（対応機関追加）
10	33	国	八街少年院・市原学園	施設の見学会や地域の福祉施設等での社会貢献活動を通じて、矯正行政や再犯防止施策に係る理解促進を図るとともに、矯正施設所在自治体と情報交換を行い、連携強化を推進します。	施設の見学会や地域の福祉施設等での社会貢献活動を通じて、矯正行政や再犯防止施策に係る理解促進を図るとともに、矯正施設所在自治体と情報交換を行い、連携強化を推進します。	修正あり（対応機関削除）
11	33	国	八街少年院・市原学園	県・市町村・民間団体等が主催する講演や研修会等で情報提供や意見交換等を行い、施設における矯正教育への理解促進を図ります。	県・市町村・民間団体等が主催する講演や研修会等で情報提供や意見交換等を行い、施設における矯正教育への理解促進を図ります。	修正あり（対応機関削除）
12	34	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	施設の見学会や各種協議会等への参加及び各種講演・研修への講師の派遣を通じて、矯正行政や再犯防止施策に係る理解促進を図るとともに、矯正施設所在自治体と情報交換を行い、連携強化を促進します。	施設の見学会や各種協議会等への参加及び各種講演・研修への講師の派遣を通じて、矯正行政や再犯防止施策に係る理解促進を図るとともに、矯正施設所在自治体と情報交換を行い、連携強化を促進します。	
13	34	国	千葉保護観察所	保護観察や更生緊急保護等の対象者の社会復帰に向けた各種施策を円滑に進めるため、関係機関・民間団体等と会議や研修会等を通じて連携強化を図ります。	保護観察や更生緊急保護等の対象者の社会復帰に向けた各種施策を円滑に進めるため、関係機関・民間団体等と会議や研修会等を通じて連携強化を図ります。	
14	34	国	千葉保護観察所	市町村に対し、地区保護司会と連携して、再犯防止の窓口設置や、地方再犯防止推進計画策定のための統計や情報の提供、勉強会の開催等を行います。	市町村に対し、地区保護司会及び地区更生保護女性会と連携して、再犯防止の窓口設置や、地方再犯防止推進計画策定のための統計や情報の提供、勉強会の開催等を行います。	修正あり

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
	35			<p>「入口支援」とは</p> <p>「入口支援」とは、刑事司法手続の入口段階、具体的には、被疑者として捜査されている段階、起訴され被告人として刑事裁判を受けている段階、起訴猶予処分、刑の全部執行猶予（保護観察に付されるものを除く）の言渡しを受け、又は罰金・科料の言渡しにより釈放される段階において、高齢、障害、生活困窮等の理由で自立した生活が困難な人に対して、福祉サービス等を利用できるように支援するものです。</p> <p>入口支援は、福祉サービス等につなげるために、弁護人が弁護活動の中で調整を行う場合、検察庁が捜査や刑事裁判の手続の中で調整を行う場合、保護観察所が更生緊急保護として調整を行う場合、保護観察所や弁護人等の依頼を受けて、地域生活定着支援センター等の福祉機関が調整を行う場合があります。</p>	<p>「入口支援」とは</p> <p>「入口支援」とは、刑事司法手続の入口段階、具体的には、被疑者として捜査されている段階、起訴され被告人として刑事裁判を受けている段階、起訴猶予処分、刑の全部執行猶予（保護観察に付されるものを除く）の言渡しを受け、又は罰金・科料の言渡しにより釈放される段階において、高齢、障害、生活困窮等の理由で自立した生活が困難な人に対して、福祉サービス等を利用できるように支援するものです。</p> <p>入口支援は、福祉サービス等につなげるために、弁護人が弁護活動の中で調整を行う場合、検察庁が捜査や刑事裁判の手続の中で調整を行う場合、保護観察所が更生緊急保護として調整を行う場合、保護観察所や弁護人等の依頼を受けて、地域生活定着支援センター等の福祉機関が調整を行う場合があります。</p>	
	35			<p>「協力雇用主」とは</p> <p>犯罪や非行を起こした過去があるため、定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々を協力雇用主といます。</p> <p>無職者の再犯率は有職者と比べて約3倍高いといわれており、再犯率を下げるには就職していることが重要であるといえます。犯罪をした人等が再犯をしないようにするためには、協力雇用主の存在が不可欠です。千葉県には2021年（令和3年）4月現在、907の事業者が協力雇用主として登録をしています。</p>	<p>「協力雇用主」とは</p> <p>犯罪や非行を起こした過去があるため、定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々を協力雇用主といます。</p> <p>再犯をして刑事施設に入所した人の7割強が無職者であることから、再犯率を下げるには就職していることが重要であるといえます。犯罪をした人等が再犯をしないようにするためには、協力雇用主の存在が不可欠です。千葉保護観察所には令和7年10月1日現在、1,016の千葉県内に在所する事業者が協力雇用主として登録されています。</p>	修正あり
【民間団体における取組の方向性と概要】						
15	35	民間団体等	中核地域生活支援センター	他機関からの要請に基づき、各種の諸会議、勉強会等に中核地域生活支援センターの職員を派遣することを通じて、関係機関等との連携強化を推進します。	他機関からの要請に基づき、各種の諸会議、勉強会等に中核地域生活支援センターの職員を派遣することを通じて、関係機関等との連携強化を推進します。	

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
16	35	民間団体等	中核地域生活支援センター	司法機関等と連携した事例を、出所後の支援経過も含めて共有を図ります。	司法機関等と連携した事例を、出所後の支援経過も含めて共有を図ります。	
17	35	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	千葉県や千葉市等の自治体の会議や、矯正施設等が開催する連絡協議会への出席、研修での講義等を通じて関係機関との連携体制の強化を推進します。	千葉県や千葉市等の自治体の会議や、矯正施設等が開催する連絡協議会への出席、研修での講義等を通じて関係機関との連携体制の強化を推進します。	
18	35	民間団体等	千葉県弁護士会	弁護士が被疑者や被告人の更生環境調整活動を行うときに適切な活動を行えるよう、弁護士の活動を支える弁護士会内の制度を充実・発展させるとともに、福祉機関との連携活動を充実・発展させます。	弁護士が被疑者や被告人の更生環境調整活動を行うときに適切な活動を行えるよう、弁護士の活動を支える弁護士会内の制度を充実・発展させるとともに、福祉機関との連携活動を充実・発展させます。	
19	35	民間団体等	千葉県弁護士会	弁護士会内の制度である、障害のある被疑者・被告人に対して一定の研修を経た「障害者刑事弁護士」を派遣する制度や、帰住地のない被疑者・被告人に対して福祉機関との連携により釈放時の帰住先を準備する「社会復帰支援活動援助」制度の充実・発展に取り組みます。	弁護士会内の制度である、障害のある被疑者・被告人に対して一定の研修を経た「障害者刑事弁護士」を派遣する制度や、帰住地のない被疑者・被告人に対して福祉機関との連携により釈放時の帰住先を準備する「社会復帰支援活動援助」制度の充実・発展に取り組みます。	
20	35	民間団体等	千葉県弁護士会	弁護士が被疑者や被告人の更生環境調整活動を行うときに、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、社会福祉士会等と円滑に連携して活動を行えるよう、それら福祉機関から講師を招く定期研修を開催し、当会とそれら福祉機関との連携システムを構築・発展させる等により、更なる連携の充実を図ります。	弁護士が被疑者や被告人の更生環境調整活動を行うときに、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、社会福祉士会等と円滑に連携して活動を行えるよう、それら福祉機関から講師を招く定期研修を開催し、当会とそれら福祉機関との連携システムを構築・発展させる等により、更なる連携の充実を図ります。	
21	35	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	就職活動支援・職場定着支援と協力雇用主等に対する支援を通じて、千葉保護観察所、千葉刑務所を始めとする矯正施設、千葉労働局及び県内のハローワーク、並びに千葉県保護司会連合会等と平素から連携を図ります。	就職活動支援・職場定着支援と協力雇用主等に対する支援を通じて、千葉保護観察所、千葉刑務所を始めとする矯正施設、千葉労働局及び県内のハローワーク、並びに千葉県保護司会連合会等と平素から連携を図ります。	
22	35	民間団体等	更生保護施設（千葉県帰性会）	被保護者の持つ問題性に向き合わせ、社会性を養うことを目的として、個別対象者の属性に応じた処遇や支援を充実していきます。入所中に重点的に取り組む処遇として、金銭管理指導や就労支援、SST（社会生活技能訓練）の実施、高齢者や障害を有する人に対する福祉支援の充実を図り、関係機関・団体との連携に努めます。	被保護者の持つ問題性に向き合わせ、社会性を養うことを目的として、個別対象者の属性に応じた処遇や支援を充実していきます。入所中に重点的に取り組む処遇として、金銭管理指導や就労支援、SST（社会生活技能訓練）の実施、高齢者や障害を有する人に対する福祉支援の充実を図り、関係機関・団体との連携に努めます。	
23	35	民間団体等	更生保護施設（千葉県帰性会）	被保護者が千葉県帰性会を退所した後も、引き続き関わりを持ち続け、彼らの悩み相談や生活支援を行う「フォローアップ」の充実を図るため、県、市町村等自治体を始め、福祉・保険・医療関係機関・団体との連携強化に努めます。	被保護者が千葉県帰性会を退所した後も、引き続き関わりを持ち続け、彼らの悩み相談や生活支援を行う「フォローアップ」の充実を図るため、県、市町村等自治体を始め、福祉・保健・医療関係機関・団体との連携強化に努めます。	修正あり
24	35	民間団体等	更生保護施設（千葉県帰性会）	地元自治体の事業に積極的に参加し、協力体制を構築していきます。	地元自治体の事業に積極的に参加し、協力体制を構築していきます。	

	掲 載 ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
25	35-36	民間団体等	千葉県保護司会連合会	犯罪をした人等の再犯防止に資する事業等を行っている機関・団体等からの要請に基づき、同機関・団体主催の協議会の構成員となり、連携協力を進めるほか、安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアと連携を強化していきます。さらに、国の協力を得て、県内の全保護司を対象に、定期的に研修等を実施します。	犯罪をした人等の再犯防止に資する事業等を行っている機関・団体等からの要請に基づき、同機関・団体主催の協議会の構成員となり、連携協力を進めるほか、安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアと連携を強化していきます。さらに、国の協力を得て、県内の全保護司を対象に、定期的に研修等を実施します。	
26	36	民間団体等	千葉県更生保護女性連盟	当連盟及び当連盟を構成する地区更生保護女性会が行う犯罪予防活動、子育て支援活動、その他再犯防止推進に関する活動を連携して推進していきます。	当連盟及び当連盟を構成する地区更生保護女性会が行う犯罪予防活動、子育て支援活動、その他再犯防止推進に関する活動を連携して推進していきます。	
27	36	民間団体等	千葉県BBS連盟	安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアとの連携強化を推進します。	安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアとの連携強化を推進します。	

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

(2) 社会における居場所の確保

就労等の確保に向けた相談・支援等の充実

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
【現状認識と課題等】					
37			国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であった人となっており、また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べ約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。	2023年（令和5年）に刑事施設に入所した人のうち、再入所に係る <u>犯行時の居住地が千葉県であった人について、再犯時に無職であった人の割合は約7割となっており、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。</u>	修正あり
37			犯罪をした人等の再犯防止に向けては、就労の機会を確保し、就職を支援することで、生活の糧となる収入を得て生活基盤を安定させることが重要です。また就労は、生活のリズムを整えることができることと、地域社会を構成する一員として役割を持つことにより、社会とのつながりや自己肯定感を育み、再犯のリスクを下げるという側面もあります。このことから、福祉的就労から一般就労に至るまで、個々の能力に応じて活躍できる場を確保することも必要です。	犯罪をした人等の再犯防止に向けては、就労の機会を確保し、就職を支援することで、生活の糧となる収入を得て生活基盤を安定させることが重要です。また就労は、生活のリズムを整えることができることと、地域社会を構成する一員として役割を持つことにより、社会とのつながりや自己肯定感を育み、再犯のリスクを下げるという側面もあります。このことから、福祉的就労から一般就労に至るまで、個々の能力に応じて活躍できる場を確保することも必要です。	修正あり
37			国においては、受刑者に対し、矯正処遇としての職業訓練を含めた刑務作業、改善指導、教科指導だけでなく、出所後の就労を確保するための就労支援を実施するとともに、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置する等、矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携した求人・求職のマッチングを強化しています。	国においては、受刑者に対し、矯正処遇としての職業訓練を含めた刑務作業、改善指導、教科指導だけでなく、出所後の就労を確保するための就労支援を実施するとともに、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置する等、矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携した求人・求職のマッチングを強化しています。	
37			少年院に入院した少年に対しては、矯正教育として職業生活指導、自立援助的指導及び職業能力開発指導を実施し、キャリアカウンセラー、ハローワーク職員による講話や社会福祉士による面接を実施していることに加え、刑務所と同様にコレワーク、ハローワークを通じた就労支援を行うことで、求人・求職のマッチングを強化しています。	少年院に入院した少年に対しては、矯正教育として職業生活指導、自立援助的指導及び職業能力開発指導を実施し、キャリアカウンセラー、ハローワーク職員による講話や社会福祉士による面接を実施していることに加え、刑務所と同様にコレワーク、ハローワークを通じた就労支援を行うことで、求人・求職のマッチングを強化しています。	
37			また、刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の直接雇用等の様々な施策が実施されています。	また、刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の直接雇用等の様々な施策が実施されています。	

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無																																																
				<p>本県においては、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制」（出口支援）において、地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましい支援対象者に対して、矯正施設に入所中からその希望を踏まえた就労支援を行ってきました。</p>	追加																																																
37			<p>一方で、犯罪をした人等が求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していない等により、求職活動が円滑に進まない場合があること、自らの能力に応じた適切な職業選択ができないこと等により、一旦就職しても定着しない場合が多いこと、犯罪をした人等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい人が少なからず存在すること等の課題があります。</p>	<p>一方で、犯罪をした人等が求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していない等により、求職活動が円滑に進まない場合があること、自らの能力に応じた適切な職業選択ができないこと等により、一旦就職しても定着しない場合が多いこと、犯罪をした人等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい人が少なからず存在すること等の課題があります。</p>																																																	
37			<p>また、協力雇用主への登録数は近年増加傾向にありますが、協力雇用主への就職を希望する人が少ないこと、本人の希望する就労条件と協力雇用主の雇用条件が一致しないこともあるため、実際に犯罪をした人等を雇用している協力雇用主は、いまだ一部にとどまっている実態があります。</p>	<p>また、協力雇用主への登録数は近年増加傾向にありますが、協力雇用主への就職を希望する人が少ないこと、本人の希望する就労条件と協力雇用主の雇用条件が一致しないこともあるため、実際に犯罪をした人等を雇用している協力雇用主は、いまだ一部にとどまっている実態があります。</p>																																																	
38			<p>保護観察終了時に無職である人の数・その割合 千葉保護観察所において、保護観察終了時に無職である人の割合は、成人で30%前後、少年で10%前後を推移しています。</p> <table border="1"> <caption>図5 保護観察終了時に無職である人の数・その割合 (成人)【千葉県】</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保護観察終了人員(職業不詳の者を除く) (人)</th> <th>うち保護観察終了時に無職である者の数 (人)</th> <th>保護観察終了時に無職である者の割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年</td> <td>674</td> <td>207</td> <td>30.7%</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>645</td> <td>207</td> <td>32.1%</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>670</td> <td>196</td> <td>29.3%</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>638</td> <td>161</td> <td>25.2%</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>651</td> <td>208</td> <td>32.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：法務省提供データ</p>	年度	保護観察終了人員(職業不詳の者を除く) (人)	うち保護観察終了時に無職である者の数 (人)	保護観察終了時に無職である者の割合 (%)	平成28年	674	207	30.7%	平成29年	645	207	32.1%	平成30年	670	196	29.3%	令和元年	638	161	25.2%	令和2年	651	208	32.0%	<p>○ 保護観察終了時に無職である人の数・その割合 千葉保護観察所において、保護観察終了時に無職である人の割合は、成人で30%前後、少年で10%前後を推移しています。</p> <table border="1"> <caption>図5 保護観察終了時に無職である人の数・その割合 (成人)【千葉県】</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保護観察終了人員(職業不詳の者を除く) (人)</th> <th>うち保護観察終了時に無職である者の数 (人)</th> <th>保護観察終了時に無職である者の割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年</td> <td>651</td> <td>208</td> <td>32.0%</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>654</td> <td>209</td> <td>32.0%</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>728</td> <td>203</td> <td>27.9%</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>606</td> <td>179</td> <td>29.5%</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>541</td> <td>155</td> <td>28.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：法務省提供データ</p>	年度	保護観察終了人員(職業不詳の者を除く) (人)	うち保護観察終了時に無職である者の数 (人)	保護観察終了時に無職である者の割合 (%)	令和2年	651	208	32.0%	令和3年	654	209	32.0%	令和4年	728	203	27.9%	令和5年	606	179	29.5%	令和6年	541	155	28.7%	修正あり（図の差替）
年度	保護観察終了人員(職業不詳の者を除く) (人)	うち保護観察終了時に無職である者の数 (人)	保護観察終了時に無職である者の割合 (%)																																																		
平成28年	674	207	30.7%																																																		
平成29年	645	207	32.1%																																																		
平成30年	670	196	29.3%																																																		
令和元年	638	161	25.2%																																																		
令和2年	651	208	32.0%																																																		
年度	保護観察終了人員(職業不詳の者を除く) (人)	うち保護観察終了時に無職である者の数 (人)	保護観察終了時に無職である者の割合 (%)																																																		
令和2年	651	208	32.0%																																																		
令和3年	654	209	32.0%																																																		
令和4年	728	203	27.9%																																																		
令和5年	606	179	29.5%																																																		
令和6年	541	155	28.7%																																																		

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無																																																
38			<p style="text-align: center;">第一次（現行）計画</p> <p style="text-align: center;">図6 保護観察終了時に無職である人の数・その割合（少年）【千葉県】</p> <table border="1"> <caption>図6 保護観察終了時に無職である人の数・その割合（少年）【千葉県】</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保護観察終了人員（職業不詳の者を除く）(人)</th> <th>うち保護観察終了時に無職である者の数(人)</th> <th>保護観察終了時に無職である者の割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年</td> <td>593</td> <td>60</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>538</td> <td>40</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>443</td> <td>49</td> <td>11.1%</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>457</td> <td>54</td> <td>11.8%</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>380</td> <td>37</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：法務省提供データ</p>	年度	保護観察終了人員（職業不詳の者を除く）(人)	うち保護観察終了時に無職である者の数(人)	保護観察終了時に無職である者の割合(%)	平成28年	593	60	10.1%	平成29年	538	40	8.8%	平成30年	443	49	11.1%	令和元年	457	54	11.8%	令和2年	380	37	9.7%	<p style="text-align: center;">第二次計画（案）</p> <p style="text-align: center;">図6 保護観察終了時に無職である人の数・その割合（少年）【千葉県】</p> <table border="1"> <caption>図6 保護観察終了時に無職である人の数・その割合（少年）【千葉県】</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保護観察終了人員（職業不詳の者を除く）(人)</th> <th>うち保護観察終了時に無職である者の数(人)</th> <th>保護観察終了時に無職である者の割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年</td> <td>380</td> <td>37</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>356</td> <td>38</td> <td>10.7%</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>340</td> <td>36</td> <td>10.6%</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>291</td> <td>30</td> <td>10.3%</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>404</td> <td>45</td> <td>11.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：法務省提供データ</p>	年度	保護観察終了人員（職業不詳の者を除く）(人)	うち保護観察終了時に無職である者の数(人)	保護観察終了時に無職である者の割合(%)	令和2年	380	37	9.7%	令和3年	356	38	10.7%	令和4年	340	36	10.6%	令和5年	291	30	10.3%	令和6年	404	45	11.1%	修正あり（図の差替）
年度	保護観察終了人員（職業不詳の者を除く）(人)	うち保護観察終了時に無職である者の数(人)	保護観察終了時に無職である者の割合(%)																																																		
平成28年	593	60	10.1%																																																		
平成29年	538	40	8.8%																																																		
平成30年	443	49	11.1%																																																		
令和元年	457	54	11.8%																																																		
令和2年	380	37	9.7%																																																		
年度	保護観察終了人員（職業不詳の者を除く）(人)	うち保護観察終了時に無職である者の数(人)	保護観察終了時に無職である者の割合(%)																																																		
令和2年	380	37	9.7%																																																		
令和3年	356	38	10.7%																																																		
令和4年	340	36	10.6%																																																		
令和5年	291	30	10.3%																																																		
令和6年	404	45	11.1%																																																		
39			<p style="text-align: center;">再入所者の再犯時の職業の有無</p> <p>2019年（令和元年）に刑事施設に入所した人のうち、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人について、再犯時に無職であった割合は60%を超えています。</p> <p style="text-align: center;">図7 再入所者の再犯時の職業の有無【千葉県】</p> <table border="1"> <caption>図7 再入所者の再犯時の職業の有無【千葉県】</caption> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無職者</td> <td>61.6%</td> </tr> <tr> <td>有職者</td> <td>38.4%</td> </tr> <tr> <td>不詳</td> <td>0.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：東京矯正管区提供データ</p>	職業	割合	無職者	61.6%	有職者	38.4%	不詳	0.3%	<p style="text-align: center;">再入所者の再犯時の職業の有無</p> <p>2023年（令和5年）に刑事施設に入所した人のうち、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人について、再犯時に無職であった割合は約7割となっています。</p> <p style="text-align: center;">図7 再入所者の再犯時の職業の有無【千葉県】</p> <p>※無職者は、学生・生徒、家事従事者、無職者（年金など定収入のある無職者を含む）の合計数</p> <p style="text-align: right;">出典：関東矯正管区提供データ</p>	修正あり																																								
職業	割合																																																				
無職者	61.6%																																																				
有職者	38.4%																																																				
不詳	0.3%																																																				

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無																																																
	39			<p>県内の協力雇用主数等 県内において、協力雇用主に登録している雇用主数は増加しているものの、実際に刑務所出所者等を雇用している雇用主の割合は5%程度に留まっています。</p> <p>図8 県内の協力雇用主数等【千葉県】</p> <table border="1"> <caption>図8 県内の協力雇用主数等【千葉県】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>協力雇用主数 (件)</th> <th>実際に雇用している協力雇用主数 (件)</th> <th>協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年</td> <td>497</td> <td>19</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>585</td> <td>29</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>691</td> <td>39</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>829</td> <td>54</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>884</td> <td>56</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：法務省提供データ</p> <p>平成30年まで4月1日現在、令和元年から10月1日現在</p>	年	協力雇用主数 (件)	実際に雇用している協力雇用主数 (件)	協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 (人)	平成28年	497	19	33	平成29年	585	29	54	平成30年	691	39	51	令和元年	829	54	73	令和2年	884	56	76	<p>県内の協力雇用主数等 県内において、協力雇用主に登録している雇用主数は1,000件近くあるものの、実際に刑務所出所者等を雇用している雇用主の割合は5%程度に留まっています。</p> <p>図8 県内の協力雇用主数等【千葉県】</p> <table border="1"> <caption>図8 県内の協力雇用主数等【千葉県】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>協力雇用主数 (件)</th> <th>実際に雇用している協力雇用主数 (件)</th> <th>協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年</td> <td>884</td> <td>56</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>894</td> <td>56</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>963</td> <td>65</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>880</td> <td>47</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>959</td> <td>60</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> <p>※10月1日現在。 出典：法務省提供データ</p>	年	協力雇用主数 (件)	実際に雇用している協力雇用主数 (件)	協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 (人)	令和2年	884	56	76	令和3年	894	56	76	令和4年	963	65	67	令和5年	880	47	54	令和6年	959	60	67	修正あり
年	協力雇用主数 (件)	実際に雇用している協力雇用主数 (件)	協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 (人)																																																			
平成28年	497	19	33																																																			
平成29年	585	29	54																																																			
平成30年	691	39	51																																																			
令和元年	829	54	73																																																			
令和2年	884	56	76																																																			
年	協力雇用主数 (件)	実際に雇用している協力雇用主数 (件)	協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 (人)																																																			
令和2年	884	56	76																																																			
令和3年	894	56	76																																																			
令和4年	963	65	67																																																			
令和5年	880	47	54																																																			
令和6年	959	60	67																																																			
【本県における取組の方向性と概要】																																																						
28	39	県	健康福祉指導課	ハローワーク等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図ります。	ハローワーク等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図ります。																																																	
29	39	県	健康福祉指導課	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の相談支援を行うとともに、直ちに一般就労が難しい人に、本人の状況に応じた就労機会の提供を通じて就労訓練等を実施する民間事業者の取組を促進します。	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の相談支援を行うとともに、直ちに一般就労が難しい人に、本人の状況に応じた就労機会の提供を通じて就労訓練等を実施する民間事業者の取組を促進します。																																																	
新規		県	健康福祉指導課		保護観察対象少年の円滑な社会復帰に向け、就労支援の一環として、千葉保護観察所から推薦を受けた保護観察対象少年を県の非常勤職員として雇用します。	追加																																																
30	40	県	障害福祉事業課・産業人材課	県内16か所に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、就労の基盤となる生活支援を行います。	県内16か所に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、就労の基盤となる生活支援を行います。																																																	
31	40	県	障害福祉事業課	障害者の就労や経済的自立の支援となるよう、「千葉県の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者施設等からの調達を推進します。	障害者の就労や経済的自立の支援となるよう、「千葉県の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者施設等からの調達を推進します。																																																	
32	40	県	障害福祉事業課	2021年（令和3年）に策定した「第7次千葉県障害者計画」に基づき、就労支援の充実や福祉施設から一般就労への移行等を図るとともに、就職後の定着支援体制の充実を促進します。	2024年（令和6年）に策定した「第8次千葉県障害者計画」に基づき、就労支援の充実や福祉施設から一般就労への移行等を図るとともに、就職後の定着支援体制の充実を促進します。	修正あり																																																

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
33	40	県	雇用労働課	ジョブカフェちばや千葉県ジョブサポートセンター等の就労支援施設において、若者・女性・中高年者等の求職者に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援をハローワーク等と連携して行います。	ジョブカフェちばや千葉県ジョブサポートセンター等の就労支援施設において、若者・女性・ミドル世代・シニア世代等の求職者に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援をハローワーク等と連携して行います。	修正あり
34	40	県	雇用労働課	千葉県刑務所出所者等就労支援事業協議会に参画し、保護観察所等と千葉県内の雇用情勢等の情報や課題を共有することで、連携を図ります。	千葉県刑務所出所者等就労支援事業協議会に参画し、保護観察所等と千葉県内の雇用情勢等の情報や課題を共有することで、連携を図ります。	
35	40	県	産業人材課	就労につながる専門的な知識、技能を習得するため、県立のテクノスクール（5校）及び障害者テクノスクールにおける職業訓練を行います。	就労につながる専門的な知識、技能を習得するため、県立のテクノスクール（5校）及び障害者テクノスクールにおける職業訓練を行います。	
36	40	県	産業人材課	千葉障害者就業支援キャリアセンター等において、障害者に対し、ハローワークと連携した就労支援を行います。	千葉障害者就業支援キャリアセンター等において、障害者に対し、ハローワークと連携した就労支援を行います。	
37	40	県	担い手支援課・森林課・水産課	農林水産業に就業を希望する人に対し、就業に必要な基礎的技術を習得するための研修や、受け入れ先とのマッチング、就業に関する資格の取得等の支援を行います。	農林水産業に就業を希望する人に対し、就業に必要な基礎的技術を習得するための研修や、受け入れ先とのマッチング、就業に関する資格の取得等の支援を行います。	
新規		県	建設・不動産課		<u>協力雇用主による矯正施設出所者等の雇用を促進することにつながることから、建設業の担い手確保の取組の一環として、矯正施設出所者等を雇用し、自立及び社会復帰に協力する協力雇用主として登録している企業については、県の建設工事等の入札参加業者資格者名簿の審査において、協力雇用主に対する加点評価を行います。</u>	追加
38	40	県	県警察本部少年課	少年センター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行・被害防止に向けた取組を実施）等において、支援活動の対象となる少年に対して、必要な助言・指導を行う等の就労支援に取り組めます。	少年センター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行・被害防止に向けた取組を実施）等において、支援活動の対象となる少年に対して、必要な助言・指導を行う等の就労支援に取り組めます。	
【国における取組の方向性と概要】						
39	40	国	東京関東矯正管区	東京矯正管区矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク関東」）において、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業主の相談に対応して、事業主のニーズに適合する人を収容する矯正施設の情報を提供します。	関東矯正管区矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク関東」）において、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業主の相談に対応して、事業主のニーズに適合する人を収容する矯正施設の情報を提供します。	修正あり（対応機関・名称変更）
40	40	国	東京関東矯正管区	刑務所出所者等の就労の確保に向けて、管内矯正施設及び保護観察所、並びにハローワーク等と連携します。	刑務所出所者等の就労の確保に向けて、管内矯正施設及び保護観察所、並びにハローワーク等と連携します。	修正あり（対応機関・名称変更）
41	40	国	東京関東矯正管区	事業主に対し、職種と対象者との雇用需要を結びつけ「息の長い」支援を続けるとともに、犯罪をした人等の再犯防止につながる職場安定のための連携を継続します。	事業主に対し、職種と対象者との雇用需要を結びつけ「息の長い」支援を続けるとともに、犯罪をした人等の再犯防止につながる職場安定のための連携を継続します。	修正あり（対応機関・名称変更）

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
42	41	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	保護観察所等と連携し、就労の確保や職場定着に著しく困難が伴う可能性の高い受刑者を適切な時期にスクリーニングし、出所後の生活まで視野に入れた切れ目のない包括的な就労支援を行います。	保護観察所等と連携し、就労の確保や職場定着に著しく困難が伴う可能性の高い受刑者を適切な時期にスクリーニングし、出所後の生活まで視野に入れた切れ目のない包括的な就労支援を行います。	修正あり（対応機関追加）
43	41	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	就労支援対象者に対し、ハローワークと連携して、職業相談、職業紹介等の就労を支援する活動を行うほか、職業訓練を活かした就労先の確保を行います。	就労支援対象者に対し、ハローワークと連携して、職業相談、職業紹介等の就労を支援する活動を行うほか、職業訓練を活かした就労先の確保を行います。	修正あり（対応機関追加）
44	41	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	ハローワーク担当者による面談や、協力雇用主による講話、就労支援フェスタ等の実施により、就労支援に関わる団体との連携強化を図ります。	ハローワーク担当者による面談や、協力雇用主による講話、就労支援フェスタ等の実施により、就労支援に関わる団体との連携強化を図ります。	修正あり（対応機関追加）
45	41	国	八街少年院・市原学園	ハローワーク担当者や民間企業等による在院者向けの職業講話、キャリアカウンセラーや社会福祉士等による個別面接を実施し、在院者の就労意欲の喚起を図ります。	ハローワーク担当者や民間企業等による在院者向けの職業講話、キャリアカウンセラーや社会福祉士等による個別面接を実施し、在院者の就労意欲の喚起を図ります。	修正あり（対応機関削除）
46	41	国	八街少年院・市原学園	少年院の就労支援により、在院中に採用内定を得て出院した人や雇用することになった企業から相談を受けた場合、出院者からの相談制度を利用して、フォローアップ等を行います。	少年院の就労支援により、在院中に採用内定を得て出院した人や雇用することになった企業から相談を受けた場合、出院者からの相談制度を利用して、フォローアップ等を行います。	修正あり（対応機関削除）
47	41	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	コレワーク関東、保護観察所及び更生保護施設等と連携し、刑務所出所者等に対し職業適性検査や知能検査等を実施することで、適性を見極めたり、職場定着のための助言を行ったりする等、就労に係るサポートをします。	コレワーク関東、保護観察所及び更生保護施設等と連携し、刑務所出所者等に対し職業適性検査や知能検査等を実施することで、適性を見極めたり、職場定着のための助言を行ったりする等、就労に係るサポートをします。	
48	41	国	千葉保護観察所	ハローワークや矯正施設等の関係機関・団体と連携し、千葉県刑務所出所者等就労支援事業協議会を設置するとともに、千葉県就労支援事業所と連携し、保護観察対象者等の就職活動支援、就労継続に必要な生活指導や職場訪問によって助言等を行う 職場定着支援、協力雇用主に対する就労奨励金制度等の実施、協力雇用主の登録及び事例検討会の開催を行います。	ハローワークや矯正施設等の関係機関・団体と連携し、千葉県刑務所出所者等就労支援事業協議会を設置するとともに、千葉県就労支援事業所と連携し、保護観察対象者等の就職活動支援、就労継続に必要な生活指導や職場訪問によって助言等を行う 職場定着支援、協力雇用主に対する就労奨励金制度等の実施、協力雇用主の登録及び事例検討会の開催を行います。	
49	41	国	千葉保護観察所	保護観察対象者等の就労の確保及び職場への定着に向け、千葉県就労支援事業者機構と緊密な連携を図ります。	保護観察対象者等の就労の確保及び職場への定着に向け、千葉県就労支援事業者機構と緊密な連携を図ります。	
50	41	国	千葉労働局	刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設及び更生保護施設と連携して「刑務所出所者等就労支援事業」を実施します。	刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設及び更生保護施設と連携して「刑務所出所者等就労支援事業」を実施します。	
51	41	国	千葉労働局	矯正施設、更生保護機関を管轄するハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、支援対象者等の就職活動地を管轄するハローワークには、保護観察官、ハローワーク責任者及び就職支援ナビゲーター等を構成員とした「就労支援チーム」を設置し、職業相談・職業紹介等の個別支援や職業講話、職場体験講習、トライアル雇用及び職業訓練等を活用した事業を推進します。	矯正施設、更生保護機関を管轄するハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、支援対象者等の就職活動地を管轄するハローワークには、保護観察官、ハローワーク責任者及び就職支援ナビゲーター等を構成員とした「就労支援チーム」を設置し、職業相談・職業紹介等の個別支援や職業講話、 職場体験講習 、トライアル雇用及び職業訓練等を活用した事業を推進します。	修正あり

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
【民間団体における取組の方向性と概要】						
53	42	民間団体等	千葉県弁護士会	各自治体で設置されている生活困窮者の自立相談支援機関につなぎ、就労準備支援事業の利用や職業訓練・給付金制度の利用を促します。	各自治体で設置されている生活困窮者の自立相談支援機関につなぎ、就労準備支援事業の利用や職業訓練・給付金制度の利用を促します。	
54	42	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	就労支援員を配置し、保護観察及び更生緊急保護の対象者並びに刑事施設入所中の受刑者及び少年院在院者に対する就職支援を行います。	就労支援員を配置し、保護観察及び更生緊急保護の対象者並びに刑事施設入所中の受刑者及び少年院在院者に対する就職支援を行います。	
55	42	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	協力雇用主のもとへ就職した保護観察及び更生緊急保護の対象者と協力雇用主に対する職場定着支援、協力雇用主に対する研修・ネットワーク構築等の支援を行います。	協力雇用主のもとへ就職した保護観察及び更生緊急保護の対象者と協力雇用主に対する職場定着支援、協力雇用主に対する研修・ネットワーク構築等の支援を行います。	
56	42	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	協力雇用主、協力雇用主登録希望事業所及び人手不足で刑務所出所者等を雇用する可能性のある事業所に対する啓発・情報収集・ハローワークの専用求人提出の勧奨といった支援に取り組みます。	協力雇用主、協力雇用主登録希望事業所及び人手不足で刑務所出所者等を雇用する可能性のある事業所に対する啓発・情報収集・ハローワークの専用求人提出の勧奨といった支援に取り組みます。	
57	42	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	保護観察及び更生緊急保護の期間を経過した人に対しても、引き続き一定期間は就職支援及び職場定着支援が実施できるようにするため、スキームの構築と実効性のある体制作りを関係機関とともに検討していきます。	保護観察及び更生緊急保護の期間を経過した人に対しても、引き続き一定期間は就職支援及び職場定着支援が実施できるようにするため、スキームの構築と実効性のある体制作りを関係機関とともに検討していきます。	
58	42	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	矯正施設で実施される就労支援説明会に出席し、受刑者の就労先の確保に努めます。	矯正施設で実施される就労支援説明会に出席し、受刑者の就労先の確保に努めます。	
59	42	民間団体等	更生保護施設（千葉県婦性会）	更生保護施設入所者（被保護者）の求職活動を支援するため、ハローワークや就労支援事業所等の活用を図り、また、専門の講師による「就労支援セミナー」を開催して被保護者の就労確保に取り組みます。	更生保護施設入所者（被保護者）の求職活動を支援するため、ハローワークや就労支援事業所等の活用を図り、また、専門の講師による「就労支援セミナー」を開催して被保護者の就労確保に取り組みます。	
60	42	民間団体等	千葉県更生保護助成協会	身元保証事業を行い、刑務所出所者等が雇用されている企業に損害を与えた場合に、損害の補填に関する手続を行います。	身元保証事業を行い、刑務所出所者等が雇用されている企業に損害を与えた場合に、損害の補填に関する手続を行います。	

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

（2）社会における居場所の確保

住居の確保等

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	課題・意見等
【現状認識と課題等】					
44			<p>犯罪をした人等が地域社会において安定して健全な社会生活を送るために、適切な帰住先の確保は必要不可欠ですが、法務省の矯正統計年報によれば、刑務所満期等出所者のうち約5割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しており、さらに、これらの人が再犯に至るまでの期間は、帰住先の確保されている人と比較して短くなっていることがわかっています。</p>	<p>犯罪をした人等が地域社会において安定して健全な社会生活を送るために、適切な帰住先の確保は必要不可欠ですが、国の第二次再犯防止推進計画によれば、適切な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることが明らかになっています。</p> <p>法務省の矯正統計年報によれば、刑務所満期等出所者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しており、さらに、これらの人が再犯に至るまでの期間は、帰住先の確保されている人と比較して短くなっていることがわかっています。</p>	修正あり
44			<p>これまで、国や県及び市町村においては、新たな住宅セーフティネット制度の創設、生活保護制度や一時生活支援事業等を通じた生活困窮者に対する住居の確保に向けた支援、犯罪をした人等で親族等のもとへ帰住できない人を受け入れる更生保護施設や自立準備ホームの確保等を行ってきました。</p>	<p>これまで、国や県、市町村においては、新たな住宅セーフティネット制度の創設、生活保護制度や一時生活支援事業等を通じた生活困窮者に対する住居の確保に向けた支援、犯罪をした人等で親族等のもとへ帰住できない人を受け入れる更生保護施設や自立準備ホームの確保等を行ってきました。</p> <p>また、第一次計画のもとでは、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制」（出口支援）において、地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましい支援対象者に対して、矯正施設入所中から帰住先確保に向けた支援を行い、本人が支援を辞退したケースを除き、ほとんどのケースにおいて帰住策を確保してきました。</p>	追加
44			<p>千葉県にある更生保護施設「千葉県帰性会」においては、仮釈放者を中心に受け入れを行っており、定員20名に対し、年間500件程の生活環境の調整を行い、その収容率は、2020年度（令和2年度）においては80%（新型コロナウイルスの感染対策で全て個室にしたことにより収容率は下がっている）、令和元年度は100%でした。</p>	<p>千葉県にある更生保護施設「千葉県帰性会」においては、仮釈放者を中心に受け入れを行っていましたが、老朽化に伴い建替工事を行い、令和7年3月に新施設が完成し、令和7年4月から受け入れを再開しています。今後は、本施設を拠点として利用者の社会復帰支援を一層充実させるとともに、地域との連携を深めていきます。</p>	修正あり
44			<p>自立準備ホームにおいては、更生緊急保護対象者を中心に、生活困窮者、薬物依存の問題を抱えている人、福祉サービスにつなげる必要がある人等、それぞれの施設が持つ特徴に合わせて受け入れを行っています。</p>	<p>自立準備ホームにおいては、更生緊急保護対象者を中心に、生活困窮者、薬物依存の問題を抱えている人、福祉サービスにつなげる必要がある人等、それぞれの施設が持つ特徴に合わせて受け入れを行っています。</p>	
44			<p>一方で、更生保護施設等は入居できる期間に限りがあり、あくまでも一時的な居場所であることから、地域社会において安定した生活を継続的に送るためには、恒久的な住居の確保が不可欠であり、更生保護施設等を退所後の適当な住居の確保や、退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要となります。</p>	<p>一方で、更生保護施設等は入居できる期間に限りがあり、あくまでも一時的な居場所であることから、地域社会において安定した生活を継続的に送るためには、恒久的な住居の確保が不可欠であり、更生保護施設等を退所後の適当な住居の確保や、退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要となります。</p>	

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	課題・意見等																																																
44			しかし、犯罪をした人等は、前歴があることに加えて、頼れる身寄りがおらず、アパートや福祉施設に入居する際に求められる身元引受人や緊急連絡先の確保が困難なことや、家賃滞納歴により民間家賃保証会社を利用できない、敷金・礼金を用意できないといったこと等により、住居の確保が難しい状況があります。	しかし、犯罪をした人等は、前歴があることに加えて、頼れる身寄りがおらず、アパートや福祉施設に入居する際に求められる身元引受人や緊急連絡先の確保が困難なことや、家賃滞納歴により民間家賃保証会社を利用できない、敷金・礼金を用意できないといったこと等により、住居の確保が難しい状況があります。																																																	
44			更生保護施設や自立準備ホームについては、処遇困難者に対する処遇や地域社会への移行支援等、その役割が拡大してきていますが、その一方で、更生保護施設等では、過去に犯した罪の内容や嗜癖等本人が抱える問題性、地域社会との関係により、特に受け皿が進みにくい人がいる実情があります。	更生保護施設や自立準備ホームについては、処遇困難者に対する処遇や地域社会への移行支援等、その役割が拡大してきていますが、その一方で、更生保護施設等では、過去に犯した罪の内容や嗜癖等本人が抱える問題性、地域社会との関係により、特に受け皿が進みにくい人がいる実情があります。																																																	
44			また、起訴猶予者や全部執行猶予者等の更生緊急保護対象者のうち、福祉サービス等につながらない人に対する支援は、極めて短期間のうちに釈放後の住居を調整する必要もあり、受け皿となる居住場所の確実な確保が喫緊の課題となっています。	また、起訴猶予者や全部執行猶予者等の更生緊急保護対象者のうち、福祉サービス等につながらない人に対する支援は、極めて短期間のうちに釈放後の住居を調整する必要もあり、受け皿となる居住場所の確実な確保が喫緊の課題となっています。																																																	
44				<u>住居の確保は、再犯の防止等を推進するうえで最も重要な要素の一つであることから、第二次計画においても、関係機関や関係団体がもつ知見や情報を十分に活用して、連携・協力して取り組んでいく必要があります。</u>	追加																																																
45			<p>刑務所を満期等出所時に帰住先がない人の数・その割合</p> <table border="1"> <caption>図9 刑務所を満期等出所時に帰住先がない人の数・その割合【全国】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>満期釈放者及び一部猶予実行期終了者（人）</th> <th>うち出所時に帰住先がない者の数（人）</th> <th>出所時に帰住先がない者の割合（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年</td> <td>8,648</td> <td>4,739</td> <td>49.1%</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>8,238</td> <td>3,890</td> <td>42.1%</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>8,733</td> <td>3,628</td> <td>41.5%</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>8,313</td> <td>3,380</td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>7,728</td> <td>3,286</td> <td>42.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：東京矯正管区作成データ</p> <p>「帰住先がない人」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した人を行い、帰住先が不明な人や暴力団関係者のものである人等を含みます。</p>	年	満期釈放者及び一部猶予実行期終了者（人）	うち出所時に帰住先がない者の数（人）	出所時に帰住先がない者の割合（%）	平成26年	8,648	4,739	49.1%	平成29年	8,238	3,890	42.1%	平成30年	8,733	3,628	41.5%	令和元年	8,313	3,380	40.7%	令和2年	7,728	3,286	42.3%	<p>刑務所を満期等出所時に帰住先がない人の数・その割合</p> <table border="1"> <caption>図9 刑務所を満期等出所時に帰住先がない者の数・その割合【全国】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>満期釈放者及び一部猶予実行期終了者（人）</th> <th>うち満期出所時に帰住先がない者の数</th> <th>出所時に帰住先がない者の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年</td> <td>7728</td> <td>3266</td> <td>42.3%</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>6963</td> <td>2844</td> <td>40.8%</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>6480</td> <td>2678</td> <td>41.3%</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>5991</td> <td>2591</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>5592</td> <td>2179</td> <td>39.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：関東矯正管区作成データ</p> <p>「帰住先がない人」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した人を行い、帰住先が不明な人や暴力団関係者のものである人等を含みます。</p>	年	満期釈放者及び一部猶予実行期終了者（人）	うち満期出所時に帰住先がない者の数	出所時に帰住先がない者の割合	令和2年	7728	3266	42.3%	令和3年	6963	2844	40.8%	令和4年	6480	2678	41.3%	令和5年	5991	2591	43.2%	令和6年	5592	2179	39.0%	修正あり（図の差替）
年	満期釈放者及び一部猶予実行期終了者（人）	うち出所時に帰住先がない者の数（人）	出所時に帰住先がない者の割合（%）																																																		
平成26年	8,648	4,739	49.1%																																																		
平成29年	8,238	3,890	42.1%																																																		
平成30年	8,733	3,628	41.5%																																																		
令和元年	8,313	3,380	40.7%																																																		
令和2年	7,728	3,286	42.3%																																																		
年	満期釈放者及び一部猶予実行期終了者（人）	うち満期出所時に帰住先がない者の数	出所時に帰住先がない者の割合																																																		
令和2年	7728	3266	42.3%																																																		
令和3年	6963	2844	40.8%																																																		
令和4年	6480	2678	41.3%																																																		
令和5年	5991	2591	43.2%																																																		
令和6年	5592	2179	39.0%																																																		

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	課題・意見等	
45			<p>「自立準備ホーム」とは</p> <p>法務省は、更生保護施設のほかに社会の中に多様な居場所を確保する方策として、2011年度（平成23年度）から「緊急的住居確保・自立支援対策」を実施しています。</p> <p>具体的には、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等に対し、保護観察所が、刑務所出所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を委託するもので、この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼びます。自立準備ホームには、ホームレス等の生活困窮者支援を行うNPO法人が所有するアパートや、社会福祉法人が運営する障害者のグループホーム、児童福祉法上の自立援助ホーム、宗教法人や薬物依存症者の自助グループが管理する施設等、様々な分野からの参入があり、宿泊場所の形態も施設内の一室、アパート、一軒家など様々です。また、登録は年度ごとの更新制です。</p> <p>自立準備ホームに委託するメリットとしては、生活困窮者や薬物依存者、障害者等の様々な対象への支援を通じて培われた各団体の持つノウハウを、刑務所出所者等の社会復帰にも活用できることに加え、単身用アパートから共同生活を行う施設まで、宿泊場所も多様であることから、刑務所出所者等の特性に合わせた委託が可能になること等があげられます。なお、委託の際には自立準備ホームに費用が支払われます。</p>	<p>「自立準備ホーム」とは</p> <p>法務省は、更生保護施設のほかに社会の中に多様な居場所を確保する方策として、2011年度（平成23年度）から「緊急的住居確保・自立支援対策」を実施しています。</p> <p>具体的には、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等に対し、保護観察所が、刑務所出所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を委託するもので、この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼びます。自立準備ホームには、ホームレス等の生活困窮者支援を行うNPO法人が所有するアパートや、社会福祉法人が運営する障害者のグループホーム、児童福祉法上の自立援助ホーム、宗教法人や薬物依存症者の自助グループが管理する施設等、様々な分野からの参入があり、宿泊場所の形態も施設内の一室、アパート、一軒家など様々です。また、登録は年度ごとの更新制です。</p> <p>自立準備ホームに委託するメリットとしては、生活困窮者や薬物依存者、障害者等の様々な対象への支援を通じて培われた各団体の持つノウハウを、刑務所出所者等の社会復帰にも活用できることに加え、単身用アパートから共同生活を行う施設まで、宿泊場所も多様であることから、刑務所出所者等の特性に合わせた委託が可能になること等があげられます。なお、委託の際には自立準備ホームに費用が支払われます。</p>		
【本県における取組の方向性と概要】						
61	46	県	健康福祉指導課	自立相談支援機関での相談等により、住居の確保や就労自立等の包括的な支援に取り組みます。	自立相談支援機関での相談等により、住居の確保や就労自立等の包括的な支援に取り組みます。	
62	46	県	健康福祉指導課	更生緊急保護の一時的な受け皿として、高齢者や障害者、生活困窮者を受入可能な既存の福祉施設や自立支援施設の活用を図るため、支援関係団体や法人に対し、自立準備ホーム制度の周知や活用の働きかけを行います。	更生緊急保護の一時的な受け皿として、高齢者や障害者、生活困窮者を受入可能な既存の福祉施設や自立支援施設の活用を図るため、支援関係団体や法人に対し、自立準備ホーム制度の周知や活用の働きかけを行います。	
63	46	県	健康福祉指導課	千葉県住宅確保要配慮者居住支援協議会である、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会の活動を通じて、再犯防止における居住先確保の重要性等の周知に努めます。	千葉県住宅確保要配慮者居住支援協議会である、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会の活動を通じて、再犯防止における居住先確保の重要性等の周知に努めます。	
64	46-47	県	住宅課	住宅セーフティネット法に基づき、更生保護対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や、入居相談等を行う住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の促進に努めます。	住宅セーフティネット法に基づき、更生保護対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や、入居相談等を行う住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の促進に努めます。	
【国における取組の方向性と概要】						
65	47	国	千葉地方検察庁	更生緊急保護に関して、円滑な支援を実施できるよう、千葉保護観察所と随時意見交換会を実施する等、緊密な連携体制を構築します。	更生緊急保護に関して、被疑者又は被告人からの申出に基づき、適時適切に千葉保護観察所に情報提供を行うほか、随時意見交換会を実施する等、緊密な連携体制を構築します。	修正あり
66	47	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	出所後に経済的に困窮する人に対して、生活困窮者自立支援法に基づく支援や民間のホームレス支援団体等と協力しながら、住居の確保を行います。	出所後に経済的に困窮する人に対して、生活困窮者自立支援法に基づく支援や民間のホームレス支援団体等と協力しながら、住居の確保を行います。	修正あり（対応機関追加）
67	47	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	個々の状況に応じて、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム等の関係機関と適切な連携を心掛け、鼎住先が定まらないことによる再犯のリスクを減らす取組を進めます。	個々の状況に応じて、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム等の関係機関と適切な連携を心掛け、鼎住先が定まらないことによる再犯のリスクを減らす取組を進めます。	修正あり（対応機関追加）

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	課題・意見等	
68	47	国	八街少年院一市原学園	個々の状況に応じて、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム等の関係機関と適切な連携を心掛け、帰宅先が定まらないことによる再非行のリスクを減らす取組を進めます。	個々の状況に応じて、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム等の関係機関と適切な連携を心掛け、帰宅先が定まらないことによる再非行のリスクを減らす取組を進めます。	修正あり（対応機関削除）
69	47	国	八街少年院一市原学園	専門家の知見を活用して、地方公共団体の関係窓口との連携を強化し、在院者の社会復帰に資する関係構築を図ります。	専門家の知見を活用して、地方公共団体の関係窓口との連携を強化し、在院者の社会復帰に資する関係構築を図ります。	修正あり（対応機関削除）
70	47	国	千葉保護観察所	刑務所出所者等で帰宅予定地や住居のない人については、更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れのほか、協力雇用主の住込み先やホームレス支援団体が管理する施設への入所等により、住居の確保に努めます。	刑務所出所者等で帰宅予定地や住居のない人については、更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れのほか、協力雇用主の住込み先やホームレス支援団体が管理する施設への入所等により、住居の確保に努めます。	
71	47	国	千葉保護観察所	千葉地方検察庁から、起訴猶予等で身柄の拘束が解かれる人に対して保護の依頼があった場合には、保護観察官等による面接をした上で、更生保護施設や自立準備ホーム等の帰宅先の調整を行います。	千葉地方検察庁から、起訴猶予等で身柄の拘束が解かれる人に対して保護の依頼があった場合には、保護観察官等による面接をした上で、更生保護施設や自立準備ホーム等の帰宅先の調整を行います。	
72	47	国	千葉保護観察所	特別調整対象者については、千葉県地域生活定着支援センターと連携し、福祉施設等への入所が決定するまでの間、一時的に更生保護施設や自立準備ホームへ帰住することが必要な場合には、調整を行います。	特別調整対象者については、千葉県地域生活定着支援センターと連携し、福祉施設等への入所が決定するまでの間、一時的に更生保護施設や自立準備ホームへ帰住することが必要な場合には、調整を行います。	
73	47	国	千葉保護観察所	更生保護施設からの退所後の生活が安定し、地域生活への定着が図られるよう、更生保護施設による退所者へのフォローアップの取組を推進します。	更生保護施設からの退所後の生活が安定し、地域生活への定着が図られるよう、更生保護施設による退所者へのフォローアップの取組を推進します。	
74	47	国	千葉保護観察所	関係機関・団体の協力を得て、更生保護施設の役割について近隣住民の理解を促し、より充実した運営がなされるよう支援を行っていきます。	関係機関・団体の協力を得て、更生保護施設の役割について近隣住民の理解を促し、より充実した運営がなされるよう支援を行っていきます。	
75	47	国	千葉保護観察所	自立準備ホームとして登録される施設を開拓し、より多くの人を保護できる体制づくりに努めます。	自立準備ホームとして登録される施設を開拓し、より多くの人を保護できる体制づくりに努めます。	
【民間団体における取組の方向性と概要】						
76	48	民間団体等	中核地域生活支援センター	生活全般にわたる相談を受ける中で、住居の確保に関する相談に応じていきます。	生活全般にわたる相談を受ける中で、住居の確保に関する相談に応じていきます。	
77	48	民間団体等	中核地域生活支援センター	生活保護を必要とする方については、生活保護申請の同行や、その準備として居宅探しにも協力します。	生活保護を必要とする方については、生活保護申請の同行や、その準備として居宅探しにも協力します。	
78	48	民間団体等	中核地域生活支援センター	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会に参加して、関係機関等と現状を共有しながら新たな取組を検討します。	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会に参加して、関係機関等と現状を共有しながら新たな取組を検討します。	
79	48	民間団体等	千葉県弁護士会	生活保護を必要とする方については、生活保護申請の同行や、その準備として居宅探しにも協力します。また、単身で生活することが可能な方については、安易に無料低額宿泊所等を利用させず、居宅探しに協力します。	生活保護を必要とする方については、生活保護申請の同行や、その準備として居宅探しにも協力します。また、単身で生活することが可能な方については、安易に無料低額宿泊所等を利用させず、居宅探しに協力します。	
80	49	民間団体等	千葉県弁護士会	各自自治体で行っている生活困窮者の自立相談支援機関につなぎ、公営住宅の活用を含む一時生活支援事業の利用を促します。	各自自治体で行っている生活困窮者の自立相談支援機関につなぎ、公営住宅の活用を含む一時生活支援事業の利用を促します。	
81	49	民間団体等	千葉県弁護士会	以上のような支援のきっかけとなるべく、生活保護の専門相談を随時受け付けるほか、毎週火曜日の午後1時から4時までの間、無料で電話相談を受けます。	以上のような支援のきっかけとなるべく、生活保護の専門相談を随時受け付けるほか、毎週火曜日の午後1時から4時までの間、無料で電話相談を受けます。	
82	49	民間団体等	千葉県弁護士会	住宅確保要配慮者向けの居住支援拡充のための調査・提言等を行います。	住宅確保要配慮者向けの居住支援拡充のための調査・提言等を行います。	
83	49	民間団体等	更生保護施設（千葉県帰性会）	犯罪をした人等を積極的に受け入れ、衣食住の保護措置や様々な処遇を実施した後、社会的経済的な自立を促すため、関係機関・団体と連携して退所後の居住先の開拓及び調整を行います。	犯罪をした人等を積極的に受け入れ、衣食住の保護措置や様々な処遇を実施した後、社会的経済的な自立を促すため、関係機関・団体と連携して退所後の居住先の開拓及び調整を行います。	

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	課題・意見等	
84	49	民間団体等	自立準備ホーム	薬物の問題がある人、福祉や医療のサービスが必要な人、経済的に困窮している人、行き先のない女子少年等、個々の自立準備ホームの持つ特性にあった人たちが積極的に受け入れ、住居や食事の提供、生活支援を行います。また、自立準備ホームの退所先について、関係機関・団体と連携して調整を行います。	薬物の問題がある人、福祉や医療のサービスが必要な人、経済的に困窮している人、行き先のない女子少年等、個々の自立準備ホームの持つ特性にあった人たちが積極的に受け入れ、住居や食事の提供、生活支援を行います。また、自立準備ホームの退所先について、関係機関・団体と連携して調整を行います。	
85	49	民間団体等	千葉県宅地建物取引業協会	自治体の住宅関係課、加盟会員（地域の宅地建物取引業者）、居住支援法人等と連携を図りながら、矯正施設退所者を含む住宅確保要配慮者の住宅の確保に取り組みます。	自治体の住宅関係課、加盟会員（地域の宅地建物取引業者）、居住支援法人等と連携を図りながら、矯正施設退所者を含む住宅確保要配慮者の住宅の確保に取り組みます。	
86	49	民間団体等	千葉県宅地建物取引業協会	住宅を確保した後、住宅確保要配慮者が地域の適切な医療・福祉機関、支え合いの取組等を活用できるよう、自治体、居住支援協議会、関係機関等との連携強化を図ります。	住宅を確保した後、住宅確保要配慮者が地域の適切な医療・福祉機関、支え合いの取組等を活用できるよう、自治体、居住支援協議会、関係機関等との連携強化を図ります。	
87	49	民間団体等	千葉県宅地建物取引業協会	個々の協力雇用主が、被雇用者の必要性・特性に応じて社員寮や民間アパートへの入居を支援できるよう、対応可能な住居の確保を行います。	個々の協力雇用主が、被雇用者の必要性・特性に応じて社員寮や民間アパートへの入居を支援できるよう、対応可能な住居の確保を行います。	削除
88	49	民間団体等	千葉県宅地建物取引業協会	矯正施設退所者等の住居の確保に関する課題等について調査研究を行い、適宜自治体等が取るべき施策等について提言を行っていきます。	矯正施設退所者等の住居の確保に関する課題等について調査研究を行い、適宜自治体等が取るべき施策等について提言を行っていきます。	
新規		民間団体等	千葉県宅地建物取引業協会		本会・本支店事務所を設置している不動産無料相談所において、矯正施設退所者等を含む住宅確保要配慮者の住居に関する相談に対して、適切な助言・指導及び専門機関の紹介を行います。	追加
89	49	民間団体等	住宅確保要配慮者居住支援法人	支援業務の対象とする住宅確保要配慮者に、「保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者」「更生保護対象者その他犯罪をした者等」を含めている住宅確保要配慮者居住支援法人において、民間賃貸住宅への入居を希望する方への相談対応等の支援を行います。	支援業務の対象とする住宅確保要配慮者に、「保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者」「 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等 」・更生保護対象者その他犯罪をした者等」を含めている住宅確保要配慮者居住支援法人において、民間賃貸住宅への入居を希望する方への相談対応等の支援を行います。	修正あり
49				<p>「居住支援法人」とは</p> <p>住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する人、その他住宅の確保に特に配慮を要する人）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守り等の生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。</p> <p>2017年（平成29年）4月に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（改正住宅セーフティネット法）に法的根拠を持つ法人で、現在千葉県内に22法人が活動しています（令和3年7月16日現在）。</p> <p>住宅確保要配慮者の範囲は、各都道府県の賃貸住宅供給促進計画の中で追加できますが、千葉県の場合は「保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者」に加え、「更生保護対象者その他犯罪をした者等」もその範囲と定め、支援の対象者としています。</p>	<p>「居住支援法人」とは</p> <p>住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する人、その他住宅の確保に特に配慮を要する人）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守り等の生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。</p> <p>2017年（平成29年）4月に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（改正住宅セーフティネット法）に法的根拠を持つ法人で、現在千葉県内に41法人が活動しています（令和7年11月5日現在）。</p> <p>住宅確保要配慮者の範囲は、「第4次千葉県住生活基本計画」において「保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者」及び「更生保護対象者その他犯罪をした者等」と定めています。</p>	修正あり

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢者又は障害者等への支援等

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
【現状認識と課題等】					
52			国の再犯防止推進計画では、高齢者（65歳以上の人）が、出所後2年以内に刑事施設に再び入所する割合は全世代の中で最も高いことや、出所後5年以内に再び刑事施設に入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後6ヶ月未満という極めて短期間で再犯に至っている点が指摘されています。また、知的障害のある受刑者については、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことも明らかにされています。	国の第二次再犯防止推進計画では、高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短い点が指摘されています。	修正あり
52			高齢者や障害のある人については、心身の状況や生活環境等を社会福祉士等の専門職が適切にアセスメントし、必要な支援をコーディネートすることで、自立に向けて安定した生活を実現できる可能性が高まることから、本人が矯正施設を出所・出院後に孤立することなく、迅速に必要な福祉サービス等につなげていくことが肝要です。	高齢者や障害のある人については、心身の状況や生活環境等を社会福祉士等の専門職が適切にアセスメントし、必要な支援をコーディネートすることで、自立に向けて安定した生活を実現できる可能性が高まることから、本人が矯正施設を出所・出院後に孤立することなく、迅速に必要な福祉サービス等につなげていくことが肝要です。	
52			刑務所出所者等に対する支援（いわゆる出口支援）としては、適切な帰住先が確保されていない高齢者や障害のある人等が、出所・出院後に必要な福祉サービスを円滑に利用できるよう、従来からの刑務所等と保護観察所による生活環境の調整に加えて、2009年度（平成21年度）から特別調整の手続が定められ、厚生労働省で地域生活定着支援事業が開始されています。	刑務所出所者等に対する支援（いわゆる出口支援）としては、適切な帰住先が確保されていない高齢者や障害のある人等が、出所・出院後に必要な福祉サービスを円滑に利用できるよう、従来からの刑務所等と保護観察所による生活環境の調整に加えて、2009年度（平成21年度）から特別調整の手続が定められ、厚生労働省で地域生活定着支援事業が実施されています。	修正あり
52			県においては、地域生活定着支援センター事業として、矯正施設に入所・入院中で、高齢や障害を理由に出所・出院後に自立した生活を営むことが困難と認められる場合、出所・出院後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための取組を行い、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことを支援してきました。	県においては、地域生活定着支援センター事業として、矯正施設に入所・入院中で、高齢や障害を理由に出所・出院後に自立した生活を営むことが困難と認められる場合、出所・出院後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための取組を行い、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことを支援してきました。	
				また、地域生活定着支援センター事業の対象とならなかった高齢者で地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましい者には「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制」（出口支援）において、矯正施設入所中から面談等を行い、出所後に適切な支援を受けられるよう調整を行ってきました。	追加

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無																																																
52			<p>しかしながら、高齢者や障害のある出所者の中には、医療や福祉の支援が必要であるにもかかわらず、特別調整や更生緊急保護等を希望せず、それらの支援につながらない場合があること、要介護認定・障害者手帳を取得するほどではないことから、障害や認知症が疑われるものの本人に自覚がない人がいること、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことから、支援が行き届かないこと等により、自立に向けて安定した生活を営むことができず、再犯につながっているケースもあります。</p>	<p>しかしながら、高齢者や障害のある出所・出院者の中には、医療や福祉の支援が必要であるにもかかわらず、特別調整や更生緊急保護等を希望せず、それらの支援につながらない場合があること、要介護認定・障害者手帳を取得するほどではないことから、障害や認知症が疑われるものの本人に自覚がない人がいること、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことから、支援が行き届かないこと等により、自立に向けて安定した生活を営むことができず、再犯につながっているケースもあります。</p>	修正あり																																																
52			<p>また、高齢者や障害のある出所・出院者は、複合的・複雑化した問題を抱えていることが多いことから、問題の解決には複数の関係機関の連携・協力が必要となり、支援の開始から終了までに相当な時間を要します。加えて、各機関との連絡・調整には、各制度を理解する知識、判断力、コミュニケーション能力が不可欠であることから、高齢者や 障害のある相談者が一連の支援を自分一人で行うことは極めて困難です。</p>	<p>また、高齢者や障害のある出所・出院者は、複合的・複雑化した問題を抱えていることが多いことから、問題の解決には複数の関係機関の連携・協力が必要となり、支援の開始から終了までに相当な時間を要します。加えて、各機関との連絡・調整には、各制度を理解する知識、判断力、コミュニケーション能力が不可欠であることから、高齢者や 障害のある相談者が一連の支援を自分一人で行うことは極めて困難です。</p>																																																	
52			<p>さらに、高齢者や障害のある人等、社会的に孤立しやすい傾向のある人への支援は、専門的な知識や経験が必要で、かつ機関や部署間において切れ目なく行われることが求められることから、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が大きな課題です。</p>	<p>さらに、高齢者や障害のある人等、社会的に孤立しやすい傾向のある人への支援は、専門的な知識や経験が必要で、かつ機関や部署間において切れ目なく行われることが求められることから、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が大きな課題です。</p>																																																	
53			<p>刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合 千葉県警察における検挙件数に占める高齢者（65歳以上）の割合は、近年は25%近くになり、概ね4人に1人となっています。</p> <table border="1"> <caption>図10 刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合【千葉県】</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全検挙人員 (人)</th> <th>うち高齢者 (人)</th> <th>高齢者率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年</td> <td>10,158</td> <td>2,294</td> <td>22.6%</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>8,946</td> <td>2,012</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>8,464</td> <td>1,964</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>7,726</td> <td>1,684</td> <td>21.8%</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>7,868</td> <td>1,922</td> <td>24.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：千葉県警察提供データ</p>	年度	全検挙人員 (人)	うち高齢者 (人)	高齢者率 (%)	平成28年	10,158	2,294	22.6%	平成29年	8,946	2,012	22.5%	平成30年	8,464	1,964	23.2%	令和元年	7,726	1,684	21.8%	令和2年	7,868	1,922	24.4%	<p>○ 刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合 千葉県警察における検挙件数に占める高齢者（65歳以上）の割合は、近年は25%前後で推移しており、概ね4人に1人となっています。</p> <table border="1"> <caption>図10 刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合【千葉県】</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全検挙人員 (人)</th> <th>うち高齢者 (人)</th> <th>高齢者率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年</td> <td>7,868</td> <td>1,922</td> <td>24.4%</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>7,663</td> <td>1,882</td> <td>24.6%</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>6,700</td> <td>1,745</td> <td>26.0%</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>7,589</td> <td>1,772</td> <td>23.3%</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>8,178</td> <td>1,807</td> <td>22.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：千葉県警察公表データ</p>	年度	全検挙人員 (人)	うち高齢者 (人)	高齢者率 (%)	令和2年	7,868	1,922	24.4%	令和3年	7,663	1,882	24.6%	令和4年	6,700	1,745	26.0%	令和5年	7,589	1,772	23.3%	令和6年	8,178	1,807	22.1%	修正あり（図の差替）
年度	全検挙人員 (人)	うち高齢者 (人)	高齢者率 (%)																																																		
平成28年	10,158	2,294	22.6%																																																		
平成29年	8,946	2,012	22.5%																																																		
平成30年	8,464	1,964	23.2%																																																		
令和元年	7,726	1,684	21.8%																																																		
令和2年	7,868	1,922	24.4%																																																		
年度	全検挙人員 (人)	うち高齢者 (人)	高齢者率 (%)																																																		
令和2年	7,868	1,922	24.4%																																																		
令和3年	7,663	1,882	24.6%																																																		
令和4年	6,700	1,745	26.0%																																																		
令和5年	7,589	1,772	23.3%																																																		
令和6年	8,178	1,807	22.1%																																																		

【本県における取組の方向性と概要】

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
90	53	県	健康福祉指導課	高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設の入所・入院者等について、司法と福祉が連携して、矯正施設入所・入院中から、帰住地において直ちに障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを利用できるよう、東京矯正管区や矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等との連携を強化します。	高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設の入所・入院者等について、司法と福祉が連携して、矯正施設入所・入院中から、帰住地において直ちに障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを利用できるよう、関東矯正管区や矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等との連携を強化します。	修正あり
91	53	県	障害者福祉推進課	障害のある人が自立及び社会参加できるよう、令和6年3月に策定した、「第八次千葉県障害者計画」に基づき、障害者支援のための施策を総合的かつ計画的に実施します。	障害のある人が自立及び社会参加できるよう、令和6年3月に策定した「第八次千葉県障害者計画」に基づき、障害者支援のための施策を総合的かつ計画的に実施します。	修正あり
92	53	県	障害福祉事業課	地域における相談支援体制の充実のため、相談支援体制を担う人材の育成や、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言及び相談支援業者のスキルアップに向けた指導等を行います。	地域における相談支援体制の充実のため、相談支援体制を担う人材の育成や、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言及び相談支援業者のスキルアップに向けた指導等を行います。	
93	53	県	障害者福祉推進課	電話相談窓口や来所窓口において、犯罪をした人等や千葉保護観察所等の関係機関からの精神保健福祉に関する相談に応じ、必要な助言を行います。	電話相談窓口や来所窓口において、犯罪をした人等や千葉保護観察所等の関係機関からの精神保健福祉に関する相談に応じ、必要な助言を行います。	
94	53	県	高齢者福祉課	施設サービスが必要な人が、必要な時に利用できるよう、特別養護老人ホーム等の計画的な整備を進めるとともに、養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、利用状況等を勘案し、必要な定員数を確保します。	施設サービスが必要な人が、必要な時に利用できるよう、特別養護老人ホーム等の計画的な整備を進めるとともに、養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、利用状況等を勘案し、必要な定員数を確保します。	
95	53-54	県	高齢者福祉課	医療や介護が必要な高齢者が増加する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が急増すると見込まれていることから、高齢者が地域で安心して暮らせるようにするため、ライフライン事業者等を活用した見守り・生活支援ネットワークづくりや、NPO、ボランティア等の多様な実施主体による生活支援サービスの提供を推進します。	医療や介護が必要な高齢者が増加する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が急増すると見込まれていることから、高齢者が地域で安心して暮らせるようにするため、ライフライン事業者等を活用した見守り・生活支援ネットワークづくりや、NPO、ボランティア等の多様な実施主体による生活支援サービスの提供を推進します。	
96	54	県	高齢者福祉課	住民の多様なニーズや相談に対応する地域包括支援センターについて、職員が専門性を活かしながら総合的に対応できるよう研修を実施する等、機能強化を図ります。また、地域の実情に応じ、設置を促進します。	住民の多様なニーズや相談に対応する地域包括支援センターについて、職員が専門性を活かしながら総合的に対応できるよう研修を実施する等、機能強化を図ります。また、地域の実情に応じ、設置を促進します。	
97	54	県	高齢者福祉課	生活や仕事等への不安や生きづらさを抱える高齢者が、地域で自立した生活ができるよう、相談支援の充実を図ります。	生活や仕事等への不安や生きづらさを抱える高齢者が、地域で自立した生活ができるよう、相談支援の充実を図ります。	

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無	
54			<p>「地域包括支援センター」とは</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等を行う、市町村が設置する機関です。</p> <p>保健師や、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門の職員が、他の行政機関や医療機関等との連携を取りながら、地域での暮らしを支援しています。</p>	<p>「地域包括支援センター」とは</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等を行う、市町村が設置する機関です。</p> <p>保健師や、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門の職員が、他の行政機関や医療機関等との連携を取りながら、地域での暮らしを支援しています。</p>		
【国における取組の方向性と概要】						
98	54	国	千葉地方検察庁	高齢又は障害を有する支援対象者について、適切な福祉の支援（医療的支援を含む）につなぐよう、関係機関等との連携を図ります。	高齢又は障害を有する支援対象者について、適切な福祉の支援（医療的支援を含む）につなぐよう、関係機関等との連携を図ります。	
99	54	国	東京関東矯正管区	高齢者又は障害のある人等を、矯正施設からの釈放後に速やかに適切な福祉サービスに結びつける特別調整の取組が効果的に運用されるよう、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の関係機関との連携の充実強化を図っていきます。	高齢者又は障害のある人等を、矯正施設からの釈放後に速やかに適切な福祉サービスに結びつける特別調整の取組が効果的に運用されるよう、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の関係機関との連携の充実強化を図っていきます。	修正あり（対応機関・名称変更）
100	54	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	保護観察所から特別調整対象者として選定を受けた人を対象に、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、地域生活定着支援センターと連携しながら支援をしていきます。	保護観察所から特別調整対象者として認定を受けた人や、福祉的支援が必要な人を対象に、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、地域生活定着支援センターや医療機関等と連携しながら支援をしていきます。	修正あり
101	54	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	特別調整の条件を満たさなかったものの、支援が必要と思われる人については、独自に調整を行っていくほか、更生保護官署を始めとする関係団体との連携強化の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。	特別調整の要件を満たさなかったものの、支援が必要と思われる人については、独自に調整を行っていくほか、更生保護官署を始めとする関係団体との連携強化の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。	修正あり
102	54	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	矯正施設退所後、更生保護施設や福祉施設等に帰住した障害者に対し、知能検査や認知症検査を実施し、本人の特性や現状の課題を明らかにした上で、社会適応のための各種の助言を行います。	矯正施設退所後、更生保護施設や福祉施設等に帰住した障害者に対し、知能検査や認知症検査を実施し、本人の特性や現状の課題を明らかにした上で、社会適応のための各種の助言を行います。	
103	55	国	千葉保護観察所	高齢又は障害を有し、かつ適当な帰住先が確保されていない矯正施設入所者について、釈放後速やかに福祉サービスを円滑に利用できるようにするために、中核地域生活支援センターや千葉県地域生活定着支援センターと連携し、帰住先の調整や地域における社会生活への移行、自立促進を図るための特別調整に取り組みます。	高齢又は障害を有し、かつ適当な帰住先が確保されていない矯正施設入所者について、釈放後速やかに福祉サービスを円滑に利用できるようにするために、中核地域生活支援センターや千葉県地域生活定着支援センターと連携し、帰住先の調整や地域における社会生活への移行、自立促進を図るための特別調整に取り組みます。	

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
104	55	国	千葉保護観察所	起訴猶予等、矯正施設における処遇を経ない更生緊急保護対象者のうち、高齢・障害により、自立に向けて福祉サービスを利用することが必要な人に対しては、釈放前に保護観察官による面接を行う等、調査をした上で居住先の確保を行うとともに、福祉サービス等の利用が円滑に行われるよう、千葉県地域生活定着支援センター等の関係機関・団体と連携をとりながら支援をしていきます。	起訴猶予等、矯正施設における処遇を経ない更生緊急保護対象者のうち、高齢・障害により、自立に向けて福祉サービスを利用することが必要な人に対しては、釈放前に保護観察官による面接を行う等、調査をした上で居住先の確保を行うとともに、福祉サービス等の利用が円滑に行われるよう、千葉県地域生活定着支援センター等の関係機関・団体と連携をとりながら支援をしていきます。	
【民間団体における取組の方向性と概要】						
105	55	民間団体等	中核地域生活支援センター	矯正施設や千葉保護観察所、地域生活定着支援センター、地域の保健医療・福祉関係 機関と連携し、特別調整と一般調整にならない障害者や高齢受刑者等へのコーディネート業務やフォローアップ業務、相談支援業務等を実施します。	矯正施設や千葉保護観察所、地域生活定着支援センター、地域の保健医療・福祉関係 機関と連携し、特別調整と一般調整にならない障害者や高齢受刑者等へのコーディネート業務やフォローアップ業務、相談支援業務等を実施します。	
106	55	民間団体等	中核地域生活支援センター	被疑者・被告人の段階から、高齢者や障害者等の帰住先のコーディネートやフォローアップ等の支援を実施します。	被疑者・被告人の段階から、高齢者や障害者等の帰住先のコーディネートやフォローアップ等の支援を実施します。	
107	55	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	矯正施設や千葉保護観察所及び各都道府県の地域生活定着支援センターや地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、特別調整対象者や高齢受刑者等へのコーディネート業務やフォローアップ業務、相談支援業務等の地域生活定着促進事業を実施します。	矯正施設や千葉保護観察所及び各都道府県の地域生活定着支援センターや地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、特別調整対象者や高齢受刑者等へのコーディネート業務やフォローアップ業務、相談支援業務等の地域生活定着促進事業を実施します。	
108	55	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	「地域ネットワーク強化業務」として、自治体関係課や市町村の法定化された協議会（自立支援協議会等）、千葉県内の相談機関（中核地域生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター等）、社会福祉協議会、福祉事業所（社会福祉法人やNPO法人等）の巡回訪問を進め、地域ネットワークの強化を図ります。	「地域ネットワーク強化業務」として、自治体関係課や市町村の法定化された協議会（自立支援協議会等）、千葉県内の相談機関（中核地域生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター等）、社会福祉協議会、福祉事業所（社会福祉法人やNPO法人等）の巡回訪問を進め、地域ネットワークの強化を図ります。	
109	55	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	被疑者・被告人の段階から、高齢者や障害者等の帰住先のコーディネートやフォローアップ等の支援を実施します。	被疑者・被告人の段階から、高齢者や障害者等の帰住先のコーディネートやフォローアップ等の支援を実施します。	
110	55	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	受刑中の高齢受刑者に対して、福祉制度の理解を深め、出所後に適切に福祉制度を活用できるように、矯正施設と連携して、社会復帰支援指導を実施します。	受刑中の高齢受刑者に対して、福祉制度の理解を深め、出所後に適切に福祉制度を活用できるように、矯正施設と連携して、社会復帰支援指導を実施します。	

	掲 載 ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
111	55	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	東京矯正管区、千葉地方検察庁、千葉保護観察所、千葉県弁護士会等から講師の派遣等をいただきながら、地域の保健医療・福祉関係機関との情報交換会を開催し、刑事手続や環境調整等の概要、相談支援、居住支援、就労支援、修学支援、依存症回復支援等に関する講座や事例検討等を通じて、地域ネットワークの強化に努めます。	関東矯正管区、千葉地方検察庁、千葉保護観察所、千葉県弁護士会等から講師の派遣等をいただきながら、地域の保健医療・福祉関係機関との情報交換会を開催し、刑事手続や環境調整等の概要、相談支援、居住支援、就労支援、修学支援、依存症回復支援等に関する講座や事例検討等を通じて、地域ネットワークの強化に努めます。	修正あり
112	55	民間団体等	千葉県弁護士会	高齢者・障害者を対象とした電話による法律相談を毎週実施するほか、高齢者・障害者を巡る法律課題について面談による各種相談会を実施します。	高齢者・障害者を対象とした電話による法律相談を毎週実施するほか、高齢者・障害者を巡る法律課題について面談による各種相談会を実施します。	
113	55-56	民間団体等	千葉県弁護士会	中核地域生活支援センターとのタイアップ事業として法律相談を実施し、相談担当弁護士を派遣します。	中核地域生活支援センターとのタイアップ事業として法律相談を実施し、相談担当弁護士を派遣します。	
114	56	民間団体等	千葉県弁護士会	生活困窮状態等にありながら既存の福祉制度のサービスからこぼれてしまっている、あるいはサービスの対象として予定されていないような障害者・高齢者に対する相談会等の取組を、県内の関係団体と連携の上、実施します。	生活困窮状態等にありながら既存の福祉制度のサービスからこぼれてしまっている、あるいはサービスの対象として予定されていないような障害者・高齢者に対する相談会等の取組を、県内の関係団体と連携の上、実施します。	
115	56	民間団体等	更生保護施設（千葉県鼎性会）	更生保護施設に配置されている福祉専門職員により、高齢者及び障害を有する被保護者に対して、それぞれの個別事情を踏まえ、地域の保健医療・福祉サービス等に繋げるための支援を行います。	更生保護施設に配置されている福祉専門職員により、高齢者及び障害を有する被保護者に対して、それぞれの個別事情を踏まえ、地域の保健医療・福祉サービス等に繋げるための支援を行います。	
116	56	民間団体等	自立準備ホーム	被保護者の意向を汲み、地域の保健医療や福祉サービス等につなげるための支援を行います。	被保護者の意向を汲み、地域の保健医療や福祉サービス等につなげるための支援を行います。	

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

（3）保健医療・福祉サービスの利用の促進

薬物依存を有する人への支援等

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
【現状認識と課題等】					
58			覚醒剤取締法や大麻取締法、ヘロイン等の薬物を取り締まる法律に違反した薬物事犯者のうち、最も数が多い覚醒剤取締法違反による検挙者数は、全国では毎年1万人前後で推移しており、新たに刑務所に入所する人の罪名の約3割を占めているほか、他の犯罪と比べても再犯リスクが高く、より早い段階で刑務所に再び入所する傾向にあります。	覚醒剤取締法や大麻取締法、ヘロイン等の薬物を取り締まる法律に違反した薬物事犯者のうち、最も数が多い覚醒剤取締法違反による検挙者数は、全国では減少傾向にあるものの、新たに刑務所に入所する人の罪名の約3割を占めているほか、他の犯罪と比べても再犯リスクが高く、より早い段階で刑務所に再び入所する傾向にあります。	修正あり
58			また、大麻取締法違反による検挙者も2014年（平成26年）から増え続けており、中でも10代や20代の若年層の増加率が特に高いことから、薬物事犯の低年齢化が進行しているとともに、覚醒剤等のより依存性の高い薬物に手を出してしまう人が増えていくことが危惧されます。	また、大麻取締法違反による検挙者も2014年（平成26年）から大幅な増加傾向にあり、中でも10代や20代の若年層の増加率が特に高いことから、薬物事犯の低年齢化が進行しているとともに、覚醒剤等のより依存性の高い薬物に手を出してしまう人が増えていくことが危惧されます。	修正あり
58			そのため、薬物依存を有する人に対する適切な支援体制を構築することは、再犯防止を進める上で極めて重要です。	そのため、薬物依存を有する人に対する適切な支援体制を構築することは、再犯防止を進める上で極めて重要です。	
58			また、薬物の使用等により検挙された人は、犯罪をした人等であると同時に、薬物依存症という病気である事例も多いという視点も重要であり、薬物による犯罪を繰り返さないようにさせるためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。	また、薬物の使用等により検挙された人は、犯罪をした人等であると同時に、薬物依存症という病気である事例も多いという視点も重要であり、薬物による犯罪を繰り返さないようにさせるためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。	
58			しかし、薬物の使用等により検挙された人の多くは、薬への強度の依存や習慣性等により、自らの意思による薬物使用のコントロールは困難であることから、刑事司法機関による関与の終了後も途切れることのない支援につなげ、支援者により見守りを続けることが必要です。	しかし、薬物の使用等により検挙された人の多くは、薬への強度の依存や習慣性等により、自らの意思による薬物使用のコントロールは困難であることから、刑事司法機関による関与の終了後も途切れることのない支援につなげ、支援者により見守りを続けることが必要です。	
58			一方で、薬物依存を有する人の回復と社会復帰には、本人等が相談支援を受けられることのほか、保健・医療機関における薬物依存の治療体制の強化や、自助グループ等の民間支援団体が相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能、又は役割に応じた支援を効果的に実施すること、そのための情報提供や治療・支援等に携わる人材の育成が課題となっています。	一方で、薬物依存を有する人の回復と社会復帰には、本人等が相談支援を受けられることのほか、保健・医療機関における薬物依存の治療体制の強化や、自助グループ等の民間支援団体が相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能、又は役割に応じた支援を効果的に実施すること、そのための情報提供や治療・支援等に携わる人材の育成が課題となっています。	

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
	58			さらに、薬物依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み、大きな影響を与えることから、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことも課題としてあげられます。	さらに、薬物依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み、大きな影響を与えることから、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことも課題としてあげられます。	
【本県における取組の方向性と概要】						
117	58	県	障害者福祉推進課	薬物依存症に対応できる医療機関を依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関として選定、周知を行い、薬物依存症者の医療提供体制の整備を進めます。	薬物依存症に対応できる医療機関を依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関として選定、周知を行い、薬物依存症者の医療提供体制の整備を進めます。	
118	58-59	県	障害者福祉推進課	千葉県精神保健福祉センター等では、薬物依存症者が薬物を使用しない生活を続けていけることを目的とした治療・回復プログラムを開催し、薬物依存症からの回復と社会復帰を支援します。	千葉県精神保健福祉センター等では、薬物依存症者が薬物を使用しない生活を続けていけることを目的とした治療・回復プログラムを開催し、薬物依存症からの回復と社会復帰を支援します。	
119	59	県	障害者福祉推進課	千葉県精神保健福祉センター等では、薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症という病気や回復について正しく理解し、適切な対応方法を学び実践できるよう家族教室等を行います。	千葉県精神保健福祉センター等では、薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症という病気や回復について正しく理解し、適切な対応方法を学び実践できるよう家族教室等を行います。	
120	59	県	障害者福祉推進課	千葉県精神保健福祉センター等では、治療・支援等に携わる人材の育成として、依存症支援者研修を行います。	千葉県精神保健福祉センター等では、治療・支援等に携わる人材の育成として、依存症支援者研修を行います。	
121	59	県	障害者福祉推進課	千葉県精神保健福祉センター等では、自助グループ等の民間団体と連携を図り、薬物依存症者に対し必要に応じて民間団体等を紹介する等の支援を行います。	千葉県精神保健福祉センター等では、自助グループ等の民間団体と連携を図り、薬物依存症者に対し必要に応じて民間団体等を紹介する等の支援を行います。	
122	59	県	障害者福祉推進課	関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的として関係機関連携会議等を行います。	関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的として関係機関連携会議等を行います。	
125	59	県	県警察本部薬物銃器対策課	取締活動を通じて、薬物乱用者やその家族等を対象に、必要に応じて支援関係機関・団体等相談先の情報を提供することで回復を支援します。	取締活動を通じて、薬物乱用者やその家族等を対象に、必要に応じて支援関係機関・団体等相談先の情報を提供することで回復を支援します。	
126	59	県	県警察本部薬物銃器対策課	関係機関等と連携し、テレビ、ラジオ等の各種媒体を利用した薬物乱用防止広報を実施し、薬物乱用防止についての啓発を行います。	関係機関等と連携し、テレビ、ラジオ等の各種媒体を利用した薬物乱用防止広報を実施し、薬物乱用防止についての啓発を行います。	
【国における取組の方向性と概要】						
127	59	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	薬物依存離脱指導において、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解した上で、断薬への動機づけを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させるような指導を行います。	薬物依存離脱指導において、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解した上で、断薬への動機づけを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させるような指導を行います。	修正あり（対応機関追加）
128	59	国	八街少年院→市原学園	特定生活指導（薬物非行防止指導）を実施し、薬物の依存性を認識し、薬物依存に至った自己の問題性を理解させることで、再び薬物を乱用することのないよう指導します。	特定生活指導（薬物非行防止指導）を実施し、薬物の依存性を認識し、薬物依存に至った自己の問題性を理解させることで、再び薬物を乱用することのないよう指導します。	修正あり（対応機関削除）

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
129	59	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	ワークブック「薬物について考えよう」を実施し、薬物依存に至った自己の問題への理解を深めさせるとともに、再使用に至らないための具体的な対処法について考えさせます。	ワークブック「薬物について考えよう」を実施し、薬物依存に至った自己の問題への理解を深めさせるとともに、再使用に至らないための具体的な対処法について考えさせます。	
130	59-60	国	千葉保護観察所	薬物依存対象者に対し、医療機関や関係機関と連携又は協力を得て、「薬物再乱用防止プログラム」、任意の簡易薬物検出検査、家族等に対する支援（引受人会）を実施又は開催します。	薬物依存対象者に対し、医療機関や関係機関と連携又は協力を得て、「薬物再乱用防止プログラム」、任意の簡易薬物検出検査、家族等に対する支援（引受人会）を実施又は開催します。	
131	60	国	千葉保護観察所	地域で共同生活を送りながら、薬物依存症からの回復と社会復帰を支援している民間の自助団体であるダルクに対し、薬物依存症者への取組を委託します（一部のダルクには通所による回復訓練も委託しています。）。	地域で共同生活を送りながら、薬物依存症からの回復と社会復帰を支援している民間の自助団体であるダルクに対し、薬物依存症者への取組を委託します（一部のダルクには通所による回復訓練も委託しています。）。	
132	60	国	千葉保護観察所	薬物依存症者に対する「息の長い支援」を行うため、千葉県精神保健福祉センターや 千葉市こころの健康センター、ダルク等で行われる薬物依存からの回復支援のためのプログラム及びミーティングに積極的に関与し、薬物依存対象者が保護観察終了後にこれらの機関や団体の支援を受けられるように引き継いでいきます。	薬物依存症者に対する「息の長い支援」を行うため、千葉県精神保健福祉センターや 千葉市こころの健康センター、ダルク等で行われる薬物依存からの回復支援のためのプログラム及びミーティングに積極的に関与し、薬物依存対象者が保護観察終了後にこれらの機関や団体の支援を受けられるように引き継いでいきます。	
133	60	国	千葉保護観察所	薬物依存症者が、刑事処分又は保護処分終了後も地域において必要な保健医療・福祉のサービスが受けられるとともに、依存からの回復のための「息の長い支援」が受けられるよう、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づく地域支援ネットワークの構築のため、「薬物依存症対策地域連携協議会」を開催します。	薬物依存症者が、刑事処分又は保護処分終了後も地域において必要な保健医療・福祉のサービスが受けられるとともに、依存からの回復のための「息の長い支援」が受けられるよう、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づく地域支援ネットワークの構築のため、「薬物依存症対策地域連携協議会」を開催します。	
【民間団体における取組の方向性と概要】						
134	60	民間団体等	中核地域生活支援センター	各機関が主催する薬物依存症からの回復支援に関する懇談会等への出席を通じて、千葉県精神保健福祉センターや千葉保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図ります。	各機関が主催する薬物依存症からの回復支援に関する懇談会等への出席を通じて、千葉県精神保健福祉センターや千葉保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図ります。	
135	60	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	各機関が主催する薬物依存症からの回復支援に関する懇談会等への出席を通じて、千葉保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図ります。	各機関が主催する薬物依存症からの回復支援に関する懇談会等への出席を通じて、千葉保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図ります。	
136	60	民間団体等	更生保護施設（千葉県庁性会）	薬物依存症者に対する支援を実施する自助グループ等の民間団体との連携を強化し、薬物依存症の問題を抱える被保護者を、必要に応じて医療機関と連携し受診につなげます。	薬物依存症者に対する支援を実施する自助グループ等の民間団体との連携を強化し、薬物依存症の問題を抱える被保護者を、必要に応じて医療機関と連携し受診につなげます。	

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
			<p style="text-align: center;">「自助グループ」とは</p> <p>自助グループとは、何らかの障害・困難や問題、悩みを抱えた人が、同様な問題を抱えている個人や家族とともに、当事者同士の自発的なつながりで結びついた集団をいいます。薬物依存症であれば、「ダルク（ドラッグ・アディクション・リハビリテーション・センター）」「NA（ナルコティクス・アノニマス）」、アルコール依存症であれば、「断酒会」「AA（アルコールリクス・アノニマス）」「マック」等があり、「ジャパンマック」ではギャンブル依存症やネットゲーム依存症に係る回復支援も行っています。</p> <p>自助グループではミーティングが開催されており、参加者は他の仲間の話を聞き自分のことを話すことで、依存物質から解放される重要な手立てとなります。中でもダルクでは、通所型と入所型の2通りの参加手段があり、入所型の場合はダルクの施設で仲間と共同生活を送り、施設内や外部会場で日に数回行われるミーティングを中心としたプログラムに参加する生活を続けます。回復プログラムが順調に進めば、施設を出て自宅に戻る等して再び通所によるミーティング参加を続けたり、自宅に近いNA等、別のグループに移ってミーティング参加を続ける人もいます。自助グループに参加するきっかけは、本人や家族からの相談だけでなく、保護観察所等の刑事司法機関や病院等の医療機関からの相談、あるいは市町村等の自治体からの相談による場合もあります。千葉県内にも自助グループとして複数のダルクやNA、AA等が活動を行っており、依存症からの回復を目指す人を支援しています。</p>	<p style="text-align: center;">「自助グループ」とは</p> <p>自助グループとは、何らかの障害・困難や問題、悩みを抱えた人が、同様な問題を抱えている個人や家族とともに、当事者同士の自発的なつながりで結びついた集団をいいます。薬物依存症であれば、「ダルク（ドラッグ・アディクション・リハビリテーション・センター）」「NA（ナルコティクス・アノニマス）」、アルコール依存症であれば、「断酒会」「AA（アルコールリクス・アノニマス）」「マック」等があり、「ジャパンマック」ではギャンブル依存症やネットゲーム依存症に係る回復支援も行っています。</p> <p>自助グループではミーティングが開催されており、参加者は他の仲間の話を聞き自分のことを話すことで、依存物質から解放される重要な手立てとなります。中でもダルクでは、通所型と入所型の2通りの参加手段があり、入所型の場合はダルクの施設で仲間と共同生活を送り、施設内や外部会場で日に数回行われるミーティングを中心としたプログラムに参加する生活を続けます。回復プログラムが順調に進めば、施設を出て自宅に戻る等して再び通所によるミーティング参加を続けたり、自宅に近いNA等、別のグループに移ってミーティング参加を続ける人もいます。自助グループに参加するきっかけは、本人や家族からの相談だけでなく、保護観察所等の刑事司法機関や病院等の医療機関からの相談、あるいは市町村等の自治体からの相談による場合もあります。千葉県内にも自助グループとして複数のダルクやNA、AA等が活動を行っており、依存症からの回復を目指す人を支援しています。</p>	

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

適切な医療を必要とする人への支援等

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無	
【現状認識と課題等】						
62			高齢者や障害のある人による犯罪の背景には、加齢や障害に伴う各種機能の低下が一因となって引き起こされるケースがあります。	高齢者や障害のある人による犯罪の背景には、加齢や障害に伴う各種機能の低下が一因となって引き起こされるケースがあります。		
62			認知症や障害のある人が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようになるためには、出所・出院後に、本人の状況に応じた適時・適切な医療・介護等を受けることが必要となります。	認知症や障害のある人が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようになるためには、出所・出院後に、本人の状況に応じた適時・適切な医療・介護等を受けることが必要となります。		
62			そもそも、公的機関や民間事業者等が提供する保健医療サービスは、犯罪をした人等であるか否かを問わず提供され得るものですが、特に判断能力が不十分な人は、保健医療サービスについて十分な知識・情報を持っていないことや、地域の再犯防止に係る取組がまだ進んでいないこと等により、支援を必要としている人に十分な支援が行き届かず、再犯につながっているケースもあると考えられます。	そもそも、公的機関や民間事業者等が提供する保健医療サービスは、犯罪をした人等であるか否かを問わず提供され得るものですが、特に判断能力が不十分な人は、保健医療サービスについて十分な知識・情報を持っていないことや、地域の再犯防止に係る取組が十分に進んでいないこと等により、支援を必要としている人に十分な支援が行き届かず、再犯につながっているケースもあると考えられます。	修正あり	
62			このため、出所・出院後に速やかに必要な保健医療サービスにつながり、対象者一人ひとりに適した治療や支援が提供されるよう、福祉専門官や刑務官、社会復帰調整官といった司法関係者と医療・介護・予防のスタッフとのケア会議の開催等、各機関の専門家が連携・協力できる体制の充実・強化が課題となっています。	このため、出所・出院後に速やかに必要な保健医療サービスにつながり、対象者一人ひとりに適した治療や支援が提供されるよう、福祉専門官や刑務官、社会復帰調整官といった司法関係者と医療・介護・予防のスタッフとのケア会議の開催等、各機関の専門家が連携・協力できる体制の充実・強化が課題となっています。		
【本県における取組の方向性と概要】						
137	62	県	高齢者福祉課	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすためには、地域住民によるさりげない見守りの体制づくりが重要であることから、市町村や関係機関と協働して、独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見、保護等の地域での見守り体制を整備します。	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすためには、地域住民によるさりげない見守りの体制づくりが重要であることから、市町村や関係機関と協働して、独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見、保護等の地域での見守り体制を整備します。	
138	62	県	高齢者福祉課	地域支援の要として、医療、福祉・介護、行政等の関係者と協力しながら、専門職等に対する困難事例への相談対応や助言、関係者のネットワークの構築や調整、地域資源情報の提供等を行う「認知症地域支援推進員」の養成等により、地域における認知症支援体制の構築を推進します。	地域支援の要として、医療、福祉・介護、行政等の関係者と協力しながら、専門職等に対する困難事例への相談対応や助言、関係者のネットワークの構築や調整、地域資源情報の提供等を行う「認知症地域支援推進員」の養成等により、地域における認知症支援体制の構築を推進します。	
139	62	県	高齢者福祉課	適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化するため、「認知症初期集中支援チーム」の質の向上の方策を検討します。	適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化するため、「認知症初期集中支援チーム」の質の向上のための研修等を実施します。	修正あり

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
140	62	県	高齢者福祉課	「認知症疾患医療センター」の整備を始め、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに専門医療機関や市町村等との連携の推進役となる「認知症サポート医」を千葉県医師会と連携しながら養成し、認知症の早期発見・早期対応等の医療体制の充実を図ります。	「認知症疾患医療センター」の整備を始め、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに専門医療機関や市町村等との連携の推進役となる「認知症サポート医」を千葉県医師会と連携しながら養成し、認知症の早期発見・早期対応等の医療体制の充実を図ります。	
141	62	県	障害者福祉推進課	精神障害のある人の精神症状が急激に悪化した場合等の緊急時でも対応できるよう、「千葉県精神科救急医療システム」による精神科救急医療相談窓口を24時間設置し、適切な医療の確保を図ります。	精神障害のある人の精神症状が急激に悪化した場合等の緊急時でも対応できるよう、「千葉県精神科救急医療システム」による精神科救急医療相談窓口を24時間設置し、適切な医療の確保を図ります。	
142	62-63	県	障害者福祉推進課	「千葉県保健医療計画」に基づく保健医療圏単位で、精神科救急基幹病院を中心により身近な地域で速やかに診療が受けられるよう、精神科救急医療システムの拡充を図ります。	「千葉県保健医療計画」に基づく保健医療圏単位で、精神科救急基幹病院を中心により身近な地域で速やかに診療が受けられるよう、精神科救急医療施設の拡充を図ります。	修正あり
143	63	県	障害者福祉推進課	ギャンブルやアルコール等による依存や健康上の問題を有する人に対して、必要な治療や支援を行う専門医療機関の整備を進めるとともに、それらの機関に関する情報発信に努めます。	ギャンブルやアルコール等による依存や健康上の問題を有する人に対して、必要な治療や支援を行う専門医療機関の整備を進めるとともに、それらの機関に関する情報発信に努めます。	
【国における取組の方向性と概要】						
144	63	国	千葉地方検察庁	医療的支援が必要と認められる支援対象者について、保健所と情報共有を行いながら、医療機関等との連携を図ります。	医療的支援が必要と認められる支援対象者について、保健所と情報共有を行いながら、医療機関等との連携を図ります。	
145	63	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	保護観察所から特別調整対象者として選定を受けた人を対象に、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、地域生活定着支援センターと連携しながら支援をしていきます。	保護観察所から特別調整対象者として認定を受けた人や、医療的支援が必要な人を対象に、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、地域生活定着支援センターや医療機関等と連携しながら支援をしていきます。	修正あり
146	63	国	八街少年院→市原学園	少年院に入院する人の中には26条通報の対象者もいることから、精神障害及び精神障害の疑いのある少年に対し、保護観察所と連携をしながら、出院後の適切な医療等の福祉サービスを受けられる体制を取ります。	少年院に入院する人の中には26条通報の対象者もいることから、精神障害及び精神障害の疑いのある少年に対し、保護観察所と連携をしながら、出院後の適切な医療等の福祉サービスを受けられる体制を取ります。	修正あり（対応機関削除）
147	63	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	医療措置の必要性が高いと判断された地域援助の対象者に関しては、医療機関の受診を勧めるとともに、既に医療機関を受診している対象者については本人の同意のもと、当該機関と情報共有・連携しながら支援をしていきます。	医療措置の必要性が高いと判断された地域援助の対象者に関しては、医療機関の受診を勧めるとともに、既に医療機関を受診している対象者については本人の同意のもと、当該機関と情報共有・連携しながら支援をしていきます。	
148	63	国	千葉保護観察所	医療的支援が必要と認められる保護観察対象者や刑務所出所者等に対して、医療の受診を支援し、受診に当たって本人の同意を得た上で、医療機関との連携を行います。	医療的支援が必要と認められる保護観察対象者や刑務所出所者等に対して、医療の受診を支援し、受診に当たって本人の同意を得た上で、医療機関との連携を行います。	
【民間団体における取組の方向性と概要】						
149	63	民間団体等	千葉県医師会	認知症サポート医のフォローアップやかかりつけ医等に向けた認知症対応力向上に資する研修を行政と連携して取り組み、認知症の人に対する理解を深め、医療サービスを提供します。	認知症サポート医のフォローアップやかかりつけ医等に向けた認知症対応力向上に資する研修を行政と連携して取り組み、認知症の人に対する理解を深め、医療サービスを提供します。	

	掲 載 ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
150	63	民間団体等	千葉県医師会	保護観察所や警察、介護・福祉サービス、行政等と連携し、障害があっても必要な人に適切な医療サービスが受けられるよう医療体制の整備を行います。	保護観察所や警察、介護・福祉サービス、行政等と連携し、障害があっても必要な人に適切な医療サービスが受けられるよう医療体制の整備を行います。	
151	63	民間団体等	千葉県弁護士会	認知症等により判断能力が低下しており、法的手続きの支援が必要と考えられる場合には、代理人として、あるいは親族からの依頼を受ける等により申立を行う等、法定後見制度の利用を促します。	認知症等により判断能力が低下しており、法的手続きの支援が必要と考えられる場合には、代理人として、あるいは親族からの依頼を受ける等により申立を行う等、法定後見制度の利用を促します。	
152	64	民間団体等	千葉県弁護士会	生活のしづらさが見られた場合、基幹相談支援センターや地域包括支援センター、中核地域生活支援センター等と連携して適切な行政サービスが受けられるよう支援を行います。	生活のしづらさが見られた場合、基幹相談支援センターや地域包括支援センター、中核地域生活支援センター等と連携して適切な行政サービスが受けられるよう支援を行います。	
153	64	民間団体等	更生保護施設（千葉県帰性会）	服薬を必要とする刑務所出所者に対しては、疾病や服薬の情報を把握する等、矯正施設と連携した服薬指導を継続します。	服薬を必要とする刑務所出所者に対しては、疾病や服薬の情報を把握する等、矯正施設と連携した服薬指導を継続します。	
154	64	民間団体等	更生保護施設（千葉県帰性会）	当会入会後に緊急受診が必要な人に対しては、無料低額診療事業を実施する医療機関と連携した支援を行います。	当会入会後に緊急受診が必要な人に対しては、無料低額診療事業を実施する医療機関と連携した支援を行います。	
155	64	民間団体等	更生保護施設（千葉県帰性会）	特定の医療機関の協力を得て、月に1回、被保護者の無料健康相談を実施します。	特定の医療機関の協力を得て、月に1回、被保護者の無料健康相談を実施します。	

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

(4) 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施

児童生徒の非行の未然防止等

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
【現状認識と課題等】					
65			千葉県における2020年（令和2年）の刑法犯少年検挙人員は776人であり、戦後最小となりました。しかし、刑法犯少年検挙人員に占める再犯者の割合は、2020年で32.7%であり、ここ数年3割を超える高水準で推移しています。	千葉県における2024年（令和6年）の刑法犯少年検挙人員は876人であり、2年連続で増加しています。しかし、刑法犯少年検挙人員に占める再犯者の割合は、 <u>2024年で29.3%であり</u> 、ここ数年3割前後で推移しています。	修正あり
65			また、2020年の刑法犯全検挙人員に占める少年の割合については9.9%で、全国平均の9.6%を上回っています。（出典：警察本部）	また、2024年の刑法犯全検挙人員に占める少年の割合については10.7%で、前年から引き続き10%を上回っています。（出典：警察本部）	修正あり
65			少年を取り巻く環境が日々変化している中、将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、適当な居場所や公的な支援へのつながりにくさを抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにする施策の充実が求められています。	少年を取り巻く環境が日々変化している中、将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、適当な居場所や公的な支援へのつながりにくさを抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにする施策の充実が求められています。	
65			しかし、近年の少年非行の背景には、虐待や貧困等による家庭の養育力の低下や地域社会の教育機能の低下、少年自身のコミュニケーション能力の不足等、発達上の問題等が複雑に絡み合っている場合もみられ、非行の未然防止や早期立ち直りへの課題となっています。	しかし、近年の少年非行の背景には、虐待や貧困等による家庭の養育力の低下や地域社会の教育機能の低下、少年自身のコミュニケーション能力の不足等、発達上の問題等が複雑に絡み合っている場合もみられ、非行の未然防止や早期立ち直りへの課題となっています。	
65			また、少年自身や親、家族の責任だけでは非行の問題を解決することは難しいと想定されることから、非行少年もしくは非行少年であった人に対して支援を行う際は、それぞれの事情について配慮しつつ、矯正施設や保護観察所、学校等の関係機関が連携することが必要だと考えます。	また、少年自身や親、家族の責任だけでは非行の問題を解決することは難しいと想定されることから、非行少年もしくは非行少年であった人に対して支援を行う際は、それぞれの事情について配慮しつつ、矯正施設や保護観察所、 <u>児童相談所</u> 、学校等の関係機関が連携することが必要だと考えます。	修正あり

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無																																																
65			<p>刑法犯少年の検挙者数、再犯者数・再犯者率 県内の検挙人員や再犯者数は減少傾向にあります。再犯者の割合（再犯者率）は3割前後を推移しています。</p> <p>図11 刑法犯少年の検挙者数、再犯者数・再犯者率【千葉県】</p> <table border="1"> <caption>Figure 11 Data (Chiba Prefecture)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検挙人員 (人)</th> <th>再犯者数 (人)</th> <th>再犯者率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年</td> <td>1,419</td> <td>514</td> <td>30.2%</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>1,272</td> <td>413</td> <td>32.6%</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>1,069</td> <td>380</td> <td>35.5%</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>948</td> <td>321</td> <td>33.9%</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>776</td> <td>254</td> <td>32.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：千葉県警察公表データ</p>	年度	検挙人員 (人)	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)	平成28年	1,419	514	30.2%	平成29年	1,272	413	32.6%	平成30年	1,069	380	35.5%	令和元年	948	321	33.9%	令和2年	776	254	32.7%	<p>○ 刑法犯少年の検挙者数、再犯者数・再犯者率 県内の検挙人員や再犯者数は減少傾向にあります。再犯者の割合（再犯者率）は3割前後を推移しています。</p> <p>図1 刑法犯少年の検挙者数、再犯者数・再犯者率【千葉県】</p> <table border="1"> <caption>Figure 1 Data (Chiba Prefecture)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検挙人員 (人)</th> <th>再犯者数 (人)</th> <th>再犯者率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年</td> <td>776</td> <td>254</td> <td>32.7%</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>702</td> <td>226</td> <td>32.2%</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>590</td> <td>158</td> <td>26.8%</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>771</td> <td>215</td> <td>27.9%</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>876</td> <td>257</td> <td>29.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：千葉県警察公表データ</p>	年度	検挙人員 (人)	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)	令和2年	776	254	32.7%	令和3年	702	226	32.2%	令和4年	590	158	26.8%	令和5年	771	215	27.9%	令和6年	876	257	29.3%	修正あり（図の差替）
年度	検挙人員 (人)	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)																																																		
平成28年	1,419	514	30.2%																																																		
平成29年	1,272	413	32.6%																																																		
平成30年	1,069	380	35.5%																																																		
令和元年	948	321	33.9%																																																		
令和2年	776	254	32.7%																																																		
年度	検挙人員 (人)	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)																																																		
令和2年	776	254	32.7%																																																		
令和3年	702	226	32.2%																																																		
令和4年	590	158	26.8%																																																		
令和5年	771	215	27.9%																																																		
令和6年	876	257	29.3%																																																		
【本県における取組の方向性と概要】																																																					
156	66	県	教育庁児童生徒安全課 学事課	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実等に対し、支援していきます。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実等に対し、支援していきます。																																																
157	66	県	教育庁児童生徒安全課 学事課	学校において、非行や薬物乱用の防止教室が適切に実施されるよう、関係機関からの情報提供、研修等への支援を実施していきます。	学校において、非行や薬物乱用の防止教室が適切に実施されるよう、関係機関からの情報提供、研修等への支援を実施していきます。																																																
158	66	県	教育庁児童生徒安全課 学事課	地域の更生保護ボランティアが、学校等との連携により実施している啓発活動・非行予防活動について、保護観察所の依頼に基づき、関係する教育機関等に働きかけを行います。	地域の更生保護ボランティアが、学校等との連携により実施している啓発活動・非行予防活動について、保護観察所の依頼に基づき、関係する教育機関等に働きかけを行います。																																																
新規		県	教育庁児童生徒安全課		「学校・警察連絡制度」により、学校と警察が相互連絡を行い、連携して児童生徒の犯罪被害防止並びに安全確保や、問題行動及び非行防止、再発防止と立ち直り支援に努めます。	修正あり（新規）																																															
123	59	県	教育庁保健体育課 - 2 - (3) から移動	学校での薬物乱用防止教室を推進するため、教員がその必要性を理解し、指導の実践方法を身に付けるための研修会を開催し、資質の向上を図ります。	学校での薬物乱用防止教室を推進するため、教員がその必要性を理解し、指導の実践方法を身に付けるための研修会を開催し、資質の向上を図ります。																																																
124	59	県	教育庁保健体育課 - 2 - (3) から移動	学校で開催される薬物乱用防止教室を、千葉県警察や薬物専門講師等と連携して行う等、薬物乱用防止教室の充実を図ります。	学校で開催される薬物乱用防止教室を、千葉県警察や薬物専門講師等と連携して行う等、薬物乱用防止教室の充実を図ります。																																																
159	66	県	くらし安全推進課	犯罪被害者等支援の一環として、高校生向けに、被害に遭ってしまった場合と今後の対応や、被害者や加害者を生まないための「性犯罪・性暴力被害者支援に関する 出前講座」を実施します。	犯罪被害者等支援の一環として、高校生向けに、被害に遭ってしまった場合と今後の対応や、被害者や加害者を生まないための「性犯罪・性暴力被害者支援に関する 出前講座」を実施します。																																																

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
160	66	県	県民生活→文化課	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、官・民の様々な機関で構成される子ども・若者支援協議会において、現状・課題を共有するとともに、人材育成支援に努めます。	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、官・民の様々な機関で構成される子ども・若者支援協議会において、現状・課題を共有するとともに、人材育成支援に努めます。	修正あり（対応機関・名称変更）
161	66	県	県民生活→文化課	青少年総合対策本部を中心に、地域振興事務所や市町村等と連携して「青少年を健全に育てる運動」を展開し、青少年の非行防止及び健全育成を推進します。	青少年総合対策本部を中心に「青少年を健全に育てる運動」を展開する他、市町村等に当該運動について周知し、青少年の非行防止及び健全育成に努めます。	修正あり
162	66	県	県民生活→文化課	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う各市の青少年補導センター及び青少年補導員に対して、必要な助成等を実施します。	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う各市の青少年補導センター及び青少年補導員に対して、必要な助成等を実施します。	修正あり（対応機関・名称変更）
163	66	県	県民生活→文化課	青少年及び地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深めるため、チラシやSNS上での広告等を用いて啓発を行います。	青少年及び地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深めるため、チラシやSNS上での広告等を用いて啓発を行います。	修正あり（対応機関・名称変更）
164	66	県	児童家庭課	児童相談所では、児童に関するあらゆる問題について相談に応じますが、非行相談においては、児童や保護者との面接等を通じて、児童の抱える問題や家庭の状況を調査し、学校等と連携して支援、指導を行うとともに、必要な児童については児童自立支援施設に入所させ、集団生活のもとで自立を支援します。	児童相談所では、児童に関するあらゆる問題について相談に応じますが、非行相談においては、児童や保護者との面接等を通じて、児童の抱える問題や家庭の状況を調査し、学校等と連携して支援、指導を行うとともに、必要な児童については児童自立支援施設に入所させ、集団生活のもとで自立を支援します。	
165	66	県	児童家庭課	児童相談所では、専門の職員が児童虐待に関する相談のほか、非行や障害等、児童に関するあらゆる相談に対して、児童の福祉の向上と権利擁護を最優先に考え、相談に応じます。	児童相談所では、専門の職員が児童虐待に関する相談のほか、非行や障害等、児童に関するあらゆる相談に対して、児童の福祉の向上と権利擁護を最優先に考え、相談に応じます。	
166	66	県	教育庁児童生徒安全課	「教育立県ちば」プランに基づき、県立学校における教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努め、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実を図ります。	「教育立県ちば」プランに基づき、県立学校における教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努め、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実を図ります。	
167	66	県	教育庁児童生徒安全課	不登校児童生徒に対する支援を強化するため、教育支援センターの効果的な活用を図るとともに、国の動向も踏まえながら、フリースクール等との連携を進めます。	不登校児童生徒に対する支援を強化するため、教育支援センターの効果的な活用を図るとともに、国の動向も踏まえながら、フリースクール等との連携を進めます。	削除 ・フリースクールは再犯防止対策を直接の目的としたものではない。 ・不登校児童生徒が犯罪に関わっているかのような誤ったイメージをもたれることの懸念
168	67	県	県警察本部少年課	学校、少年警察ボランティア等と連携し、繁華街、歓楽街における合同補導を実施します。	学校、少年警察ボランティア等と連携し、繁華街、歓楽街における合同補導を実施します。	
【国における取組の方向性と概要】						
169	67	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	保護者や関係機関からの依頼を受け、非行や各種問題行動に係る助言、心理相談、法教育、各種講演活動等を行います。	保護者や関係機関からの依頼を受け、非行や各種問題行動に係る助言、心理相談、法教育、各種講演活動等を行います。	

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
170	67	国	千葉保護観察所	千葉県子ども・若者支援協議会の構成員として、関係機関との連携会議に参加したり、少年事件関係機関との連絡会において、家庭裁判所や少年矯正施設、児童相談所等の職員とその処遇について協議し、再犯防止に係る情報共有及びネットワーク構築を図ります。	千葉県子ども・若者支援協議会の構成員として、関係機関との連携会議に参加したり、少年事件関係機関との連絡会において、家庭裁判所や少年矯正施設、児童相談所等の職員とその処遇について協議し、再犯防止に係る情報共有及びネットワーク構築を図ります。	
171	67	国	千葉保護観察所	矯正施設において修学支援等を受けた保護観察対象者について、民間ボランティアや地方公共団体等が、施設内処遇の内容を踏まえた学習支援を行えるよう、必要に応じた円滑な連携を図ります。	矯正施設において修学支援等を受けた保護観察対象者について、民間ボランティアや地方公共団体等が、施設内処遇の内容を踏まえた学習支援を行えるよう、必要に応じた円滑な連携を図ります。	
【民間団体における取組の方向性と概要】						
172	67	民間団体等	中核地域生活支援センター	学校内において、生活上困難を抱える子どもとその保護者に対し、スクールソーシャルワーカー等と連携して相談支援を実施します。	学校内において、生活上困難を抱える子どもとその保護者に対し、スクールソーシャルワーカー等と連携して相談支援を実施します。また、校内での居場所づくり事業にも取り組みます。	修正あり
173	67	民間団体等	千葉県弁護士会	個々の事件の中で、少年の（再）非行防止に資する充実した付添人活動が行われるよう、会内研修や家庭裁判所との協議会を実施します。	個々の事件の中で、少年の（再）非行防止に資する充実した付添人活動が行われるよう、会内研修や家庭裁判所との協議会を実施します。	
174	67	民間団体等	千葉県弁護士会	子どもやその支援機関（少年院、更生保護施設、児童相談所、児童養護施設）等からの、非行、いじめ、虐待等の相談を専門的に取り扱う「子どもの専門相談」を設け、（再）非行防止に繋がる法的助言ができるよう態勢を整えていきます。	子どもやその支援機関（少年院、更生保護施設、児童相談所、児童養護施設）等からの、非行、いじめ、虐待等の相談を専門的に取り扱う「子どもの専門相談」を設け、（再）非行防止に繋がる法的助言ができるよう態勢を整えていきます。	
175	67	民間団体等	千葉県弁護士会	少年院からの講師派遣依頼に基づき、少年院在院中の少年を対象として、（再）非行防止に資する法的知識に関する講演を実施します。	少年院からの講師派遣依頼に基づき、少年院在院中の少年を対象として、（再）非行防止に資する法的知識に関する講演を実施します。	
176	67	民間団体等	千葉県保護司会連合会	非行の未然防止のため、非行について考える学校・生徒と保護司会の交流会を開催します。	非行の未然防止のため、非行について考える学校・生徒と保護司会の交流会を開催します。	
177	67	民間団体等	千葉県保護司会連合会	学校で実施する薬物乱用防止教室等の非行防止授業に協力する等により、児童生徒に対する非行防止の啓発に取り組みます。	学校で実施する薬物乱用防止教室等の非行防止授業に協力する等により、児童生徒に対する非行防止の啓発に取り組みます。	
178	67	民間団体等	千葉県更生保護女性連盟	非行の未然防止や子育て支援のため、地域で保護者等に対するミニ集会を開催したり、学校や幼稚園等と連携して、児童学童に対する絵本の読み聞かせ活動等の非行予防の啓発活動を行います。	非行の未然防止や子育て支援のため、地域で保護者等に対するミニ集会を開催したり、学校や幼稚園等と連携して、児童学童に対する絵本の読み聞かせ活動等の非行予防の啓発活動を行います。	
179	68	民間団体等	千葉県更生保護女性連盟	県内で子ども食堂の経営による居場所づくりや学習支援を行ったりする民生委員やＢＢＳ会、保護司等のボランティアと協力して、非行防止に取り組みます。	地域団体が行う各種行事・事業に参加協力するとともに、県内で子ども食堂の経営による居場所づくりや学習支援を行ったりする民生委員やＢＢＳ会、保護司等のボランティアと協力して、非行防止に取り組みます。	修正あり

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

（4）非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施

学校等と連携した立ち直り支援

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無	
【現状認識と課題等】						
69			非行や犯罪をした少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するには、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保等を通じて、少年を集团的不良交友関係から切り離していくことや、社会での受入れを一層進めることが求められています。	非行や犯罪をした少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するには、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保等を通じて、少年を集团的不良交友関係から切り離していくことや、社会での受入れを一層進めることが求められています。		
69			そのためには、学校や民間団体等との協働により、規範意識・社会性・コミュニケーション能力の向上を目指した社会奉仕活動や農業体験等、多様な体験活動が有効であると考えます。特に継続した補導が必要と認められる少年については、体験活動への参加促進や学習支援を含めた継続補導が必要と思われまます。	そのためには、学校や民間団体等との協働により、規範意識・社会性・コミュニケーション能力の向上を目指した社会奉仕活動や農業体験等、多様な体験活動が有効であると考えます。特に継続した補導が必要と認められる少年については、体験活動への参加促進や学習支援を含めた継続補導が必要と思われまます。		
69			また、子育てに対する親の意識の変化を踏まえ、福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援や、保護者への相談支援が必要であると考えています。さらに、保護司制度等、これまでも少年の立ち直りを支援してきた既存の事業に対する学校関係者の理解を促進するため、具体的にどういった取組を行っていくか検討が必要です。	また、子育てに対する親の意識の変化を踏まえ、福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援や、保護者への相談支援が必要であると考えています。さらに、保護司制度等、これまでも少年の立ち直りを支援してきた既存の事業に対する学校関係者の理解を促進するため、具体的にどういった取組を行っていくか検討が必要です。		
69			さらに、児童相談所や少年センター等において、再非行の防止の観点を含めた立ち直りのための相談・支援ができるよう、司法関係機関等との連携を図りながら、関係職員や地域の青少年の健全育成に関わっている民間協力者等の知識、対応力を向上させることが課題となっています。	さらに、児童相談所や少年センター等において、再非行の防止の観点を含めた立ち直りのための相談・支援ができるよう、司法関係機関等との連携を図りながら、関係職員や地域の青少年の健全育成に関わっている民間協力者等の知識、対応力を向上させることが課題となっています。		
【本県における取組の方向性と概要】						
180	69	県	教育庁児童生徒安全課	少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、連携を強化して必要な支援を行えるようにします。	少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、連携を強化して必要な支援を行えるようにします。	
181	69	県	教育庁児童生徒安全課 学習指導課	少年院における児童生徒の学習状況等について適切に把握し、少年院に入院した少年が円滑に復学できるよう、関係機関との情報共有を図ります。	少年院からの要請に応じて、円滑な復学に向けた情報提供を行います。	修正あり 実態に合わせた記載とする。

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
182	69	県	県警察本部少年課	修学に課題を抱えている少年に対し、大学生ボランティアや関係機関と連携し、学習支援や社会奉仕体験活動等を通じてコミュニケーションを図り、少年の修学に対する意欲の向上に努める等、立ち直り支援を行います。	修学に課題を抱えている少年に対し、大学生ボランティアや関係機関と連携し、学習支援や社会奉仕体験活動等を通じてコミュニケーションを図り、少年の修学に対する意欲の向上に努める等、立ち直り支援を行います。	
183	69	県	県警察本部少年課	各種広報啓発活動を行い、広く一般に対し、少年非行の現状や立ち直り支援の必要性等についての理解を広げます。	各種広報啓発活動を行い、広く一般に対し、少年非行の現状や立ち直り支援の必要性等についての理解を広げます。	
【国における取組の方向性と概要】						
184	69	国	八街少年院→市原学園	学校等と連携し、高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整等の修学支援を実施します。	学校等と連携し、高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、通信制高等学校入学等の修学支援を実施します。	修正あり
185	70	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	保護者や関係機関からの依頼を受け、非行や各種問題行動に係る助言、心理相談、法教育、各種講演活動等を行います。	保護者や関係機関からの依頼を受け、非行や各種問題行動に係る助言、心理相談、法教育、各種講演活動等を行います。	
186	70	国	千葉保護観察所	学校に在籍する保護観察対象者や、少年院に収容中で復学が見込まれる少年について、学校や保護司と連携して処遇協議を行う等して、少年の円滑な学業再開や安定した学校生活の維持につながるよう働きかけていきます。	学校に在籍する保護観察対象者や、少年院に収容中で復学が見込まれる少年について、学校や保護司と連携して処遇協議を行う等して、少年の円滑な学業再開や安定した学校生活の維持につながるよう働きかけていきます。	
【民間団体における取組の方向性と概要】						
187	70	民間団体等	千葉県弁護士会	少年が家庭裁判所に送致された後、観護措置決定がとられたにもかかわらず付添人がいないときに、弁護士会から付添人になるようにする弁護士を派遣し、付添人活動を通じ、学校等の社会資源を活用して少年の立ち直りを支援します。弁護士会では、少年鑑別所に身柄を拘束された少年全員に付添人がつくことを目指します。	少年が家庭裁判所に送致された後、観護措置決定がとられたにもかかわらず付添人がいないときに、弁護士会から付添人になるようにする弁護士を派遣し、付添人活動を通じ、学校等の社会資源を活用して少年の立ち直りを支援します。弁護士会では、少年鑑別所に身柄を拘束された少年全員に付添人がつく体制を構築しています。	修正あり
188	70	民間団体等	千葉県弁護士会	付添人となる弁護士に少年の立ち直りのために必要な支援を適切に行えるよう研修等を実施し、人材の育成を図ります。	付添人となる弁護士に少年の立ち直りのために必要な支援を適切に行えるよう研修等を実施し、人材の育成を図ります。	
189	70	民間団体等	千葉県弁護士会	弁護士会と関係機関との協定等に基づき、弁護士が各学校、市町村の教育委員会、県の教育事務所から教育現場における児童生徒の非行にかかる問題について相談を受け、法的観点から助言をします。	弁護士会と関係機関との協定等に基づき、弁護士が各学校、市町村の教育委員会、県の教育事務所から教育現場における児童生徒の非行にかかる問題について相談を受け、法的観点から助言をします。	
190	70	民間団体等	千葉県弁護士会	非行問題の防止とその対応について、教職員に向けた研修を実施するとともに、学校からの要請があった場合に、児童生徒向けに少年が非行を行った場合にどうなるかを説く出張授業にも対応します。	非行問題の防止とその対応について、教職員に向けた研修を実施するとともに、学校からの要請があった場合に、児童生徒向けに少年が非行を行った場合にどうなるかを説く出張授業にも対応します。	

	掲 載 ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
191	70	民間団体等	千葉県保護司会連合会	学校に在籍する保護観察対象者に関し、学校や保護観察所と連携して協議会を開催する等により、生徒・児童を取り巻く地域や学校の現状について共有を図ったり、定期的な個別の処遇検討会により対象者の問題や処遇のポイントを把握して適切な 処遇につなげる等、就学中の保護観察対象者の立ち直り支援と地域の非行防止に努めます。	学校に在籍する保護観察対象者に関し、学校や保護観察所と連携して協議会を開催する等により、生徒・児童を取り巻く地域や学校の現状について共有を図ったり、定期的な個別の処遇検討会により対象者の問題や処遇のポイントを把握して適切な 処遇につなげる等、就学中の保護観察対象者の立ち直り支援と地域の非行防止に努めます。	
192	70	民間団体等	千葉県更生保護女性連盟	地域小学校、中学校と連携し学校区内での見守りを実施するほか、更生保護施設での昼食づくりの活動を通して非行の防止や立ち直りの支援を行います。	地域の小学校、中学校と連携し学校区内での見守りを実施するほか、更生保護施設での昼食づくりの活動を通して非行の防止や立ち直りの支援を行います。	修正あり
193	70	民間団体等	千葉県BBS連盟	千葉保護観察所の依頼によりBBS会員が行う保護観察中の少年に対する学習支援等のともだち活動や、サマーキャンプ等のグループワークに対し、財政的支援をする等により、協力をしていきます。	千葉保護観察所の依頼によりBBS会員が行う保護観察中の少年に対する学習支援等のともだち活動や、サマーキャンプ等のグループワークに対し、財政的支援をする等により、協力をしていきます。	

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

(4) 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施

学校や地域社会において再び学ぶための支援

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
【現状認識と課題等】					
72			犯罪時の居住地が千葉県で、2019年（令和元年）に少年院や刑事施設に入院・入所した人について、少年では入院者70人に対し、高卒未満（在学中を含む）の人は63名（90%）、成人では入所者773人に対し、高卒未満の人は462名（約60%）と、高卒未満の人が占める割合が高くなっています（出典：東京矯正管区）。	犯罪時の居住地が千葉県で、2019年（令和元年）に少年院や刑事施設に入院・入所した人について、少年では入院者70人に対し、高卒未満（在学中を含む）の人は63名（90%）、成人では入所者773人に対し、高卒未満の人は462名（約60%）と、高卒未満の人が占める割合が高くなっています（出典：関東矯正管区）。	削除（下段と重複）
72			非行等に至る過程で、又は非行を原因として高等学校を中退する人も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります（国再犯防止推進計画）。また、復学又は進学を希望しても、その大半が希望を果たせていない状況にもあります。さらに、少年院出院時に全日制・定時制・通信制高校への復学・進学及び高等学校卒業程度認定試験を希望していても、出院後は仕事に就き、時間の経過とともに復学・進学等を断念しているという実態があります。	国の第二次再犯防止推進計画によれば、我が国の高等学校進学率は約99%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退しています。これらの者は、復学又は進学を希望しても、その大半が希望を果たせていない状況にもあります。さらに、少年院出院時に全日制・定時制・通信制高校への復学・進学及び高等学校卒業程度認定試験を希望していても、出院後は仕事に就き、時間の経過とともに復学・進学等を断念しているという実態があります。	修正あり（追加）
72			人が成長・発達する上で学びの果たす役割は大きく、特に若年のうちに適切な学びの機会が与えられることは、自己の人格を磨き、健全な社会の一員として自立するために大変重要だと考えます。このことは、一度、犯罪・非行をした人等であっても同様であり、犯罪・非行を理由として学びが途絶えることなく、誰もが能力に応じ、学校又は様々な学習機会を活用し、学びを継続することができる社会環境を構築することが重要です。具体的には、再び学ぶための機会を増やすことや、進学のための学習も含めた修学支援、そのサポート体制の構築が必要とされています。	人が成長・発達する上で学びの果たす役割は大きく、特に若年のうちに適切な学びの機会が与えられることは、自己の人格を磨き、健全な社会の一員として自立するために大変重要だと考えます。このことは、一度、犯罪・非行をした人等であっても同様であり、犯罪・非行を理由として学びが途絶えることなく、誰もが能力に応じ、学校又は様々な学習機会を活用し、学びを継続することができる社会環境を構築することが重要です。具体的には、再び学ぶための機会を増やすことや、進学のための学習も含めた修学支援、そのサポート体制の構築が必要とされています。	
72			しかし、学校との接点を無くしている少年や、学校不適應の事案については、少年院等を出院した後に、本人が進学復学の手段を調べるのは困難であることが想定されます。	しかし、学校との接点を無くしている少年や、学校不適應の事案については、少年院等を出院した後に、本人が進学復学の手段を調べるのは困難であることが想定されます。	

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
	72			また、犯罪や非行をした事実により高等学校等を退学した少年が、矯正教育や保護観察を経て、再び高等学校や高等学校卒業認定試験を受験することを希望する場合でも、学校や地域における取組が十分でないこと、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援が十分でないこと等により、学習支援を実施する団体とつながる機会が少ない状況があります。	また、犯罪や非行をした事実により高等学校等を退学した少年が、矯正教育や保護観察を経て、再び高等学校や高等学校卒業認定試験を受験することを希望する場合でも、学校や地域における取組が十分でないこと、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援が十分でないこと等により、学習支援を実施する団体とつながる機会が少ない状況があります。	
	72			このため、矯正施設や保護観察所と学校関係者の相互理解の促進を図るとともに、矯正施設からの進学・復学の支援を充実させ、民間協力団体が効果的かつ円滑な取組が推進できるよう、県教育庁や学校等との更なる連携強化が課題であると認識しています。	このため、矯正施設や保護観察所と学校関係者の相互理解の促進を図るとともに、矯正施設からの進学・復学の支援を充実させ、民間協力団体が効果的かつ円滑な取組が推進できるよう、県教育庁や学校等との更なる連携強化が課題であると認識しています。	
【本県における取組の方向性と概要】						
194	72	県	教育庁児童生徒安全課 学習指導課	学び直しを望む出所・出院者に対し、関係機関と連携し、定時制や通信制高校等の入学案内を配布し、入学相談に応じる等、出所者等の学び直しを支援します。	学び直しを望む出所・出院者に対し、 関係機関と連携し、定時制や通信制高校等の入学案内を配布し、 入学相談に応じる等、出所者等の学び直しを支援します。	修正あり 定時制や通信制のみならず全日制も対象にするなど幅広く対応する必要があるため、限定的な表現を削除する。
195	72-73	県	教育庁児童生徒安全課	少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むようスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、必要な支援を迅速に行えるようにします。	少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むようスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、必要な支援を迅速に行えるようにします。	
196	73	県	教育庁児童生徒安全課	少年院における児童生徒の学習状況等について適切に把握し、少年院に入院した少年が円滑に復学できるよう、関係機関との情報共有を図ります。	少年院における児童生徒の学習状況等について適切に把握し、少年院に入院した少年が円滑に復学できるよう、関係機関との情報共有を図ります。	
197	73	県	教育庁財務課	就学支援金や奨学金・貸付金を始めとする教育費負担の軽減に関する制度の周知を行い、修学継続のための支援を行います。	就学支援金や奨学金・貸付金を始めとする教育費負担の軽減に関する制度の周知を行い、修学継続のための支援を行います。	
198	73	県	教育庁財務課	小中学校における就学援助について、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施を働き掛けていきます。	小中学校における就学援助について、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施を働き掛けていきます。	
199	73	県	学事課	修学支援の一環として、私立学校に通う生徒の保護者の授業料等の負担軽減を図ります。	修学支援の一環として、私立学校に通う生徒の保護者の授業料等の負担軽減を図ります。	
【国における取組の方向性と概要】						
200	73	国	八街少年院→市原学園	学校等と連携し、高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整等の修学支援を実施します。	学校等と連携し、高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整等の修学支援を実施します。	修正あり（対応機関削除）
201	73	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	知能検査等を実施して、学習のつまずきの原因を明らかにした上で、その結果等を保護者や本人に丁寧に説明します。	知能検査等を実施して、学習のつまずきの原因を明らかにした上で、その結果等を保護者や本人に丁寧に説明します。	行削除（学習困難を主訴とする知能検査の実施は受け付けていないため。）

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
202	73	国	千葉保護観察所	学習意欲のある保護観察対象者に対して、民間ボランティア（BBS）と連携して学習支援等を行います。	学習意欲のある進学及び学力向上を希望する保護観察対象者中の少年に対して、民間ボランティア（BBS）と連携して学習支援等を行います。	修正あり
【民間団体における取組の方向性と概要】						
203	73	民間団体等	千葉県弁護士会	個々の事件の中で「児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度」に基づく警察からの連絡等により学校が在校生の非行を覚知した際に、非行のあった少年に退学を促すことを防ぐ等、付添人活動が少年の更生に資するものとなるよう、会内研修等を実施します。	個々の事件の中で「児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度」に基づく警察からの連絡等により学校が在校生の非行を覚知した際に、非行のあった少年に退学を促すことを防ぐ等、付添人活動が少年の更生に資するものとなるよう、会内研修等を実施します。	
204	73	民間団体等	千葉県弁護士会	子ども・若者の貧困対策の取組として、生活困窮状態にある子育て世帯向けの各種社会保障制度や奨学金制度の充実に向けた調査・提言や相談会等を実施します。	子ども・若者の貧困対策の取組として、生活困窮状態にある子育て世帯向けの各種社会保障制度や奨学金制度の充実に向けた調査・提言や相談会等を実施します。	
205	73	民間団体等	千葉県BBS連盟	千葉保護観察所と連携し、保護観察中の少年等に対して、ともだち活動による学習支援やサマーキャンプ等の体験活動的なグループワークを実施することを通じて、少年達の学習意欲や社会体験・余暇生活の充実等を図ることに協力していきます。	千葉保護観察所と連携し、保護観察中の少年等に対して、ともだち活動による学習支援やサマーキャンプ等の体験活動的なグループワークを実施することを通じて、少年達の学習意欲や社会体験・余暇生活の充実等を図ることに協力していきます。	

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

（5）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
75			犯罪をした人等はそれぞれに経歴や性格を始め、家庭環境や経済的状況、交友関係等異なる背景や特性を持ち、犯罪や非行に至った要因も様々です。そのため、再犯防止のための取組を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容のみ注視しては問題を解決できないこともあります。犯罪をした人等の一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向ける必要があります。	犯罪をした人等はそれぞれに経歴や性格を始め、家庭環境や経済的状況、交友関係等異なる背景や特性を持ち、犯罪や非行に至った要因も様々です。そのため、再犯防止のための取組を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容のみ注視しては問題を解決できないこともあります。犯罪をした人等の一人ひとりの複雑に絡み合った背景に目を向ける必要があります。	修正あり
75			具体的には、対象者の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を丹念に紐解くことができるよう、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメントの充実や、刑事司法関係機関等との情報共有を図り、特性に応じた指導・支援等を一貫的・継続的に実施していくことが必要です。	具体的には、対象者の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を丹念に紐解くことができるよう、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメントの充実や、刑事司法関係機関等との情報共有を図り、特性に応じた指導・支援等を一貫的・継続的に実施していくことが必要です。	
75			また、国の再犯防止推進計画では、再犯リスクが高い性犯罪者・ストーカー加害者や暴力団関係者、可塑性の高い少年・若年者、虐待や性的被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱える女性、発達上の課題を有し、特別な配慮を要する人に対して、特性に応じた指導等の充実が掲げられています。	また、国の第二次再犯防止推進計画では、再犯リスクが高い性犯罪者・ストーカー加害者や暴力団関係者、可塑性の高い少年・若年者、虐待や性的被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱える女性、発達上の課題を有し、特別な配慮を要する人に対して、特性に応じた指導等の充実が掲げられています。	修正あり
75			こうした犯罪を行う人等については、自己の行動や考え方に問題があることを認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を対象者自らが考えていけるような専門的支援が必要です。	こうした犯罪を行う人等については、自己の行動や考え方に問題があることを認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を対象者自らが考えていけるような専門的支援が必要です。	
75			しかし、矯正施設や保護観察所が行う指導の内容は、必ずしも地域の支援機関と情報共有されているわけではなく、対象者の特性や対処ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関を始めとする関係機関の連携による指導の継続性・一貫性が不十分であることが課題となっています。	しかし、矯正施設や保護観察所が行う指導の内容は、必ずしも地域の支援機関と情報共有されているわけではなく、対象者の特性や対処ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関を始めとする関係機関の連携による指導の継続性・一貫性が不十分であることが課題となっています。	
追加				令和7年6月1日から刑法が一部改正され、懲役と禁固を廃止し、新たな刑として拘禁刑が創設されました。これにより、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業と指導とを柔軟に組み合わせた処遇が可能となりました。個々の対象者に対して、より適切できめ細かい支援を一貫して行っていくためにも、矯正施設と関係機関・関係団体との連携の一層の強化が求められています。	追加

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
-------	----	------	-----------	----------	-------

少年・若年者に対する支援等（児童福祉との連携強化）

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
-------	----	------	-----------	----------	-------

【現状認識と課題等】

75			犯罪をした人等のうち、少年や若年者等については、可塑性に富むことや、必ずしも就労自立が目標とならないことを踏まえ、地域の関係機関やボランティア団体等が連携した様々な教育的な働き掛けを行うことが重要であると考えられます。	犯罪をした人等のうち、少年や若年者等については、可塑性に富むことや、必ずしも就労自立が目標とならないことを踏まえ、地域の関係機関やボランティア団体等が連携した様々な教育的な働き掛けを行うことが重要であると考えられます。	
----	--	--	---	---	--

【本県における取組の方向性と概要】

206	75	県	児童家庭課	児童相談所では非行少年に対し、保護者による適切な監護が得られない場合には、市町村や警察等の関係機関と連携し、支援を行います。	児童相談所では非行少年に対し、保護者による適切な監護が得られない場合には、市町村や警察等の関係機関と連携し、支援を行います。	
207	75	県	児童家庭課	自立援助ホームに対して、職員の人件費や入所児童の生活費等、運営に要する経費の支援を行います。	自立援助ホームに対して、職員の人件費や入所児童の生活費等、運営に要する経費の支援を行います。	
208	75-76	県	県警察本部少年課	関係機関によるケース検討会を実施し、関係機関との連携強化を図るほか、過去に非行少年として取扱いのあった少年に対する、農業体験活動や学習支援活動等を通じた立ち直り支援活動を推進します。	関係機関によるケース検討会を実施し、関係機関との連携強化を図るほか、過去に非行少年として取扱いのあった少年に対する、農業体験活動や学習支援活動等を通じた立ち直り支援活動を推進します。	
209	76	県	県警察本部少年課	少年院に入所する少年に対する、少年が特殊詐欺に関与しない環境づくりや、少年の再非行防止に資する取組を実施します。	少年院に入所する少年に対する、少年が特殊詐欺に関与しない環境づくりや、少年の再非行防止に資する取組を実施します。	

【国における取組の方向性と概要】

210	76	国	八街少年院→市原学園	被害者の視点を取り入れた教育、性非行防止指導、暴力防止指導、家族関係指導等、個々の在院者の非行に対応した6種類の特定生活指導を、在院者個々の特性や必要性に応じて実施します。	被害者の視点を取り入れた教育、性非行防止指導、暴力防止指導、家族関係指導等、個々の在院者の事情に対応した7種類の特定生活指導を、在院者個々の特性や必要性に応じて実施します。	修正あり 新たな指導として成年社会参画指導が加わっているため
211	76	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。	家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。	
212	76	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	地域援助の枠組みにおいては、少年に限らず成人も含め、幅広く犯罪をした人等に対して支援を行います。	地域援助の枠組みにおいては、少年に限らず成人も含め、幅広く犯罪をした人等に対して支援を行います。	
213	76	国	千葉保護観察所	保護観察を受けている少年の親の希望に応じ、定期的に外部講師を招聘して親子関係の改善を図るための支援を行います。	保護観察を受けている少年の親の希望に応じ、定期的に外部講師を招聘して親子関係の改善を図るための支援を行います。	
214	76	国	千葉保護観察所	保護観察を受けている少年及び少年院在院中の少年の保護者に対し、子どもへの関わり方についてのパンフレットを作成し、必要に応じて配布することで、親子関係の改善を図るための支援を行います。	保護観察を受けている少年及び少年院在院中の少年の保護者に対し、子どもへの関わり方についてのパンフレットを作成し、必要に応じて配布することで、親子関係の改善を図るための支援を行います。	

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
215	76	国	千葉保護観察所	少年の生育環境や資質、非行傾向に応じ、再非行防止のため地域の関係機関や民間団体と連携して支援を行います。	少年の生育環境や資質、非行傾向に応じ、再非行防止のため地域の関係機関や民間団体と連携して支援を行います。	
【民間団体における取組の方向性と概要】						
216	76	民間団体等	千葉県弁護士会	「千葉県児童虐待対応法律アドバイザー制度設置運営要綱」に基づき、児童虐待等の困難事例に係る法的対応を児童相談所が的確に行い、児童の相談援助における専門性と客観性を確保し適切な対応を図る「児童虐待対応法律アドバイザー」の募集・登録・研修等を実施します。また、千葉県からの推薦依頼に基づき、各児童相談所職員として、弁護士を推薦します。	「千葉県児童虐待対応法律アドバイザー制度設置運営要綱」に基づき、児童虐待等の困難事例に係る法的対応を児童相談所が的確に行い、児童の相談援助における専門性と客観性を確保し適切な対応を図る「児童虐待対応法律アドバイザー」の募集・登録・研修等を実施します。また、千葉県からの推薦依頼に基づき、各児童相談所職員として、弁護士を推薦します。	
217	76	民間団体等	千葉県弁護士会	少年にとって少年院・少年鑑別所における処遇がより良いものとなるよう設置されている少年院視察委員会及び少年鑑別所視察委員会の委員に弁護士の推薦を行います。	少年にとって少年院・少年鑑別所における処遇がより良いものとなるよう設置されている少年院視察委員会及び少年鑑別所視察委員会の委員に弁護士の推薦を行います。	
218	76	民間団体等	千葉県弁護士会	児童にとって児童福祉施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設等）の処遇がより良いものとなるよう設置されている千葉県児童福祉施設協議会施設生活等評価委員に弁護士の推薦を行います。	児童にとって児童福祉施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設等）の処遇がより良いものとなるよう設置されている千葉県児童福祉施設協議会施設生活等評価委員に弁護士の推薦を行います。	
219	76-77	民間団体等	千葉県弁護士会	親権者が不在である場合等に未成年後見人の選任が要する場合に、裁判所からの推薦依頼により、子どもの未成年後見人の候補者として弁護士を推薦します。	親権者が不在である場合等に未成年後見人の選任が要する場合に、裁判所からの推薦依頼により、子どもの未成年後見人の候補者として弁護士を推薦します。	
220	77	民間団体等	千葉県弁護士会	子どもや若者が学ぶ権利を保障していくために、学費減免や奨学金制度の拡充、改善 定時制高校や夜間中学校等の多様な学びに関する啓発や提言等を行います。	子どもや若者が学ぶ権利を保障していくために、学費減免や奨学金制度の拡充、改善 定時制高校や夜間中学校等の多様な学びに関する啓発や提言等を行います。	
221	77	民間団体等	千葉県弁護士会	子ども・若者の貧困対策のために、大学や若者支援団体等とも連携しながら若者や社会人向けの出張講座等を行います。	子ども・若者の貧困対策のために、大学や若者支援団体等とも連携しながら若者や社会人向けの出張講座等を行います。	
222	77	民間団体等	更生保護施設（千葉県婦性会）	保護観察所からの委託による「家庭裁判所の審判で保護観察に付された少年」や「少年院を仮退院した少年」、家庭裁判所からの補導委託による「試験観察中の少年」等に対し、司法及び関係行政機関と連携して少年の問題行動の改善と再非行防止のための処遇に努めます。	保護観察所からの委託による「家庭裁判所の審判で保護観察に付された少年」や「少年院を仮退院した少年」、家庭裁判所からの補導委託による「試験観察中の少年」等に対し、司法及び関係行政機関と連携して少年の問題行動の改善と再非行防止のための処遇に努めます。	

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

(5) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

女性の抱える問題に応じた支援等

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無	
【現状認識と課題等】						
79			犯罪や非行をした女性については、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合があるほか、育児等について悩みを抱え込んでいる場合や、夫等からのDVの被害に遭っている場合があり、こうした問題が犯罪や非行の背景にあることも少なくありません。そのため、地域の関係機関等が連携し、女性が抱える問題の背景にも留意しつつ、社会復帰支援を実施することが重要であると考えられます。	犯罪や非行をした女性については、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合があるほか、育児等について悩みを抱え込んでいる場合や、夫等からのDVの被害に遭っている場合があり、こうした問題が犯罪や非行の背景にあることも少なくありません。そのため、地域の関係機関等が連携し、女性が抱える問題の背景にも留意しつつ、社会復帰支援を実施することが重要であると考えられます。		
【本県における取組の方向性と概要】						
223	79	県	多様性社会推進課	千葉県男女共同参画センターにおいては、女性が抱える様々な問題に対し、相談者自身が自らの力で解決していけるように支援するため、女性相談員による電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施します。	千葉県男女共同参画センターにおいては、女性が抱える様々な問題に対し、相談者自身が自らの力で解決していけるように支援するため、女性相談員による電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施します。また、弁護士による法律相談や精神科医による「こころの相談」も実施します。	修正あり
224	79	県	児童家庭課	千葉県女性サポートセンターにおいて、女性が抱える様々な悩みや心配事の相談に女性相談員が対応し、アドバイスや指導等を行うほか、弁護士による専門相談、施設への入所対応等を実施します。	千葉県女性サポートセンターにおいて、女性が抱える様々な悩みや心配事の相談に女性相談支援員が対応し、アドバイスや指導等を行うほか、弁護士による専門相談、施設への入所対応等を実施します。	修正あり
【国における取組の方向性と概要】						
225	79	国	千葉保護観察所	女性の保護観察対象者が抱えている問題点や必要とする支援のニーズ等について把握に努め、民間の支援団体や自治体の相談機関等と協力して、一時保護を実施したり、女性保護施設への入所を調整する等、生活全般の相談・指導・支援を行い、自立の実現と福祉の増進を促すとともに、再犯や再非行の防止を図ります。	女性の保護観察対象者が抱えている問題点や必要とする支援のニーズ等について把握に努め、民間の支援団体や自治体の相談機関等と協力して、一時保護を実施したり、女性保護施設への入所を調整する等、生活全般の相談・指導・支援を行い、自立の実現と福祉の増進を促すとともに、再犯や再非行の防止を図ります。	
【民間団体における取組の方向性と概要】						

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
226	79	民間団体等	千葉県弁護士会	DV問題法律相談を開設し、夫・パートナー・恋人からの暴力で困っている方の相談に対応します。また、千葉県女性サポートセンターの弁護士による専門相談への担当弁護士派遣や、千葉県DV被害者支援連絡会議への出席等を通じ、自治体の相談機関や民間の支援団体とも協力していきます。	DV問題法律相談を開設し、配偶者・パートナー・恋人からの暴力で困っている方の相談に対応します。また、千葉県女性サポートセンターの弁護士による専門相談への担当弁護士派遣や、千葉県DV被害者支援連絡会議への出席等を通じ、自治体の相談機関や民間の支援団体とも協力していきます。	修正あり
	79	民間団体等	千葉県弁護士会	LGBTsを含む多様な性について考える啓発活動を行うほか、個別相談会等の取組を行います。	LGBTsを含む多様な性について考える啓発活動を行うほか、個別相談会等の取組を行います。	記載漏れ
227	79-80	民間団体等	千葉県更生保護女性連盟	地域で子育て中の母親等を対象にしたミニ集会を開催したり、子育て支援活動を実施することで、地域ぐるみで身近な問題を話し合い、子育て等で困っている人に目を向けたり、支援につながる機会を作る等、地域の犯罪・非行防止に努めます。	地域で子育て中の母親等を対象にしたミニ集会を開催したり、子育て支援活動を実施することで、地域ぐるみで身近な問題を話し合い、子育て等で困っている人に目を向けたり、支援につながる機会を作る等、地域の犯罪・非行防止に努めます。	

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

（5）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
【現状認識と課題等】					
81			犯罪をした人等の中には、その犯罪や非行の背景として、発達上の課題がある場合があり、また、そうした課題を抱えながらこれまでの生育歴において適切な支援につながっていなかったり、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくありません。そのため、地域の関係機関等が連携して、発達上の課題を踏まえた支援を実施することが重要であると考えられます。	犯罪をした人等の中には、その犯罪や非行の背景として、発達上の課題がある場合があり、また、そうした課題を抱えながらこれまでの生育歴において適切な支援につながっていなかったり、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくありません。そのため、地域の関係機関等が連携して、発達上の課題を踏まえた支援を実施することが重要であると考えられます。	
【本県における取組の方向性と概要】					
228	81	県	障害福祉事業課	発達障害の方々とその家族や関係者の方々のための専門の支援センターである「発達障害者支援センター」において、発達障害の方々のご家族が安心して地域で暮らしていくことができるようお手伝いをします。	発達障害の方々とその家族や関係者の方々のための専門の支援センターである「発達障害者支援センター」において、発達障害の方々のご家族が安心して地域で暮らしていくことができるようお手伝いをします。
【国における取組の方向性と概要】					
229	81	国	千葉地方検察庁	発達上の課題を有する支援対象者について、課題の種別及び程度等を把握し、その課題解決に適応する支援機関等との連携を図ります。	発達上の課題を有する支援対象者について、課題の種別及び程度等を把握し、その課題解決に適応する支援機関等との連携を図ります。
230	81	国	市原青年矯正センター→八街少年院	発達上の課題等の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、実施方法等を計画、指導を行います。	発達上の課題等の在院者又は受刑者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標又は若年受刑者処遇要領票における矯正処遇の目標、内容、実施方法等を計画、指導を行います。
230	81	国	市原青年矯正センター→八街少年院	発達上の課題等の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、実施方法等を計画、指導を行います。	発達上の課題等の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、実施方法等を計画、指導を行います。
231	81	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。	家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。
232	81	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	地域援助の対象者に発達上の課題が認められた場合には、保護者や本人に発達障害の可能性を丁寧に説明した上で医療機関の受診を促すとともに、同機関と情報共有・連携を図りながら支援を行います。	地域援助の対象者に発達上の課題が認められた場合には、保護者や本人に発達障害の可能性を丁寧に説明した上で医療機関の受診や発達障害者支援センター等の適切な専門機関への相談を促すとともに、同機関と情報共有・連携を図りながら支援を行います。
233	81	国	千葉保護観察所	発達上の課題を有する保護観察対象者等の処遇について、必要に応じて少年鑑別所や矯正施設、学校関係者、医療機関や相談機関等との処遇検討会を開催する等により、本人の特性にあった適切な指導・支援を行えるよう努めます。	発達上の課題を有する保護観察対象者等の処遇について、必要に応じて少年鑑別所や矯正施設、学校関係者、医療機関や相談機関等との処遇検討会を開催する等により、本人の特性にあった適切な指導・支援を行えるよう努めます。

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
234	81	国	千葉保護観察所	発達上の課題を有する保護観察対象者への理解を深め、効果的な対応のあり方について、職員及び保護司に対し、児童の発達支援に関する有識者を講師として招聘し、研修を実施します。	発達上の課題を有する保護観察対象者への理解を深め、効果的な対応のあり方について、職員及び保護司に対し、児童の発達支援に関する有識者を講師として招聘し、研修を実施します。	
【民間団体における取組の方向性と概要】						
235	82	民間団体等	千葉県弁護士会	個々の事件の中で、少年の主治医、地域の社会資源等と協働することのほか、付添人弁護士が新たに対人援助専門職（児童精神科医、心理師等）に助力をあおいで、独自の立場で少年の要保護性について、必要に応じて調査を実施します。	個々の事件の中で、少年の主治医、地域の社会資源等と協働することのほか、付添人弁護士が新たに対人援助専門職（児童精神科医、心理師等）に助力をあおいで、独自の立場で少年の要保護性について、必要に応じて調査を実施します。	

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

(5) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

その他犯罪をした人等の特性に応じた支援等

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
【現状認識と課題等】					
83			犯罪をした人等が抱える個々の問題は複雑であることから、複数の関係機関が集まってケース検討を行ったり、状況の変化に応じて複数回にわたって関係機関と協議することも重要であると考えます。	犯罪の種類、態様は様々ですが、犯罪をした人等が抱える個々の問題は複雑であることから、個々のケースに応じて、複数の関係機関が集まり、ケース検討を通じて適切な支援策を講じるなど、関係機関・関係団体の連携をこれまで以上に強化していくことが重要であると考えます。	修正あり
追加				犯罪の中には、専門的な治療・回復プログラムの実施が再犯防止に効果的なものもあります。そのようなケースでは、犯罪をした人の特性に加え、実施したプログラムの内容等を関係機関・関係団体が適切に情報共有したうえで、一貫して連携して支援を行うことが求められています。	
追加				一性犯罪は、国の統計によると、他の犯罪に比べ必ずしも再犯率が高いとまでは言えません。しかし、性暴力・性犯罪については、一般的に被害に遭っても届け出ない人が非常に多いこと、統計上の数字に現れない被害者も多いとされています。 また、性犯罪は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、再犯率の高低にかかわらず、その根絶に積極的に取り組んでいく必要があります。	
追加				性犯罪をした人に対しては、矯正施設や保護観察所において専門的な処遇プログラムを実施していますが、刑事司法手続終了後も引き続き、関係機関・関係団体が適切にサポートしていく必要があります。	
追加				また、窃盗事犯者は再犯率が高く、窃盗を繰り返す傾向も認められます。窃盗に至る原因や要因は様々であり、複数の要因が絡み合うケースも多いことから、個々のケースに応じて、様々な視点から関係機関が連携して支援することが必要です。	
【本県における取組の方向性と概要】					

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
236	83	県	県警察本部人身安全対策課	ストーカー加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を千葉保護観察所と共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、千葉保護観察所が行う仮釈放の取消の申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消の申出に対する協力をを行います。	ストーカー加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を千葉保護観察所と共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、千葉保護観察所が行う仮釈放の取消の申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消の申出に対する協力をを行います。	
237	83	県	県警察本部人身安全対策課	ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行う等、精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。	ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行う等、精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。	
新	新	県	県警察本部人身安全対策課		ストーカー規制法による禁止命令等の措置を講じた加害者全員に対し、加害行為の再発防止等のため、警察官による連絡を行います。	修正あり
238	83	県	県警察本部組織犯罪対策課	（公財）千葉県暴力追放運動推進センターを事務局とし、千葉労働局、千葉保護観察所、千葉刑務所、千葉少年鑑別所、千葉県保護司会連合会、千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター、千葉県警察等で構成する「暴力団社会復帰対策協議会」では、暴力団からの離脱支援と社会復帰のための就労支援対策について連携を図ります。	（公財）千葉県暴力追放運動推進センターを事務局とし、千葉労働局、千葉保護観察所、千葉刑務所、千葉少年鑑別所、千葉県保護司会連合会、千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター、千葉県警察等で構成する「暴力団社会復帰対策協議会」では、暴力団からの離脱支援と社会復帰のための就労支援対策について連携を図ります。	
239	83	県	県警察本部組織犯罪対策課	暴力団による加入強要や離脱後の報復を恐れる人の要望に応じ、県境を越えた受入企業の紹介を行う等、他の都道府県と連携した、再犯防止及び社会復帰対策に取り組みます。	暴力団による加入強要や離脱後の報復を恐れる人の要望に応じ、県境を越えた受入企業の紹介を行う等、他の都道府県と連携した、再犯防止及び社会復帰対策に取り組みます。	
240	83	県	県警察本部組織犯罪対策課	（公財）千葉県暴力追放運動推進センターと連携し、県内の少年指導委員に対し、少年を暴力団から守り健全な育成を推進していくための必要な研修を行います。	（公財）千葉県暴力追放運動推進センターと連携し、県内の少年指導委員に対し、少年を暴力団から守り健全な育成を推進していくための必要な研修を行います。	
241	83	県	県警察本部組織犯罪対策課	（公財）千葉県暴力追放運動推進センターと連携し、社会復帰対策の充実を図るため、暴力団離脱者を雇用する受入企業の獲得に努めるとともに、受入企業への支援を拡充します。	（公財）千葉県暴力追放運動推進センターと連携し、社会復帰対策の充実を図るため、暴力団離脱者を雇用する受入事業者の獲得に努めるとともに、受入事業者への支援を拡充します。	修正あり
			県警察本部生活安全総務課		千葉県警察は、法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪を行った者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯防止に向けた措置の充実を図ります。	追加
			県警察本部生活安全総務課		万引き被疑者として検挙した高齢者のうち、支援を希望する者については、行政機関等と情報共有を図って万引きの要因等を解消させることにより、高齢者の万引きの再犯防止を推進していきます。	新規

【国における取組の方向性と概要】

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
242	83	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	刑執行開始時に、調査専門官（心理職員）による面接・調査によって問題点の精査や必要な支援の提案を行います。	刑執行開始時に、心理調査専門官（心理職員）による面接・調査に加え、必要に応じて福祉専門官や就労支援スタッフなどにおいても面接・調査を実施することで、早期によって問題点の精査や必要な支援の提案を行います。（千葉刑務所・市原刑務所） 刑執行開始時に、心理調査専門官（心理職員）、福祉専門官、就労支援専門官による面接・調査だけでなく、少年鑑別所と連携し、処遇鑑別を入所後、中間期頃、出所前の3回実施し、受刑者の問題点の精査、課題について洗い出し、必要な処遇方針を立てて指導を行います。（市原青年矯正センター）	修正あり
243	83	国	千葉刑務所	薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導等を個々の受刑者の犯罪に応じて実施します。	薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育のほか、アルコール依存症回復プログラム、暴力防止プログラム、ギャンブル依存回復プログラム、高齢受刑者健康運動指導、対話実践等、個々の受刑者の犯罪に応じて改善指導を実施します。	修正あり
244	83	国	市原刑務所	被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導、アルコール依存回復プログラム等を、個々の受刑者の犯罪に応じて実施します。	被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援準備指導、アルコール依存回復プログラム、薬物依存離脱指導等を、個々の受刑者の犯罪に応じて実施します。	修正あり
243	83	国	市原青年矯正センター		薬物依存離脱指導、特殊詐欺再犯防止指導、交通安全指導、行動適正化指導等を個々の受刑者の犯罪に応じて指導を実施します。また、自己の特性を理解させることを目的として、センター特別プログラム（知的障害、ASD、ADHD）、自己理解指導、視覚機能向上指導、認知機能維持・向上指導を実施しています。その他、基礎体力の向上のため、体育指導を実施しています。	追加
245	84	国	八街少年院	他者の気持ち等を共感することが苦手な人や情緒面で課題を抱えている人に対して、他者への共感性を深め、情緒的な感情のコントロールを身に付けていく取組として、動物介在指導（GMaC（give me a chanceの略））プログラムを実施します。	他者の気持ち等を共感することが苦手な人や情緒面で課題を抱えている人に対して、他者への共感性を深め、情緒的な感情のコントロールを身に付けていく取組として、動物介在指導（GMaC（give me a chanceの略））プログラムを実施します。	

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
246	84	国	千葉保護観察所	性犯罪で刑事処分により保護観察となった人のうち、特別遵守事項に性犯罪者処遇プログラム受講が設定されている人に対し、保護観察所において専門的処遇プログラムを実施します。	性犯罪で刑事処分により保護観察となった人のうち、特別遵守事項に性犯罪再犯防止者処遇プログラム受講が設定されている人に対し、保護観察所において専門的処遇プログラムを実施します。	修正あり
247	84	国	千葉保護観察所	ストーカー行為により刑事処分により保護観察となった人に関し、被害者等に接触を試みようとする等の特異動向がうかがわれた場合は、千葉県警察と連携を図り、再犯防止に努めます。	ストーカー行為により刑事処分により保護観察となった人に関し、被害者等に接触を試みようとする等の特異動向がうかがわれた場合は、千葉県警察と連携を図り、再犯防止に努めます。	
【民間団体における取組の方向性と概要】						
248	84	民間団体等	千葉県弁護士会	ちばコンベンションビューロー千葉県国際交流センター、千葉市国際交流協会、柏市国際交流協会（K I R A）及び船橋市役所において、定期的無料法律相談を実施するとともに、別途、毎年6月には外国人のための労働相談会、11月には外国人のための法律相談会を開催し、外国人の方が抱える法的問題や困りごとに対応します。	ちばコンベンションビューロー千葉県国際交流センター、千葉市国際交流協会、柏市国際交流協会（K I R A）及び船橋市役所において、定期的無料法律相談を実施するとともに、別途、毎年6月には外国人のための労働相談会、11月には外国人のための法律相談会を開催し、外国人の方が抱える法的問題や困りごとに対応します。	
249	84	民間団体等	千葉県弁護士会	日本弁護士連合会の委託援助事業を活用することで、経済的に余裕がない外国人の方の代理業務等を、原則として外国人の方の経済的負担なしで受任し、対応します。	日本弁護士連合会の委託援助事業を活用することで、経済的に余裕がない外国人の方の代理業務等を、原則として外国人の方の経済的負担なしで受任し、対応します。	
250	84	民間団体等	千葉県弁護士会	刑事事件等により在留資格を失う退去強制事由に該当する場合には、刑事事件から引き続いて行われる入管における退去強制手続でも、本人の意向を踏まえながら代理人弁護士がサポートすることができるように支援します。	刑事事件等により在留資格を失う退去強制事由に該当する場合には、刑事事件から引き続いて行われる入管における退去強制手続でも、本人の意向を踏まえながら代理人弁護士がサポートすることができるように支援します。	
251	84	民間団体等	千葉県弁護士会	千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターでは、暴力団を脱退し更生を真に希望する元暴力団員の離脱支援や社会復帰支援を行います。具体的には、「離脱支援マニュアル」を弁護士会内向けに作成する等して、刑事弁護等において弁護士が暴力団からの脱退を希望する被疑者、被告人を適切に援助できるよう情報提供を行います。	千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターでは、暴力団を脱退し更生を真に希望する元暴力団員の離脱支援や社会復帰支援を行います。具体的には、「離脱支援マニュアル」を弁護士会内向けに作成する等して、刑事弁護等において弁護士が暴力団からの脱退を希望する被疑者、被告人を適切に援助できるよう情報提供を行います。	
252	84	民間団体等	千葉県弁護士会	上記センターに所属する弁護士がチームを組み、例えば暴力団からの脱退に際して障害となっている民事上のトラブル等について、離脱希望者の代理人として組織側と交渉や裁判等を行う等の援助を行います。	上記センターに所属する弁護士がチームを組み、例えば暴力団からの脱退に際して障害となっている民事上のトラブル等について、離脱希望者の代理人として組織側と交渉や裁判等を行う等の援助を行います。	
253	84	民間団体等	千葉県弁護士会	日頃より、元暴力団員の社会復帰に関して、千葉県警（捜査四課）や暴力団追放県民会議とも連携や情報共有を行います。	日頃より、元暴力団員の社会復帰に関して、千葉県警（捜査四課）や暴力団追放県民会議とも連携や情報共有を行います。	
254	84	民間団体等	千葉県就労支援事業者機構	犯罪をした人等の特性に応じてきめ細やかに、就職相談、ハローワークへの橋渡し及び協力雇用主との調整等を行い、その人の立ち直りに資する就職と職場定着を図る取組を行います。	犯罪をした人等の特性に応じてきめ細やかに、就職相談、ハローワークへの橋渡し及び協力雇用主との調整等を行い、その人の立ち直りに資する就職と職場定着を図る取組を行います。	

	掲 載 ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
255	84-85	民間団体等	更生保護施設（千葉県鼎性会）	被保護者の中には様々な問題を抱えている人が多く、生活全般に関わる処遇や支援のほか、個別対象者の属性、特に高齢・障害・少年・長期刑及び薬物等に応じた処遇や 支援が必要となることから、これら特定の犯罪傾向の改善のための特別な処遇を更に充実させていきます。	被保護者の中には様々な問題を抱えている人が多く、生活全般に関わる処遇や支援のほか、個別対象者の属性、特に高齢・障害・少年・長期刑及び薬物等に応じた処遇や 支援が必要となることから、これら特定の犯罪傾向の改善のための特別な処遇を更に充実させていきます。	

具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

(6) 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

民間協力者の活動の促進等

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
【現状認識と課題等】					
86			千葉県における再犯防止の推進に当たっては、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在在者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア等、多くの民間ボランティアの協力が不可欠です。	千葉県における再犯防止の推進に当たっては、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在在者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア等、多くの民間ボランティアの協力が不可欠です。	
86			また、更生保護法人が運営する更生保護施設における、地域とともに行う自発的な居場所づくりや生活・就労指導等も、地域社会における息の長い支援につながる取組として欠かせないものです。	また、更生保護法人が運営する更生保護施設における、地域とともに行う自発的な居場所づくりや生活・就労指導等も、地域社会における息の長い支援につながる取組として欠かせないものです。	
86			しかし、近年では保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアに携わる人が減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化する等、社会環境の変化により従来の民間ボランティア活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること等の課題があります。	しかし、近年では保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアに携わる人が減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化する等、社会環境の変化により従来の民間ボランティア活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること等の課題があります。	
86			千葉県においては、千葉保護観察所が各保護司会と連携して、保護司の安定的確保等に取り組んでいるところですが、地域社会における息の長い支援を継続して実施していくためには、地域ごとのバランスにも配慮しながら、民間協力者における人材や活動体制等を確保していくこと、民間協力者と刑事司法関係機関や県・市町村等が更なる協力体制を構築していくことについて、具体的な方策を検討する必要があります。	千葉県においては、千葉保護観察所が各保護司会と連携して、保護司の安定的確保等に取り組んでいるところですが、地域社会における息の長い支援を継続して実施していくためには、地域ごとのバランスにも配慮しながら、民間協力者における人材や活動体制等を確保していくこと、民間協力者と刑事司法関係機関や県・市町村等が更なる協力体制を構築していくことについて、具体的な方策を検討する必要があります。	

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無																																				
86			<p>県内の保護司数・保護司充足率（各年1月1日現在） 近年、県内の保護司数は減少傾向がみられ、充足率も90%を下回る状況です。</p> <p>図12 県内の保護司数、充足率【千葉県】（定数1,418人）</p> <table border="1"> <caption>図12 県内の保護司数、充足率【千葉県】（定数1,418人）</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>保護司数 (人)</th> <th>保護司充足率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年</td> <td>1,276</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>1,262</td> <td>89.0%</td> </tr> <tr> <td>平成31年</td> <td>1,256</td> <td>88.6%</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>1,265</td> <td>89.2%</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>1,250</td> <td>88.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：法務省提供データ</p>	年	保護司数 (人)	保護司充足率 (%)	平成29年	1,276	90.0%	平成30年	1,262	89.0%	平成31年	1,256	88.6%	令和2年	1,265	89.2%	令和3年	1,250	88.2%	<p>県内の保護司数・保護司充足率（各年1月1日現在） 近年、県内の保護司の充足率は、90%前後を推移しています。</p> <p>図12 県内の保護司数、充足率【千葉県】（定数1,418人）</p> <table border="1"> <caption>図12 県内の保護司数、充足率【千葉県】（定数1,418人）</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>保護司数 (人)</th> <th>保護司充足率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年</td> <td>1,250</td> <td>88.2%</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>1,287</td> <td>90.8%</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>1,302</td> <td>91.8%</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>1,290</td> <td>91.0%</td> </tr> <tr> <td>令和7年</td> <td>1,273</td> <td>89.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：法務省提供データ</p>	年	保護司数 (人)	保護司充足率 (%)	令和3年	1,250	88.2%	令和4年	1,287	90.8%	令和5年	1,302	91.8%	令和6年	1,290	91.0%	令和7年	1,273	89.8%	修正あり（図の差替）
年	保護司数 (人)	保護司充足率 (%)																																							
平成29年	1,276	90.0%																																							
平成30年	1,262	89.0%																																							
平成31年	1,256	88.6%																																							
令和2年	1,265	89.2%																																							
令和3年	1,250	88.2%																																							
年	保護司数 (人)	保護司充足率 (%)																																							
令和3年	1,250	88.2%																																							
令和4年	1,287	90.8%																																							
令和5年	1,302	91.8%																																							
令和6年	1,290	91.0%																																							
令和7年	1,273	89.8%																																							
【本県における取組の方向性と概要】																																									
256	87	県	健康福祉指導課	<p>保護司の適任者や更生保護ボランティア参加者の確保について、定年退職予定の県職員を主な対象として、保護司や更生保護ボランティア活動の紹介等を行い、職員の理解の促進や関心のある職員の掘り起こしを図る取組を実施します。</p>	<p>保護司の適任者や更生保護ボランティア参加者の確保について、定年退職予定の県職員を主な対象として、保護司や更生保護ボランティア活動の紹介等を行い、職員の理解の促進や関心のある職員の掘り起こしを図る取組を実施します。</p>																																				
257	87	県	健康福祉指導課	<p>県ホームページや広報紙に、保護司や更生保護ボランティアの活動等を掲載し、更生保護活動に対する県民の理解促進や、興味・関心の喚起を図ることで、保護司のなり手やボランティア活動への参加者の増加に向けた取組に寄与します。</p>	<p>県ホームページや広報紙に、保護司や更生保護ボランティアの活動等を掲載し、更生保護活動に対する県民の理解促進や、興味・関心の喚起を図ることで、保護司のなり手やボランティア活動への参加者の増加に向けた取組に寄与します。</p>																																				
258	87	県	健康福祉指導課	<p>地域の再犯防止及び犯罪をした人等の自立更生の促進に携わる保護司の活動が円滑に行われるよう、地区保護司会等を通じた保護司活動の支援の促進について、市町村等への働きかけを行います。</p>	<p>地域の再犯防止及び犯罪をした人等の自立更生の促進に携わる保護司の活動が円滑に行われるよう、地区保護司会等を通じた保護司活動の支援の促進について、市町村等への働きかけを行います。</p>																																				
259	87	県	健康福祉指導課	<p>保健・医療・福祉サービス等を必要とする更生保護施設入所者に対して、円滑かつ充実した支援が行われるよう、更生保護施設との連携を進めます。</p>	<p>保健・医療・福祉サービス等を必要とする更生保護施設入所者に対して、円滑かつ充実した支援が行われるよう、更生保護施設との連携を進めます。</p>																																				
260	87	県	健康福祉指導課	<p>千葉県更生保護助成協会の運営費の助成をすることにより、保護司や更生保護ボランティアが行う、犯罪をした人等の改善更生活動の支援を行います。</p>	<p>千葉県更生保護助成協会の運営費の助成をすることにより、保護司や更生保護ボランティアが行う、犯罪をした人等の改善更生活動の支援を行います。</p>																																				

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
261	87	県	県警察本部少年課	少年警察ボランティアを対象とした研修会の開催や、活動資機材の配付、広報活動等により支援の充実と活発化を図ります。	少年警察ボランティアを対象とした研修会の開催や、活動資機材の配付、広報活動等により支援の充実と活発化を図ります。	
【国における取組の方向性と概要】						
262	87	国	東京関東矯正管区	各協力団体に向けて管内矯正施設の参観を計画し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図るとともに、各種セミナーや研修会に講師を派遣する等、積極的に参画し、相互理解や連携強化を図ります。	各協力団体に向けて管内矯正施設の参観を計画し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図るとともに、各種セミナーや研修会に講師を派遣する等、積極的に参画し、相互理解や連携強化を図ります。	修正あり（対応機関・名称変更）
263	87	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	篤志面接委員や教誨師を始め、各分野の専門知識を有する民間協力者を招へいし、受刑者への各種指導等の充実を図ります。	篤志面接委員や教誨師を始め、各分野の専門知識を有する民間協力者を招へいし、受刑者への各種指導等の充実を図ります。	修正あり（対応機関追加）
264	87	国	八街少年院→市原学園	篤志面接委員や教誨師を始め、各分野の専門知識を有する民間協力者を招へいし、在院者への各種指導等の充実を図ります。	篤志面接委員や教誨師を始め、各分野の専門知識を有する民間協力者を招へいし、在院者への各種指導等の充実を図ります。	修正あり（対応機関削除）
265	87	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	施設参観の実施や研修・講演への講師派遣等により、矯正行政や再犯防止に関する行動、地域援助活動についての理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。	施設参観の実施や研修・講演への講師派遣等により、矯正行政や再犯防止に関する行動、地域援助活動についての理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。	
266	87	国	千葉保護観察所	保護司確保に対する支援として、保護区保護司会との共同による保護司候補者検討協議会の設置及び運営に対する指導・助言を行うとともに、千葉県保護司会連合会と共同で「保護司適任者確保千葉県対策本部」を立ち上げ、取組方針を決め、確保に向けた取組を進めます。	保護司確保に対する支援として、保護地区保護司会との共同による保護司候補者検討協議会の設置及び運営に対する指導・助言を行います。うとともに、千葉県保護司会連合会と共同で「保護司適任者確保千葉県対策本部」を立ち上げ、取組方針を決め、確保に向けた取組を進めます。	修正あり
267	88	国	千葉保護観察所	保護区保護司会が設置した更生保護サポートセンターの運営に対する助言や、保護司、更生保護法人等の役職員、更生保護女性会会員、BBS、協力雇用主等の更生保護ボランティアに対する研修や表彰に関する事務を行います。	保護地区保護司会が設置した更生保護サポートセンターの運営に対する助言や、保護司、更生保護法人等の役職員、更生保護女性会会員、BBS、協力雇用主等の更生保護ボランティアに対する研修や表彰に関する事務を行います。	修正あり
268	88	国	千葉保護観察所	協力雇用主のなり手を増やす取組を行うとともに、相談支援や研修等について各方面と協議・検討していくほか、民間協力者の活動に対する支援を継続していきます。	協力雇用主のなり手を増やす取組を行うとともに、相談支援や研修等について各方面と協議・検討していくほか、民間協力者の活動に対する支援を継続していきます。	
【民間団体における取組の方向性と概要】						
269	88	民間団体等	千葉県保護司会連合会	千葉保護観察所と共同で「保護司適任者確保千葉県対策本部」を立ち上げ、取組方針を決め、確保に向けた取組を進める一方、保護司候補者検討協議会を設置した保護司会への協力を行います。	千葉保護観察所と共同で「保護司適任者確保千葉県対策本部」を立ち上げ、取組方針を決め、確保に向けた取組を進める一方、保護司候補者検討協議会を設置した保護司会への協力を行います。	修正あり
270	88	民間団体等	千葉県保護司会連合会	学校・生徒を取り巻く諸問題に効果的に対応するため、学校との連携活動に積極的に取り組んでいる保護司会に助成を行います。	学校・生徒を取り巻く諸問題に効果的に対応するため、学校との連携活動に積極的に取り組んでいる保護司会に助成を行います。	
271	88	民間団体等	千葉県保護司会連合会	更生保護女性会やBBS会が行う活動への支援と協力を行います。	更生保護女性会やBBS会が行う活動への支援と協力を行います。	

	掲 載 ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
272	88	民間団体等	更生保護施設（千葉県鼎性会）	被保護者が更生保護施設を退所後も孤立させないために、生活の安定に向けた支援を行うとともに、地方公共団体や福祉関係機関、支援団体等の地域における社会資源を有機的に連携させるためのネットワークを構築し、地域連携の拠点としての役割を担っていくことを目指します。	被保護者が更生保護施設を退所後も孤立させないために、生活の安定に向けた支援を行うとともに、地方公共団体や福祉関係機関、支援団体等の地域における社会資源を有機的に連携させるためのネットワークを構築し、地域連携の拠点としての役割を担っていくことを目指します。	
273	88	民間団体等	千葉県更生保護助成協会	保護司活動の拠点である更生保護サポートセンターへの助成を行うことで、活動を支援します。	保護司活動の拠点である更生保護サポートセンターへの助成を行うことで、活動を支援します。	

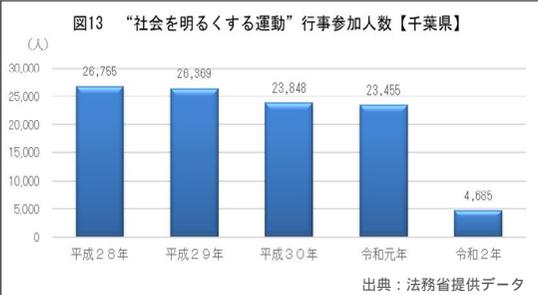
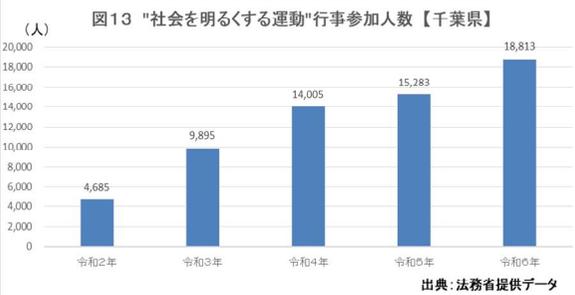
具体的な取組

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

(6) 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

広報・啓発活動の推進等

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
【現状認識と課題等】					
89			犯罪をした人等の社会復帰のためには、本人自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした人等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。	犯罪をした人等の社会復帰のためには、本人自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした人等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。	
89			しかしながら、更生保護や再犯防止の概念や施策は、地域住民にとって必ずしも身近なものでなく、関心と理解が得にくいとともに、保護司等の民間協力者の活動についても十分に認知されていないという現状があります。また、犯罪をした人等に対する偏見（福祉施設からの入所拒否等）があること、協力雇用主が広く地域住民から理解され社会的にも評価されるような取組が必要であること、といった課題があります。	しかしながら、更生保護や再犯防止の概念や施策は、地域住民にとって必ずしも身近なものでなく、関心と理解が得にくいとともに、保護司等の民間協力者の活動についても十分に認知されていないという現状があります。また、犯罪をした人等に対する偏見（福祉施設からの入所拒否等）があること、協力雇用主が広く地域住民から理解され社会的にも評価されるような取組が必要であること、といった課題があります。	
89			そのため、今般の国の再犯防止推進法の施行及び再犯防止推進計画の策定、そして県の地方再犯防止推進計画の策定を契機に、更生保護や再犯防止に関して幅広い啓発を図り、より身近なものとして社会に浸透させていく必要があります。	そのため、国や県、市町村、民間団体等が連携して、更生保護や再犯防止に関して幅広い啓発を図り、より身近なものとして社会に浸透させていく必要があります。	修正あり
89			一方で、犯罪被害者の無念や憤りの心情を考慮すると、単に犯罪をした人等へ手厚い支援を行えば良いというものでもなく、同時に犯罪被害者への十分な配慮がなければ地域住民の理解は得られません。	一方で、犯罪被害者の無念や憤りの心情を考慮すると、単に犯罪をした人等へ手厚い支援を行えば良いというものでもなく、同時に犯罪被害者への十分な配慮がなければ地域住民の理解は得られません。	
89			犯罪をした人等が社会復帰をするには地域住民の寛容と理解が必要不可欠です。再犯防止の取組を「加害者支援」として受け止め、再犯防止の取組そのものに批判的な御意見もありますが、犯罪をした人等との共生は避けて通れません。犯罪をした人等の社会復帰が進まなければ、加害者から被害者への賠償義務の履行もできず、結果的に孤立化・困窮化に追い込むこととなり、再び罪を犯せば、結果として新たな被害者を生むこととなります。	犯罪をした人等が社会復帰をするには地域住民の寛容と理解が必要不可欠です。再犯防止の取組を「加害者支援」として受け止め、再犯防止の取組そのものに批判的な御意見もありますが、犯罪をした人等との共生は避けて通れません。犯罪をした人等の社会復帰が進まなければ、加害者から被害者への賠償義務の履行もできず、結果的に孤立化・困窮化に追い込むこととなり、再び罪を犯せば、結果として新たな被害者を生むこととなります。	
89			従って、地域住民の理解と寛容のもと、犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪被害者への支援の充実を図りつつ、広く地域住民の各層に関心をもってもらうように広報啓発活動を行う必要があります。	従って、地域住民の理解と寛容のもと、犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪被害者への支援の充実を図りつつ、広く地域住民の各層に関心をもってもらうように広報啓発活動を行う必要があります。	
89			また、再犯防止について地域住民に理解してもらうには、地域住民との距離が近い市町村の協力と取組が必要不可欠です。	また、再犯防止について地域住民に理解してもらうには、地域住民との距離が近い市町村の協力と取組が必要不可欠です。	

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
89			<p>再犯防止推進法第4条第2項において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されました。しかし、これまで犯罪をした人等への支援は主に国の刑事司法関係機関が実施してきたため、多くの地方公共団体が未だに法が定める責務を十分に認識しているわけではありません。そのため、地域住民に働きかけるとともに、施策を推進する市町村職員に再犯防止に関する理解を深めてもらうことも必要です。</p>	<p>再犯防止推進法第4条第2項において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。県内でも再犯防止推進計画を策定している市町村は増えてきてはいますが、その数は令和7年4月現在で、54団体中17団体にとどまっています。また、市町村によって再犯防止の取組に差があることも事実です。そのため、今後も引き続き社会を明るくする運動等を通じ、地域住民の理解を求めるとともに、施策を推進する市町村職員に研修や会議等を通じて、再犯防止に関する理解を更に深めてもらうことも必要です。</p>	<p>修正あり (前段を 2(1)に移行)</p>
90			<p>県内の“社会を明るくする運動”行事参加人数</p> <p>例年、20,000人を超える方が参加していますが、2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルスの影響により、多くの行事が中止となったことから、人数が減少しています。</p>  <p>図13 “社会を明るくする運動”行事参加人数【千葉県】</p> <p>出典：法務省提供データ</p>	<p>県内の“社会を明るくする運動”行事参加人数</p> <p>2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルスの影響により、多くの行事が中止となったことから、人数が減少していますが、その後は徐々に増加し、コロナ以前の状況に近づきつつあります。</p>  <p>図13 “社会を明るくする運動”行事参加人数【千葉県】</p> <p>出典：法務省提供データ</p>	<p>修正あり</p>

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
	90			<p>“社会を明るくする運動”とは</p> <p>“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪・非行の防止と犯罪・非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。本運動は2021年（令和3年）で71回を数え、千葉県では、毎年、千葉県知事が本運動の千葉県推進委員長となり、各市町村の地区推進委員会とともに様々な活動を展開しています。</p> <p>毎年7月はこの“社会を明るくする運動”強調月間であり、また2016年（平成28年）に施行された再犯防止推進法に規定された「再犯防止啓発月間」でもあり、全国はもとより千葉県内各地においても街頭広報活動や住民集会、非行防止教室等の行事が実施されています。</p> <p>また、全国の小中学生を対象に、犯罪・非行のない地域社会を作ることや犯罪・非行をした人の立ち直り等をテーマにした「社会を明るくする運動作文コンテスト」も毎年実施されており、2020年度（令和2年度）は県内の小中学生から合計14,324点の作文の応募がありました。</p>	<p>“社会を明るくする運動”とは</p> <p>“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪・非行の防止と犯罪・非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。本運動は令和7年で75回を数え、千葉県では、毎年、千葉県知事が本運動の千葉県推進委員長となり、各市町村の地区推進委員会とともに様々な活動を展開しています。</p> <p>毎年7月はこの“社会を明るくする運動”強調月間であり、また2016年（平成28年）に施行された再犯防止推進法に規定された「再犯防止啓発月間」でもあり、全国はもとより千葉県内各地においても街頭広報活動や住民集会、非行防止教室等の行事が実施されています。</p> <p>また、全国の小中学生を対象に、犯罪・非行のない地域社会を作ることや犯罪・非行をした人の立ち直り等をテーマにした「社会を明るくする運動作文コンテスト」も毎年実施されており、令和7年度は県内の小中学生から合計16,350点の作文の応募がありました。</p>	修正あり
【本県における取組の方向性と概要】						
274	90-91	県	県民生活→文化課	<p>青少年を健全に育てる運動において、重点目標に「青少年の非行防止・保護（非行防止に関する広報・啓発活動、青少年のインターネット利用・児童ポルノ撲滅についての啓発、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」の周知）」を掲げ、子どもや若者が健全に育つことができる社会環境の整備に向けて、行政機関はもとより、家庭・学校・地域が一体となって広報・啓発活動を実施します。</p>	<p>子どもや若者が健全に育つことができる社会環境の整備に向けて、「青少年を健全に育てる運動」の周知、青少年のインターネットの適正利用に関する啓発や千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」の周知等を行い、行政機関はもとより、関係団体等と連携しながら、家庭・学校・地域へ広報・啓発活動を実施します。</p>	修正あり
275	91	県	県民生活→文化課	<p>青少年及び地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深めるため、チラシやSNS上での広告等を用いて啓発を行います。</p>	<p>青少年及び地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深めるため、チラシやSNS上での広告等を用いて啓発を行います。</p>	修正あり（対応機関・名称変更）
276	91	県	健康福祉指導課	<p>広く県民各層に、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解と関心を持ってもらえるよう、“社会を明るくする運動”の強調月間である7月を中心に、市町村との連携や様々な広報媒体を活用して本運動を推進し、保護司や更生保護ボランティアの活動を幅広く支援します。</p>	<p>広く県民各層に、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解と関心を持ってもらえるよう、“社会を明るくする運動”の強調月間である7月を中心に、市町村との連携や様々な広報媒体を活用して本運動を推進し、保護司や更生保護ボランティアの活動を幅広く支援します。</p>	

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
277	91	県	健康福祉指導課	千葉県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害のある人の円滑な社会復帰及び地域生活への定着について、地域の理解を得られるよう普及啓発活動を行います。	千葉県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害のある人の円滑な社会復帰及び地域生活への定着について、地域の理解を得られるよう普及啓発活動を行います。	
278	91	県	健康福祉指導課	地域の安全・安心に関する取組や、犯罪をした人等の再犯の防止等に関する活動に貢献している更生保護ボランティアを始めとする民間の個人・団体等を顕彰し、その活動や意義が広く県民に共有されるように努めます。	地域の安全・安心に関する取組や、犯罪をした人等の再犯の防止等に関する活動に貢献している更生保護ボランティアを始めとする民間の個人・団体等を顕彰し、その活動や意義が広く県民に共有されるように努めます。	
【国における取組の方向性と概要】						
279	91	国	千葉地方検察庁	検察庁の業務の理解が得られるよう行政機関、福祉機関等に対して積極的に業務説明等の広報活動を行うとともに、学生等を含む広く県民の方にも広報活動を通じて当庁の取組の理解が得られるようにし、入口支援等による再犯防止施策に寄与していきます。	検察庁の業務の理解が得られるよう行政機関、福祉機関等に対して積極的に業務説明等の広報活動を行うとともに、学生等を含む広く県民の方にも広報活動を通じて当庁の取組の理解が得られるようにし、入口支援等による再犯防止施策に寄与していきます。	
280	91	国	関東矯正管区	再犯防止推進法を広く周知し、再犯防止について関心を持っていただくことや矯正行政への理解促進のため、再犯防止シンポジウム等を開催します。また各矯正施設で実施されている矯正展について、各関係機関へ情報提供を行い、広報啓発活動の促進を図ります。	再犯防止推進法を広く周知し、再犯防止について関心を持っていただくことや矯正行政への理解促進のため、再犯防止シンポジウム等を開催します。また各矯正施設で実施されている矯正展について、各関係機関へ情報提供を行い、広報啓発活動の促進を図ります。	修正あり（対応機関名変更）
281	91	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	再犯防止推進法を広く周知し、再犯防止について関心を持っていただくことや矯正行政への理解促進のため、矯正展を開催します。矯正展では、受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・販売を行うとともに、矯正行政や刑務作業の広報を行うほか、各関係機関とも連携して広報啓発活動を行います。	再犯防止推進法を広く周知し、再犯防止について関心を持っていただくことや矯正行政への理解促進のため、矯正展を開催します。矯正展では、受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・販売を行うとともに、矯正行政や刑務作業の広報を行うほか、各関係機関とも連携して広報啓発活動を行います。	修正あり（対応機関追加）
282	91	国	千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター	近隣住民や関係機関を対象とした施設見学会を実施し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。	近隣住民や関係機関を対象とした施設参観を広く受け入れ見学会を実施し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。	修正あり
283	91-92	国	八街少年院→市原学園	近隣住民や関係機関を対象とした施設見学会を実施し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。	近隣住民や関係機関を対象とした施設見学会を実施し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。	修正あり（対応機関削除）
284	92	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	犯罪及び非行に関する各般の問題に係る少年、保護者その他の人の相談に対する援助を行います。	犯罪及び非行に関する各般の問題に係る少年、保護者その他の人の相談に対する援助を行います。	
285	92	国	千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）	犯罪及び非行の防止に関する機関又は団体の求めに対し、情報の提供、助言、各種調査、心理的援助等の援助を行うほか、法教育や各種講演会等を行います。	犯罪及び非行の防止に関する機関又は団体の求めに対し、情報の提供、助言、各種調査、心理的援助等の援助を行うほか、法教育や各種講演会等を行います。	

	掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
286	92	国	千葉保護観察所	地方公共団体や民間協力者等と連携し、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”等において、犯罪をした人等の再犯防止等について広く関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、犯罪をした人等の再犯の防止等に関する施策について積極的に情報発信していきます。	地方公共団体や民間協力者等と連携し、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”等において、犯罪をした人等の再犯防止等について広く関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、犯罪をした人等の再犯の防止等に関する施策について積極的に情報発信していきます。	
287	92	国	千葉保護観察所	更生保護出張講座として、大学や社会福祉士講座等における保護観察官の講義を実施するとともに、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間である7月を中心に、広く県民各層に関心をもってもらう効果的な情報発信、広報活動を実施します。	更生保護出張講座として、大学や社会福祉士講座等における保護観察官の講義を実施するとともに、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間である7月を中心に、広く県民各層に関心をもってもらう効果的な情報発信、広報活動を実施します。	
288	92	国	千葉保護観察所	教職員に対する刑事司法や更生保護に関する知識の習得、その他再犯防止推進施策に関する知識の習得に関する研修を行っていきます。	教職員に対する刑事司法や更生保護に関する知識の習得、その他再犯防止推進施策に関する知識の習得に関する研修を行っていきます。	
【民間団体における取組の方向性と概要】						
289	92	民間団体等	中核地域生活支援センター	中核地域生活支援センターの職員を対象に、刑務所、医療刑務所、少年院等の見学研修を実施し、司法福祉についての理解促進を図ります。	中核地域生活支援センターの職員を対象に、刑務所、医療刑務所、少年院等の見学研修を実施し、司法福祉についての理解促進を図ります。	
290	92	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	社会福祉士を養成する大学の講座や実践報告会の開催を通して、犯罪をした高齢者や障害者等を取り巻く社会的な背景や、事業の内容等について周知します。	社会福祉士を養成する大学の講座や実践報告会の開催を通して、犯罪をした高齢者や障害者等を取り巻く社会的な背景や、事業の内容等について周知します。	
291	92	民間団体等	千葉県地域生活定着支援センター	犯罪をした人等への支援について、広く理解と関心を持ってもらえるよう、実践報告会を開催し、事業説明や関係機関との意見交換を行います。	犯罪をした人等への支援について、広く理解と関心を持ってもらえるよう、実践報告会を開催し、事業説明や関係機関との意見交換を行います。	
292	92	民間団体等	千葉県更生保護助成協会、千葉県保護司会連合会	“社会を明るくする運動”千葉県及び地区推進委員会への助成及び“社会を明るくする運動”の活動に参加し、広く県民に対する再犯防止の各種啓発活動を実施します。	“社会を明るくする運動”千葉県及び地区推進委員会への助成及び“社会を明るくする運動”の活動に参加し、広く県民に対する再犯防止の各種啓発活動を実施します。	
293	92	民間団体等	千葉県更生保護助成協会	機関紙「千葉更生保護」を年3回発行し、更生保護関係者及び賛助会員等に配付し、更生保護についての理解促進を図ります。	機関紙「千葉更生保護」を年3回発行し、更生保護関係者及び賛助会員等に配付し、更生保護についての理解促進を図ります。	
294	92	民間団体等	千葉県更生保護女性連盟、千葉県BBS連盟	“社会を明るくする運動”の活動に参加し、広く県民に対する再犯防止の各種啓発活動を実施します。	“社会を明るくする運動”の活動に参加し、広く県民に対する再犯防止の各種啓発活動を実施します。	
295	92-93	民間団体等	更生保護施設（千葉県鼎性会）	機関誌「ふくでん」を発行（年1回）し、更生保護関係者を始め、地域住民や関係機関・団体に配付して当会の活動の様子や動きを積極的に情報発信し、当会の事業運営及び更生保護事業に対する広報・啓発を行います。	機関誌「ふくでん」を発行（年1回）し、更生保護関係者を始め、地域住民や関係機関・団体に配付して当会の活動の様子や動きを積極的に情報発信し、当会の事業運営及び更生保護事業に対する広報・啓発を行います。	
296	93	民間団体等	更生保護施設（千葉県鼎性会）	地域住民への集会所の貸し出しや「餅つき大会」等、地域住民の参加を得た行事を開催する等により、地域住民の理解を促進し円滑な関係を築くように努めます。	地域住民への集会所の貸し出しや「餅つき大会」等、地域住民の参加を得た行事を開催する等により、地域住民の理解を促進し円滑な関係を築くように努めます。	

計画の推進体制と進行管理

掲載ページ	団体	対応機関	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
94			<p>1 推進体制</p> <p>学識経験者や刑事司法関係機関、支援を行う民間団体、行政機関等を構成員とする「（仮）千葉県再犯防止推進連絡協議会」を設置し、関係者間の情報共有を通じて、関係機関の連携を図り、再犯防止のための取組を進めます。</p> <p>また、本計画で千葉県の再犯防止推進施策の柱として位置付けている「社会復帰に向けた包括的支援」の中で、当事者である犯罪をした人等から聞き取った福祉的ニーズや生活上の課題、困りごとや悩みごと等を、今後の再犯防止に係る取組に活かすことができるよう、同協議会で検討していきます。</p>	<p>1 推進体制</p> <p>学識経験者や刑事司法関係機関、支援を行う民間団体、行政機関等を構成員とする「（仮）千葉県再犯防止推進連絡協議会」において、関係者間の情報共有を通じて、関係機関の連携を図るとともに、再犯防止のための施策を推進するうえでの課題等を共有し、解決策を協議するなど、再犯防止のための取組を進めます。</p> <p>また、本計画で千葉県の再犯防止推進施策の柱として位置付けている「社会復帰に向けた包括的支援」の中で、当事者である犯罪をした人等から聞き取った福祉的ニーズや生活上の課題、困りごとや悩みごと等を、今後の再犯防止に係る取組に活かすことができるよう、同協議会で検討していきます。</p>	修正あり
94			<p>2 進行管理</p> <p>千葉県再犯防止推進計画の推進に当たっては、「（仮）千葉県再犯防止推進連絡協議会」において、各取組を実施する機関からの報告や、本計画の成果指標等の数値を踏まえ、進捗状況を検証・評価するとともに、社会情勢や財政状況等も踏まえ、適宜見直しを行います。</p>	<p>2 進行管理及び今後の展開</p> <p>千葉県再犯防止推進計画の推進に当たっては、<u>毎年度開催する「（仮）千葉県再犯防止推進連絡協議会」</u>において、各取組を実施する機関からの報告や、本計画の成果指標等の数値を踏まえ、進捗状況を検証・評価するとともに、<u>その中で明らかとなる課題等について、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、必要な施策や対応を検討し、取り組んでいきます。</u></p>	修正あり（2と3を統合）
94			<p>3 今後の展開</p> <p>千葉県再犯防止推進計画の策定に当たり、「千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた協議会」等で議論のあった、矯正施設を出所・出院後の就労や住居、保護観察対象者等の行政機関での雇用、協力雇用主の拡充、更生保護施設等に係る課題に関しては、再犯防止推進法の趣旨に基づき、今後、国、県、市町村、民間団体等の適切な役割分担について更なる検討を進めていきます。</p>		

【資料編】

掲載ページ	第一次（現行）計画	第二次計画（案）	修正の有無
	<p>【資料編】</p> <p>1 国の計画の概要</p> <p>再犯防止推進計画</p> <p>国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。</p> <p>再犯防止推進計画策定の経緯</p> <p>【再犯防止に向けた取組の経緯】</p> <p>検挙率に占める再犯者の割合 48.2%</p> <p>↓</p> <p>安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠</p> <p>【再犯防止に向けた取組の経緯】</p> <p>刑事司法関係機関だけでなく民間にも、関与がある 国・地方公共団体・民間が一丸となって取組が推進 認知率の向上による効果の期待 平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立 検察庁設置法改正の機会に採択 再犯防止推進計画（案）を策定</p> <p>5つの基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の適切な連携を推進し、再犯防止施策も統合的に推進 ② 刑事司法手続のあらゆる段階で真実目的の「捜査及び支那を実施 ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、意思決定の過程に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解し、社会復帰のために自ら努力をさせることの重要性を踏まえて実施 ④ 実態等の把握、効果検証・調査研究の進展等に基づき、社会情勢等に合わせた効果的な施策を実施 ⑤ 再犯防止の取組を加速するなどにより、早く国策の関心と理解を醸成 <p>7つの重点課題と主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国策・社会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の研修、教育に向けた情報・支援の充実 ・ 地方自治体の取組に対する支援の充実 ・ 住居確保給付金に対する支援、お住まいへの入居における情報の提供、就業支援の推進の促進 等 ② 公的機関・民間サービス連携の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化 ・ 事柄給付金の活用・支援機関の連携、自治体ネットワークを活用した民間団体への支援 ・ 虐待被害者のケアの推進、海外における再犯防止に関する取組も参考にしながら取組の強化 等 ③ 学校等と連携した教育支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実 ・ 矯正施設内での職業・進学への支援 等 ④ 民間団体の活用と取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生支援サポートセンターの設置の推進 ・ 更生支援事業者の取組みの促進し、等 ⑤ 公的機関・民間サービス連携の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化 ・ 事柄給付金の活用・支援機関の連携、自治体ネットワークを活用した民間団体への支援 ・ 虐待被害者のケアの推進、海外における再犯防止に関する取組も参考にしながら取組の強化 等 ⑥ 学校等と連携した教育支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実 ・ 矯正施設内での職業・進学への支援 等 ⑦ 民間団体の活用と取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生支援サポートセンターの設置の推進 ・ 更生支援事業者の取組みの促進し、等 	<p>第二次再犯防止推進計画（概要）</p> <p>中央取りまとめで示す</p> <p>第二次再犯防止推進計画の概要</p> <p>第二次再犯防止推進計画の目的</p> <p>第二次再犯防止推進計画の重点課題</p> <p>第二次再犯防止推進計画の施策</p> <p>第二次再犯防止推進計画の取組</p> <p>第二次再犯防止推進計画の推進体制</p> <p>第二次再犯防止推進計画のフォローアップ</p> <p>第二次再犯防止推進計画の検証</p> <p>第二次再犯防止推進計画の公表</p> <p>第二次再犯防止推進計画の周知</p> <p>第二次再犯防止推進計画の活用</p> <p>第二次再犯防止推進計画の更新</p> <p>第二次再犯防止推進計画の廃止</p> <p>第二次再犯防止推進計画の継承</p> <p>第二次再犯防止推進計画の移行</p> <p>第二次再犯防止推進計画の終了</p>	<p>修正の有無</p> <p>資料差替</p>



96 - 97

2 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の再犯や社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに基づき、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 対象（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすること及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、学識・技能を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている期間のみならず、社会復帰後も継続することなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国の役割（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 役割、役割分担等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との適切な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報等を適切に取り扱う責務

6. 再犯防止委員会（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止委員会（7月）を設置する。

2 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の再犯や社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに基づき、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 対象（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすること及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、学識・技能を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている期間のみならず、社会復帰後も継続することなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国の役割（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 役割、役割分担等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との適切な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報等を適切に取り扱う責務

6. 再犯防止委員会（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止委員会（7月）を設置する。

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療、福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における教育・訓練、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 総務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の策定を促し、協議協議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に趣意を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び庁市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた事項について、別に報告

11. 基本的位置

【目的の範囲】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等 1 特許に依じた指導及び支援等（第11条） 2 奨励の促進（第12条） 3 若年少年等に対する支援（第13条）	再犯防止推進の人的・物的資源の整備 8 関係機関における体制の整備等（第18条） 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）
社会における職業・住居の確保等 4 職業の確保の確保等（第14条） 5 住居の確保等（第15条） 6 更生保護施設に対する補助（第16条） 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）	再犯防止施策推進に関する重要事項 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条） 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条） 12 国民の理解の増進及び啓蒙（第22条） 13 民間の団体等に対する補助（第23条）

【地方公共団体の勘案】（第24条）
 国との協力を前提条件を勘案して、その地方公共団体の制約の状況に応じ、上記の勘案を講ずる努力義務

12. 施行期日等（第11条）

- 1 公布の日から起算
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

3 千葉県再犯防止推進計画の策定経緯

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療、福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における教育・訓練、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 総務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の策定を促し、協議協議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に趣意を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び庁市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた事項について、別に報告

11. 基本的位置

【目的の範囲】

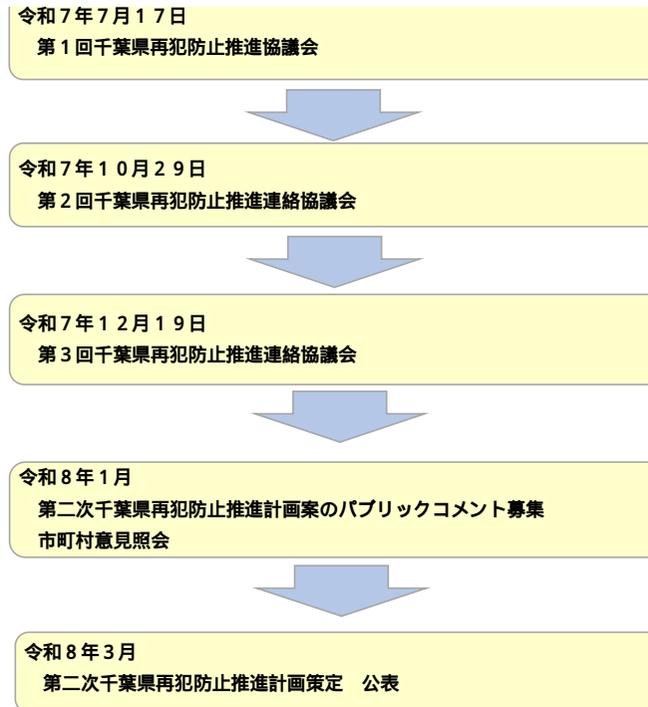
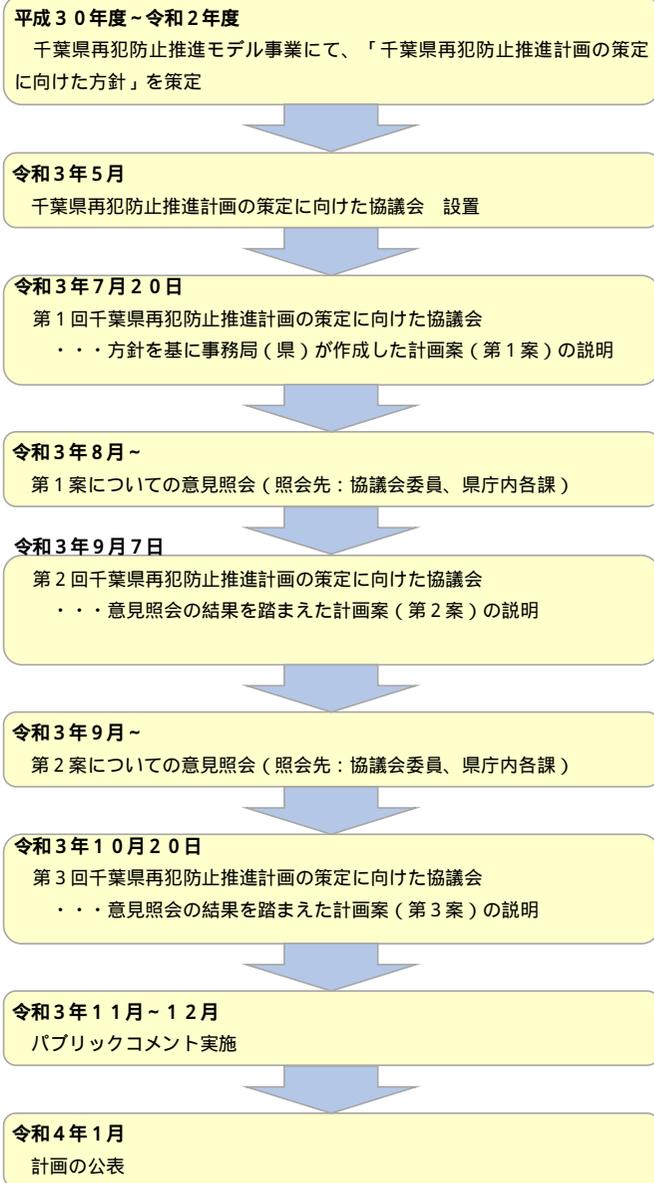
再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等 1 特許に依じた指導及び支援等（第11条） 2 奨励の促進（第12条） 3 若年少年等に対する支援（第13条）	再犯防止推進の人的・物的資源の整備 8 関係機関における体制の整備等（第18条） 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）
社会における職業・住居の確保等 4 職業の確保の確保等（第14条） 5 住居の確保等（第15条） 6 更生保護施設に対する補助（第16条） 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）	再犯防止施策推進に関する重要事項 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条） 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条） 12 国民の理解の増進及び啓蒙（第22条） 13 民間の団体等に対する補助（第23条）

【地方公共団体の勘案】（第24条）
 国との協力を前提条件を勘案して、その地方公共団体の制約の状況に応じ、上記の勘案を講ずる努力義務

12. 施行期日等（第11条）

- 1 公布の日から起算
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

3 千葉県第二次再犯防止推進計画の策定経緯



差し替え

千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた協議会 設置要綱

令和3年5月31日制定

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)に基づく地方再犯防止推進計画を策定するため、千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 千葉県再犯防止推進計画の策定に関すること
- (2) その他再犯防止等の推進に関すること

(委員の選任)

第3条 協議会の委員は、別表の関係機関等が選任する者をもって充てる。ただし、学識経験者については、健康福祉部健康福祉指導課長が選任することとする。

- 2 委員の任期は、選任の日から、令和4年3月31日までとする。

(組織)

第4条 協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、協議会の議事を進行する。

(会議)

第5条 協議会は、健康福祉部健康福祉指導課長が委員を招集し開催する。

2 健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(報酬等)

第6条 委員が協議会に出席した場合は、行政機関から選任された委員を除き、県の規定により報酬及び旅費を支給する。前条第2項の規定による出席者も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は健康福祉部健康福祉指導課に置く。

千葉県再犯防止推進連絡協議会 設置要綱

令和5年9月28日制定

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)に基づく地方再犯防止推進計画を推進するため、千葉県再犯防止推進連絡協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 千葉県再犯防止推進計画の推進に関すること
- (2) その他再犯防止等の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員長及び委員をもって、組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選任することとする。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、当該委員長が委員のうちからあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、別表の関係機関等が選任する者をもって充てる。ただし、学識経験者については、千葉県健康福祉部健康福祉指導課長が選任することとする。

- 2 前項の委員に事故があるときは、当該委員の指名した者が、その職務を代理することができる。
- 3 委員の任期は、選任の日から、計画の期間終了年度の末日までとする。

(協議会)

第6条 協議会は、千葉県健康福祉部健康福祉指導課長が委員を招集し、開催する。

2 千葉県健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(報酬等)

差し替え

(守秘義務)

第8条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

別 表 省略

第7条 委員が協議会に出席した場合は、行政機関から選任された委員を除き、県の規定により報酬及び旅費を支給する。前条第2項の規定による出席者も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、千葉県健康福祉部健康福祉指導課において処理する。

(守秘義務)

第9条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

種別	関係機関・団体等の名称
学識経験者	
更生保護団体	更生保護施設（更生保護法人千葉県婦性会）
	自立準備ホーム
	千葉県保護司会連合会
	千葉県更生保護女性連盟
相談・支援機関	公益社団法人千葉県医師会
	千葉県弁護士会
	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
	千葉県地域生活定着支援センター
	認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構
	一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
行政機関	法務省関東矯正管区更生支援企画課
	法務省千葉保護観察所
	千葉地方検察庁
	千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課
	千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課